官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　四
○労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（三六一）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三六二）　六
〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約（一〇）　一〇
〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　三九
〔省　令〕
○石綿障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）　三九
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六九）　四二
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働二九〇）　四三
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示（国土交通九八七）　五〇
○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件（同九八八）　五一
○壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件（同九八九）　五二
○避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件（同九九〇）　五三
○小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件（同九九一）　五三
○床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件（同九九二）　五四
○火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件（同九九三）　五五
○準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件（同九九四）　五五
○排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件（同九九五）　五五
○避難上及び消火上支障がない周囲の部分を定める件（同九九六）　五五
○敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件（同九九七）　五六
○平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示（同九九八）　五六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件（同九九九）　六二
○河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を改正する件（環境七五）　六二
〔その他告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の効力発生に関する件（外務四二三）　六三
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務二八三）　六三
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件（文部科学一三〇）　六六
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録の件（同一三一）　六六
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録の件（同一三二）　六八
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六二七～一六三四）　六九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一六三五）　九一
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇〇〇）　九三
○野付半島・野付湾鳥獣保護区の存続期間を更新した件（環境七六）　九四
○野付半島・野付湾特別保護地区を指定した件（同七七）
○宍道湖鳥獣保護区の存続期間を更新した件（同七八）
○宍道湖特別保護地区を指定した件（同七九）　九五
○湯湾岳鳥獣保護区の存続期間を更新した件（同八〇）
○湯湾岳特別保護地区を指定した件（同八一）　九六
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛二五一）
○道路に関する件
（東北地方整備局八一ノ八四）　一〇〇
○道路に関する件
（関東地方整備局二一七、二一八）
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同二一九、二二〇）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二二一）
○道路に関する件
（北陸地方整備局六一、六二）　一〇三
○道路に関する件
（近畿地方整備局一〇一ノ一〇三）
○道路に関する件
（中国地方整備局八一）
○道路に関する件
（四国地方整備局五六ノ五九）

官庁報告

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
基本測量関係事項公告（国土交通省）

資料

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和七年八月分）（財務省）

公告

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和六事業年度・年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・国立研究開発法人海洋研究開発機構・国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・独立行政法人情報処理推進機構・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、西日本高速道路株式会社社会保険労務士及び徴収期間の変更、社会保険労務士法人名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第三百六十号）（こども家庭庁）

第１　子ども・子育て支援法施行令の一部改正

１　子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額を零とする。（第九条第一項関係）

２　新子ども・子育て支援法第六十六条の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額の算定において合算する額に、新子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に掲げる額を加える。（第二十三条第一号関係）

３　その他所要の改正を行う。

第２　国家戦略特別区域法施行令の一部改正

第五条の規定を削除する。（第五条関係）

第３　附則

１　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三百六十一号）（厚生労働省）

第１　労働安全衛生法施行令の一部改正

１　統括安全衛生責任者の選任に係る基準の見直し

統括安全衛生責任者の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数とする。（第七条第二項関係）

２　機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大

他の事業を行う者に機械等を貸与している者が、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者の事業場において、当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加える。（第十条関係）

３　建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大

他の事業を行う者に建築物を貸与する者が、当該建築物の貸与を受けた者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に拡大する。（第十一条関係）

４　登録教習機関の登録有効期間に係る規定の整理

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、労働安全衛生法第七十七条第四項が同条第五項となることに伴い、同項を引用する規定について所要の改正を行う。（第二十三条の二関係）

５　車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械の規定

車両系機械運転技能講習の対象となる車両系機械を、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）とする。（第二十四条関係）

６　その他所要の改正を行う。

第２　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

１　特定機械等の製造許可に係る手数料の見直し

特定機械等の製造許可に係る都道府県労働局長への申請手数料を、登録設計審査等機関が特定機械等の設計審査を実施した場合は四万四千円、都道府県労働局長が当該設計審査を実施した場合は八万二千五百円とする。（第一条第二号関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第１の４の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三百六十二号）（厚生労働省）

第１　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

１　定義規定の改正

この政令において用いられる薬局製造販売医薬品の定義を改正する。（第三条関係）

２　医薬品等の製造販売の承認における優先審査等に係る規定の整備

⑴　我が国と同等の水準にあると認められる製造販売の承認制度又はこれに相当する制度を有している国として、医薬品及び再生医療等製品にあっては、アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ又はフランス、医療機器及び体外診断用医薬品にあっては、アメリカ合衆国を定める。（第二十五条の二、第三十七条の二十六、第四十三条の二十八関係）

⑵　優先審査等により承認された医薬品等の容器等への表示について特例規定を整備する。（第七十五条関係）

３　医薬品等の特例承認を受けた者に対する措置に係る規定の整備

医薬品等の特例承認を受けた者について厚生労働大臣が義務を課することができる措置を「品質、有効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める調査」とする。（第二十八条、第三十七条の三十一、第四十三条の三十七関係）

４　指定高度管理医療機器等の認証に係る読替規定の整備

厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、指定高度管理医療機器等の製造販売の認証に係る立会い等を行わせる場合の必要な読替規定を整備する。（第四十条の五関係）

５　医薬品等の検査に係る規定の整備

⑴　検査を受けようとする出願者は、申請書を検査機関に提出しなければならないものとする。（第五十八条関係）

⑵　出願者は、厚生労働大臣が定める医薬品等については、試験品を検査機関に送付しなければならないものとする。（第五十九条関係）

⑶　検査機関は、医薬品等について厚生労働大臣が定める基準によって検査を行い出願者に検査結果を通知し、検査に合格したときは検査合格証明書を出願者に交付しなければならないものとする。（第六十条関係）

⑷　検定に合格した医薬品等の表示に係る規定を廃止する。（改正前第六十一条関係）

６　「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改正する。（第六十四条の三関係）

７　緊急承認又は特例承認の承認を受けた医療機器又は再生医療等製品の容器等の表示に係る特例規定の適正化を行う。（第七十五条関係）

８　１から３まで、５及び７を動物用医薬品等に適用する。

ただし、２の⑴の国については、医薬品及び再生医療等製品にあっては、アイルランド、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、オランダ、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス又は南アフリカ共和国とし、医療機器及び体外診断用医薬品にあっては定めない。（第八十三条関係）

９　その他規定の整備を行う。

第２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正

１　体外診断用医薬品の製造販売承認前試験に係る規定を廃止する。（改正前第十二条関係）

２　その他規定の整備を行う。

第３　毒物及び劇物取締法施行令の一部改正

日本薬局方で定める基準に適合しないトウガラシ末又はトウガラシチンキを混入する場合の品質の基準を定める。（第十二条関係）

第４　その他関係政令の一部改正

地方自治法施行令その他の政令について所要の改正を行う。

第５　施行期日

この政令は、令和八年五月一日から施行する。ただし、第１の７は公布の日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約（条約第十号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とトルクメニスタンとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税について、トルクメニスタンにおいては法人の利得又は所得に対する租税及び個人の所得に対する租税について適用する。（第一条及び第二条関係）

２　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

３　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対してのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

４　配当に対しては、源泉地国において、親会社が子会社から受け取る配当の場合には課税が免除され、その他の配当の場合には十パーセントを超えない税率により課税することができる。利子に対しては、源泉地国において、政府等又は金融機関が取得する利子の場合には課税が免除され、その他の利子の場合には十パーセントを超えない税率により課税することができる。使用料に対しては、源泉地国において、十パーセントを超えない税率により課税することができる。（第十条～第十二条関係）

５　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第十三条関係）

６　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第十四条～第十六条関係）

７　一方の締約国の居住者が取得する退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生等が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免

除される。匿名組合契約等に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第十七条～第二十条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二十一条関係）

9　日本国の居住者が納付するトルクメニスタンの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。トルクメニスタンの居住者が納付する日本国の租税の額は、トルクメニスタンの租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二十二条及び第二十三条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、当該納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二十四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二十五条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二十六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二十七条関係）

14　この条約の一定の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には、条約の特典は、与えられない。（第二十八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二十九条及び第三十条関係）

政　令

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百六十号

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども

第四条第一項第二号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子ども」に改め、「つ」を除く。」の下に「第九条第一項及び」を加える。

第八条の表第二項の項中欄中「する」及び「当該」の下に「教育・保育給付認定子ども」を加え、同項下欄中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」に改め、同表第五項の項を次のように改める。

第五項	教育・保育給付認定子ども	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	から支給認定教育・保育	（保育所に限る。）から特別利用保育を受け、教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育を
	支給認定教育・保育に	特別利用保育等に

第九条中「は、」の下に「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額は、零とする。

第十三条第一項中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

第十五条の表第二項の項及び第五項の項を次のように改める。

第二項	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする保育認定子ども（満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）	第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育を受けようとする教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は同項第三号に規定する特定利用地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子ども
第五項	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を当該保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項及び第七項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	保育認定子ども	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等

第十五条の五第三号中「第三十条第一項」を「第二十九条第二項」に改める。

第二十条の二の表第四十五条第三項の項及び第四十五条第四項の項を次のように改める。

第四十五条第三項	保育認定子ども	乳児等支援給付認定子ども
	適切な特定地域型保育	適切な特定乳児等通園支援（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）
	良質な特定地域型保育	良質な特定乳児等通園支援
第四十五条第四項	特定地域型保育の	特定乳児等通園支援の

第二十条の二の表第四十六条第二項の項中「（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）」を削り、同表第五十四条第一項の項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第二十三条第一号中「の額、法」を「の額、法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改め、同条第二号ハ中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

附則第六条第二項の表第一項の表の第五項の項の中欄の項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

附則第十三条中「教育認定子ども」を「法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども」に、「法」を「法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条から第十二条までを次のように改める。

第五条から第十二条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中子ども・子育て支援法施行令附則第六条第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十五号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百六十一号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十五条第一項ただし書及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条、第百十二条第一項並びに別表第十八備考の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　ショベルローダー

五　フォークローダー

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二　フォークリフト

第十一条中「又は工場」を「、工場その他の事業」に改める。

第十五条の二の見出し中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第十五条の三の見出し中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改め、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十七条第五項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（法別表第十八備考の政令で定める車両系機械）

第二十四条　法別表第十八備考の政令で定める車両系機械は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）とする。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「八万二千五百円」を「四万四千円（法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る法第三十七条第一項の特定機械等（以下「特定機械等」という。）の設計審査の業務を行う場合にあつては、八万二千五百円）」に改める。

第三条の二第一項中「法第三十七条第一項の」及び「（以下「特定機械等」という。）」を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第二十三条の二の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の三十九」を「第三十七条の四十」に、「第四十三条の四十六」を「第四十三条の四十七」に、「検定」を「検査」に改める。

第三条中「第二条第十七項第三号」の下に「及び第三十六条の十一第一項第一号」を加える。

第十九条第一項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第二十条第一項中「第七項」を「第六項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第二十一条中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改める。

第二十二条第一項中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改める。

第二十三条中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に、「及び第十五項」を「及び第十三項」に改める。

第二十五条第一項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同条第二項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第十五項」を「第十三項」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（医薬品の製造販売の承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承認制度又はこれに相当する制度を有する国）

第二十五条の二　法第十四条第九項第一号の政令で定める国は、アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ又はフランスとする。

第二十六条中「第十四条第十七項」を「第十四条第十五項」に改める。

第二十六条の七中「第十四条の二の二第一項（」を「第十四条の二の二第一項（」に、「第十四条の二の二第一項第二号」を「第十四条の二の二第一項第二号」に改める。

第二十七条第一項中「若しくは第十五項」を「若しくは第十三項」に、「第十四条第六項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「第十四条第五項（同条第十三項」に、「又は第十四条の二の二第二項」を「、第十四条の二の二第三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第十四条の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改める。

第二十八条第三項第一号中「使用の成績その他その品質、有効性及び安全性に関する」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改める。

第三十条の表第十四条第十七項の項中「第十四条第十五項」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、同表第十四条の二の三第一項の項中「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及び第六項」に、「を同条第十五項」を「を同条第十三項」に、「、第九項並びに第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「並びに第八項」に改め、「第十四条の二第二項」の下に「、第十四条の二の二第三項」を加え、同表第十四条の二の三第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「同条第六項（同条第十三項」に、「若しくは第十四条の二第二項」を「、第十四条の二第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第三十二条の表第十四条の二の三第一項の項中「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及び第六項」に、「を同条第十五項」を「を同条第十三項」に、「、第九項並びに第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「並びに第八項」に改め、「第十四条の二第二項」の下に「、第十四条の二の二第三項」を加え、同表第十四条の二の三第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「同条第六項（同条第十三項」に、「若しくは第十四条の二第二項」を「、第十四条の二第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第三十二条の四の表第十四条の二の三第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「同条第六項（同条第十三項」に、「若しくは第十四条の二第二項」を「、第十四条の二第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第三十七条の十九中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第三十七条の二十中「第七項」を「第六項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改める。

第三十七条の二十一中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の二の五第六項」に改める。

第三十七条の二十二第一項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第三十七条の二十五第一項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「第二十三条の二の五第七項及び第九項」を「第二十三条の二の五第六項及び第八項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第七項又は第九項」を「同条第六項又は第八項」に、「第十五項」を「第十三項」に、「同条第七項中」を「同条第六項中」に改める。

第五章第一節中第三十七条の三十九を第三十七条の四十とし、第三十七条の三十六から第三十七条の三十八までを一条ずつ繰り下げる。

第三十七条の三十五の表第二十三条の二の七第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「同条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の六の二第三項」に改め、同条を第三十七条の三十六とし、第三十七条の三十四を第三十七条の三十五とし、第三十七条の三十三を第三十七条の三十四とする。

第三十七条の三十二の表第二十三条の二の五第十七項の項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、同表第二十三条の二の七第一項の項中「同条第六項、第七項、第九項及び第十三項」を「同条第五項、第六項及び第八項」に、「同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「同条第十三項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第三項」に改め、同表第二十三条の二の七第三項の項中「同条第七

項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「同条第六項（同条第十三項」に改め、「含む。）」の下に「若しくは第二十三条の二の六の二第三項」を加え、同条を第三十七条の三十三とし、第三十七条の三十一を第三十七条の三十二とする。

第三十七条の三十第一号中「使用の成績その他その品質、有効性及び安全性に関する」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改め、同条を第三十七条の三十一とする。

第三十七条の二十九第一号中「若しくは第十五項」を「若しくは第十三項」に、「第二十三条の二の五第六項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に、「又は第二十三条の二の六の二第二項」を「、第二十三条の二の六の二第三項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同条第二号中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同条を第三十七条の三十とする。

第三十七条の二十八を削り、第三十七条の二十七を第三十七条の二十九とし、第三十七条の二十六を第三十七条の二十八とし、第三十七条の二十五の次に次の二条を加える。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承認制度又はこれに相当する制度を有する国）

第三十七条の二十六　法第二十三条の二の五第九項第一号の政令で定める国は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品以外の医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認については、アメリカ合衆国とする。

（機構を経由しないで行う承認の申請の範囲）

第三十七条の二十七　法第二十三条の二の五第十五項（法第二十三条の二の十第一項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める承認の申請は、専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器及び体外診断用医薬品についての承認の申請とする。

第四十条の六を第四十条の七とし、第四十条の五を第四十条の六とし、第四十条の四の次に次の一条を加える。

（指定高度管理医療機器等の製造販売の認証に係る機構による調査の立会い等に関する技術的読替え）

第四十条の五　法第二十三条の二の二十三第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条の二の七第二項	前項	第二十三条の二の二十三第十項に同条第九項の立会い及び助言（以下この項及び第六項において「立会い等」という。）
	に医療機器等審査等	当該医療機器等審査等
当該医療機器等審査等	当該立会い等	
とする。この場合において、厚生労働大臣は、第二十三条の二の五の承認をするときは、機構が第六項の規定により通知する審査及び調査の結果を考慮しなければならない		
第二十三条の二の二十二第十一項	医療機器等審査等を行つたとき、第四項の規定による届出を受理したとき、又は前項の規定による報告を受けたときは	立会い等を行つたときは
	当該医療機器等審査等の結果、届出の状況又は報告を受けた旨を	当該立会い等の結果を

第四十三条の二十二中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第四十三条の二十四第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第四十三条の二十七第一項中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に、「第十一項」を「第十三項」に改める。

第六章中第四十三条の四十六を第四十三条の四十七とし、第四十三条の四十五を第四十三条の四十六とし、第四十三条の四十四を第四十三条の四十五とする。

第四十三条の四十三の表第二十三条の二十七第三項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条を第四十三条の四十四とし、第四十三条の四十一を第四十三条の四十二とする。

第四十三条の四十の表第二十三条の二十七第一項の項及び第二十三条の二十七第三項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条を第四十三条の四十一とし、第四十三条の三十九を第四十三条の四十とする。

第四十三条の三十八の表第二十三条の二十五第十三項の項中「第二十三条の二十五第十三項」を「第二十三条の二十五第十五項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第二十三条の二十七第一項の項及び第二十三条の二十七第三項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条を第四十三条の三十九とし、第四十三条の三十七を第四十三条の三十八とする。

第四十三条の三十六第一号中「使用の成績その他その品質、有効性及び安全性に関する」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改め、同条を第四十三条の三十六とし、第四十三条の三十五を第四十三条の三十六とし、第四十三条の二十九から第四十三条の三十四までを一条ずつ繰り下げる。

第四十三条の二十八中「第二十三条の二十五第十三項」を「第二十三条の二十五第十五項」に改め、同条を第四十三条の二十九とし、第四十三条の二十七の次に次の一条を加える。

（再生医療等製品の製造販売の承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承認制度又はこれに相当する制度を有する国）

第四十三条の二十八　法第二十三条の二十五第九項第一号の政令で定める国は、アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ又はフランスとする。

第八章の章名中「検定」を「検査」に改める。

第五十八条の見出し中「検定」を「検査」に改め、同条中「検定機関」を「検査機関」に、「検定を」を「検査を」に改め、「都道府県知事を経由して」を削る。

第五十九条の見出し中「検定」を「検査」に改め、同条中「都道府県知事」を「出願者」に、「の申請書を受理した」を「に規定する医薬品、再生医療等製品又は医療機器が検査機関における試験品の検査を要するものとして厚生労働大臣の定めるものである」に、「薬事監視員に試験品を採取させ、」を「同条の」に、「これを検定機関」を「試験品を検査機関」に改める。

第六十条の見出しを「（検査合格証明書）」に改め、同条第一項中「検定機関」を「検査機関」に、「前条の規定により送付された試験品」を「第五十八条に規定する医薬品、再生医療等製品又は医療機器」に、「検定を」を「検査を」に、「都道府県知事」を「出願者」に、「医薬品、医療機器又は再生医療等製品」を「医薬品、再生医療等製品又は医療機器」に、「検定に」を「検査に」に、「検定合格証明書」を「検査合格証明書」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同条第二項を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　削除

第六十二条中「検定」を「検査」に改める。

第六十四条の三の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改める。

第七十二条第二項の表第二十二条第一項の項中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改める。

第七十三条の四第二項の表第三十七条の二十二第一項の項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第七十三条の六第二項の表第四十三条の二十四第一項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第七十四条の四第一項中「第四条第三項第四号ロ中「」の下に「又は」を加え、「一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第三条に規定する薬局製造販売医薬品をいい、」を「、一般用医薬品又は第二条第十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品（」に、「において同じ。」を「において「薬局製造販売医薬品」という。」に、「「同じ。）」」を「「イ又はロに掲げる医薬品」に、「同じ。）又は薬局製造販売医薬品」を「イ若しくはロに掲げる医薬品又は薬局製造販売医薬品」に改め、同条第四項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第七十五条の見出し中「緊急承認及び特例承認に係る」を「法第八十条第八項に規定する」に改め、同条第一項中「検定」を「検査」に改め、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第五項」の下に「又は第六項」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「若しくは直接の被包」を「又は直接の被包に」に、「若しくは被包」を「若しくは被包に」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、同条第九項中「被包」を「被包に」」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第九項及び第十一項」を「第十項及び第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に、「第九項若しくは第十一項」を「第十項若しくは第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「法第八十条第八項に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品」を「法第十四条の二の二第一項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の三第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十三条の二の六の三第一項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第二十三条の二十六の二第一項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた再生医療等製品」に、「第十四条の二の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第十四条第十項（同条第十三項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医薬品、法第二十三条の二の五第十項（同条第十三項（法第二十三条の二の六の三第二項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医療機器若しくは体外診断用医薬品又は法第二十三条の二十五第十項（同条第十三項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された再生医療等製品については、これらの規定中「その容器又は被包」とあるのは、「これに添付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

第八十条第一項第一号及び第二項第五号中「第十五項及び第十六項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項第七号中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同号ハ中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改める。

第八十一条第一項中「、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第二項」を削る。

第八十三条中「」」とあるのは「都道府県知事」と」の下に「、第二十五条の二及び第四十三条の二十八中「アメリカ合衆国、英国、カナダ、ドイツ又はフランス」とあるのは「アイルランド、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、オランダ、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス又は南アフリカ共和国」と」を加える。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号イ⑴及び⑭中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二の二第一項」に改め、同項第二号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「安全性に関する試験その他の試験成績」を「品質、有効性及び安全性」に、「試験を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第七条の二の見出し中「条件付き承認」を「条件付承認」に、「の申請」を「に当たっての調査」に改め、同条第一項中「第十四条第十三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項及び第六項」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、同条第二項中「第十四条第十二項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項及び第六項」に、「使用の成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する調査に関する資料」に、「第十四条第十三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の二第五項及び第六項」に、「使用の成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第八条第一項及び第二項中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改め、同条第三項中「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改める。

第九条第二項中「使用成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する資料」に、「使用成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第十二条第一項第一号イ⑴中「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に改め、同号イ⑵及び⑷中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「同項前段に規定する」に改め、同号ロ⑵及び⑸中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同条第二項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「安全性に関する試験その他の試験の試験成績」を「品質、有効性及び安全性」に、「試験を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改め、同条第四項を削る。

第十三条第一項及び第二項中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の二の五第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の三第二項」を「第二十三条の二の六の二第二項」に改める。

第十三条の二の見出し中「条件付き承認」を「条件付承認」に、「の申請」を「に当たっての調査」に改め、同条第一項中「第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項」を「第二十三条の二の六第二項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項）」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の五第十二項（同条第十五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十三条の二の十七第五項及び第六項」を「第二十三条の二の六第三項（法第二十三条の二の十七第五項及び第六項）」に、「使用の成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第十四条第二項中「使用成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する資料」に、「使用成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第二十二条第一項第二号中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十二項」に改め、同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第二十三条の見出し中「の申請」を削り、同条第一項中「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第二十四条第二項中「使用成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する資料」に、「使用成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第二十九条中「第三十七条の二十六第三項」を「第三十七条の二十八第三項」に、「第四十三条の三十一第三項」を「第四十三条の三十二第三項」に改める。

第三十条中「第三十七条の二十七第三項」を「第三十七条の二十九第三項」に、「第四十三条の三十二第三項」を「第四十三条の三十三第三項」に改める。

第三十二条第一項第二号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同条第二項中「第十四条第六項（同条第十五項」を「第十四条第五項（同条第十三項」に、「第十四条の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に改め、同項第一号中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、同項第二号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第五項」に改め、同項第三号中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第五項」に改め、同条第四項中「第十四条第六項（同条第十五項」を「第十四条第五項（同条第十三項」に、「第十四条の二の二第二項」に改め、同項第二号イ中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、同号ロ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、同号ハ中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第四項」に改め、同条第五項中「第十四条第七項（同条第十五項」を「第十四条第六項（同条第十三項」に、「若しくは第九項」を「若しくは第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、「第十四条第八項」に改め、同条第六項第一号中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同条第九項中「第十四条第十三項（同条第十五項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」を「同項前段に規定する」に改め、同条第十一項中「第十五項」を「第十三項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改める。

第三十三条第一項第一号ロ(2)及び(3)中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同号ロ(2)から(5)までの規定中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同号ロ中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の二第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第四項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十五項（」を「第二十三条の二の五第十三項（」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の二の五第六項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の五第五項」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第七項中「第二十三条の二の五第十五項（」を「第二十三条の二の五第十三項（」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第八項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第九項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十一項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十二項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第四項中「第二十三条の二の五第五項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第四項（同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の五第十五項（」を「第二十三条の二の五第十三項（」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十三項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十四項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十五項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十六項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十七項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十八項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第十九項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十一項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十二項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十三項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十四項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十五項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十六項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十七項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十八項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第二十九項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第三十項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第三十一項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第三十二項中「第二十三条の二の五第六項（同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項（同条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第三十三項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同項第一号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、同条第三十四条の二第一項第三号ロ及びニ中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改める。

第三十六条第一項第二号中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改め、同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改め、同条第四項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号及び第二号中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第三十七条第四項中「第四十三条の三十一第四項」を「第四十三条の三十二第四項」に、「第四十三条の三十二第五項」を「第四十三条の三十三第五項」に改める。

附則第四条中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第二項」を削る。

（地方財政法施行令の一部改正）

第四条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「第十条の四第七号」を「第十条の四第六号」に改める。

（家畜伝染病予防法施行令の一部改正）

第五条　家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「検定」を「検査」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第六条　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシ末」を「イ、ロ又はハに掲げるもの」に、「、同法に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキ」を「ニ、ホ又はヘに掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この号において「医薬品医療機器等法」という。）に規定する日本薬局方（以下この号において「日本薬局方」という。）で定める基準に適合するトウガラシ末

ロ　日本薬局方で定める基準に適合しないトウガラシ末であつて、その性状及び品質が適正なものとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

ハ　イ及びロに掲げるトウガラシ末

ニ　日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキ

ホ　日本薬局方で定める基準に適合しないトウガラシチンキであつて、その性状及び品質が適正なものとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

ヘ　ニ及びホに掲げるトウガラシチンキ

（特許法施行令の一部改正）

第七条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二第五項」に、「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同号ロ中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に、「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同号ニ中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十三条の二の五第十三項（同条第十五項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項」を「第二十三条の二の六の二第三項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第九条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第三十七条の三十の」を「第三十七条の三十一の」に、「第四十三条の三十六の」を「第四十三条の三十七の」に、「第三十七条の三十第三号」を「第三十七条の三十一第三号」に、「第四十三条の三十六第三号」を「第四十三条の三十七第三号」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に、「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号ホ中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四号中「及び検定」を削る。

第百三十六条第一項第一号中「国家検定」を「医薬品医療機器等法第四十三条第一項及び第二項の検査」に、「再生医療等製品及び食品等の試験及び」を「及び再生医療等製品の」に改める。

附　則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第九項及び第十一項の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

条約第十号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約

日本国及びトルクメニスタンは、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3　この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　トルクメニスタンにおいては、

(i)　法人の利得又は所得に対する租税

(ii)　個人の所得に対する租税

（以下「トルクメニスタンの租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「トルクメニスタン」とは、地理的意味で用いる場合には、トルクメニスタンの領域並びにトルクメニスタンが国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使する全ての区域をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルクメニスタンをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　トルクメニスタンにおいては、財務経済省又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

(i)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(ii)　専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。

2　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。

3　1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条　恒久的施設

1　この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2　「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a)　事業の管理の場所

(b)　支店

(c)　事務所

(d)　工場

(e)　作業場

(f)　鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

3　「恒久的施設」には、次のものを含む。

(a)　建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事。ただし、これらの現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。

(b)　一方の締約国内に存在する天然資源の探査又は開発に関連して当該一方の締約国内において行われる活動。ただし、当該活動が十二箇月を超える期間存続する場合に限る。

4　1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a)　企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。

(b)　企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。

(c)　企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d)　企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e)　企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f)　(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所における当該組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5　4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a)　この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b)　当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6　1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所（5の規定が適用されることとなるものを除く。）を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a)　当該企業の名において締結される契約

(b)　当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c)　当該企業による役務の提供のための契約

7　6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8　一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9　この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの（法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの）を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条　不動産所得

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3　1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4　1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条　事業利得

1　一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によって当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3　一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によって調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4　他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条　国際海上運送及び国際航空運送

1　一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルクメニスタンの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であってトルクメニスタンにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3　1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条　関連企業

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条　配当

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(a)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

(b)　当該配当を支払う法人がトルクメニスタンの居住者である場合には、当該法人の資本

4　3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5　2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

6　この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7　1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条　利子

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、同様の機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c)　当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者（当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。）である場合

(i)　銀行

(ii)　保険会社

(iii)　証券会社

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる者以外の企業であって、当該利子の支払が行われる課税年度に先立つ三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が第五条9の規定に従って当該企業と密接に関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の公認の年金基金であって、当該利子が第三条1(l)(i)又は(ii)に規定する活動によって取得され、かつ、当該利子が支払われる課税年度の開始の時において当該公認の年金基金の受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人である場合

(e)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によって行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

4　この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6　利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7　利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条　使用料

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3　この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4　1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5　使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6　使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条　譲渡収益

1　一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3　船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産（第六条に規定する不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4　一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5　1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条　給与所得

1　次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b)　当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c)　当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3　1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務（他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。）について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1　第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1　(a)　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約国の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3　一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条　匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条　その他の所得

1　一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であって前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3　1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十二条　二重課税の除去

1　日本国においては、二重課税は、次の方法によって除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってトルクメニスタンにおいて租税を課することができる所得をトルクメニスタン内において取得する場合には、当該所得について納付されるトルクメニスタンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2　トルクメニスタンにおいては、二重課税は、次の方法によって除去される。

トルクメニスタンの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を日本国内において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるトルクメニスタンの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、トルクメニスタンの租税に関する法令に従って計算される当該所得に対するトルクメニスタンの租税の額を超えないものとする。

第二十三条　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によって直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四条　相互協議手続

1　一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4　両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、(b)　当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6　(a)　一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続（以下この条において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(b)　事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(c)　事案によって直接に影響を受ける者が5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

7　(a)　仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。

(iii)　仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

(b)　両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

(c)　この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

8　(a)　仲裁決定は、最終的なものとする。

(b)　仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（7(b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

9　(a)　(c)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(a)　事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(b)　事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

10　この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(a)　(b)　(c)　両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(a)　(b)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(c)　当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

11　各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12　5から11までの規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十五条　情報の交換

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4　一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　租税の徴収における支援

1　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2　この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a)　日本国においては、

(i)　第二条3(a)(i)から(iv)までに掲げる租税

(ii)　復興特別法人税

(iii)　消費税

(iv)　地方消費税

(v)　相続税

(vi)　贈与税

(b)　トルクメニスタンにおいては、

(i)　第二条3(b)に掲げる租税

(ii)　付加価値税

(c)　その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d)　(a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5　3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6　3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国において適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　特典を受ける権利

1　一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。

(a)　当該特典が与えられる時において、その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されている場合

(b)　当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該一方の締約国の居住者である者であって次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当するものが、当該法人の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合

(i)　個人

(ii)　当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関

(iii)　(a)の規定に基づいて適格者とされる法人

3　一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

4　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。

(i)　いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場

(ii)　両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場

5　(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b)　(a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c)　一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

6　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条　効力発生

1　この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4　千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書（以下「旧条約」という。）は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とトルクメニスタンとの間において適用されなくなる。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であっていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

6　旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とトルクメニスタンとの間において終了する。

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月十六日にアシガバットで、ひとしく正文である日本語、トルクメン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
佐々木浩

トルクメニスタンのために
S・ジョラエフ

総務大臣　林　芳正
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND TURKMENISTAN FOR THE ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND THE PREVENTION OF TAX EVASION AND AVOIDANCE

Japan and Turkmenistan,

Desiring to further develop their economic relationship and to enhance their co-operation in tax matters,

Intending to conclude a Convention for the elimination of double taxation with respect to taxes on income without creating opportunities for non-taxation or reduced taxation through tax evasion or avoidance (including through treaty-shopping arrangements aimed at obtaining reliefs provided in this Convention for the indirect benefit of residents of third States),

Have agreed as follows:

ARTICLE 1
PERSONS COVERED

1. This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

2. For the purposes of this Convention, income derived by or through an entity or arrangement that is treated as wholly or partly fiscally transparent under the tax law of either Contracting State shall be considered to be income of a resident of a Contracting State but only to the extent that the income is treated, for purposes of taxation by that Contracting State, as the income of a resident of that Contracting State.

3. This Convention shall not affect the taxation, by a Contracting State, of its residents except with respect to the benefits granted under paragraph 3 of Article 7, paragraph 2 of Article 9 and Articles 18, 19, 22, 23, 24 and 27.

ARTICLE 2
TAXES COVERED

1. This Convention shall apply to taxes on income imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities, irrespective of the manner in which they are levied.

2. There shall be regarded as taxes on income all taxes imposed on total income or on elements of income, including taxes on gains from the alienation of any property, taxes on the total amounts of wages or salaries paid by enterprises, as well as taxes on capital appreciation.

3. The existing taxes to which this Convention shall apply are:

(a) in Japan:

(i) the income tax;

(ii) the corporation tax;

(iii) the special income tax for reconstruction;

(iv) the local corporation tax; and

(v) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as “Japanese tax”);

(b) in Turkmenistan:

(i) the tax on profits or income of juridical persons; and

(ii) the tax on income of individuals

(hereinafter referred to as “Turkmen tax”).

4. This Convention shall apply also to any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the existing taxes. The competent authorities of the Contracting States shall notify each other of any significant changes that have been made in their taxation laws.

ARTICLE 3
GENERAL DEFINITIONS

1. For the purposes of this Convention, unless the context otherwise requires:

(a) the term “Japan”, when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the seabed and subsoil thereof, over which Japan has sovereign rights in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;

(b) the term “Turkmenistan”, when used in a geographical sense, means the territory of Turkmenistan and any area within which it exercises sovereign rights and jurisdiction in accordance with international law;

(c) the terms “a Contracting State” and “the other Contracting State” mean Japan or Turkmenistan, as the context requires;

(d) the term “person” includes an individual, a company and any other body of persons;

(e) the term “company” means any body corporate or any entity that is treated as a body corporate for tax purposes;

(f) the term “enterprise” applies to the carrying on of any business;

(g) the terms “enterprise of a Contracting State” and “enterprise of the other Contracting State” mean respectively an enterprise carried on by a resident of a Contracting State and an enterprise carried on by a resident of the other Contracting State;

(h) the term “international traffic” means any transport by a ship or aircraft except when the ship or aircraft is operated solely between places in a Contracting State and the enterprise that operates the ship or aircraft is not an enterprise of that Contracting State;

(i) the term “competent authority” means:

(i) in Japan, the Minister of Finance or his authorised representative;

(ii) in Turkmenistan, the Ministry of Finance and Economy or its authorised representative;

(j) the term “national”, in relation to a Contracting State, means:

(i) any individual possessing the nationality of that Contracting State; and

(ii) any legal person, partnership or association deriving its status as such from the laws in force in that Contracting State;

(k) the term “business” includes the performance of professional services and of other activities of an independent character;

(l) the term “recognised pension fund” of a Contracting State means an entity or arrangement established under the law of that Contracting State that is treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State and:

(i) that is established and operated exclusively or almost exclusively to administer or provide retirement benefits and ancillary or incidental benefits or other similar remuneration to individuals and that is regulated as such by that Contracting State or one of its political subdivisions or local authorities; or

(ii) that is established and operated exclusively or almost exclusively to invest funds for the benefit of other recognised pension funds of that Contracting State.

Where an entity or arrangement established under the law of a Contracting State would constitute a recognised pension fund under clause (i) or (ii) if it were treated as a separate person under the taxation laws of that Contracting State, it shall be considered, for the purposes of the Convention, as a separate person treated as such under the taxation laws of that Contracting State and all the assets and income of the entity or arrangement shall be treated as assets held and income derived by that separate person and not by another person.

2. As regards the application of this Convention at any time by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires or the competent authorities agree to a different meaning pursuant to the provisions of Article 24, have the meaning that it has at that time under the law of that Contracting State for the purposes of the taxes to which the Convention applies, any meaning under the applicable tax laws of that Contracting State prevailing over a meaning given to the term under other laws of that Contracting State.

ARTICLE 4
RESIDENT

1. For the purposes of this Convention, the term "resident of a Contracting State" means any person who, under the laws of that Contracting State, is liable to tax therein by reason of his domicile, residence, place of head or main office, place of management or any other criterion of a similar nature, and also includes that Contracting State and any political subdivision or local authority thereof as well as a recognised pension fund of that Contracting State. This term, however, does not include any person who is liable to tax in that Contracting State in respect only of income from sources in that Contracting State.

2. Where by reason of the provisions of paragraph 1 an individual is a resident of both Contracting States, then his status shall be determined as follows:

(a) he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has a permanent home available to him; if he has a permanent home available to him in both Contracting States, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State with which his personal and economic relations are closer (centre of vital interests);

(b) if the Contracting State in which he has his centre of vital interests cannot be determined, or if he has not a permanent home available to him in either Contracting State, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State in which he has an habitual abode;

(c) if he has an habitual abode in both Contracting States or in neither of them, he shall be deemed to be a resident only of the Contracting State of which he is a national;

(d) if he is a national of both Contracting States or of neither of them, the competent authorities of the Contracting States shall settle the question by mutual agreement.

3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, the competent authorities of the Contracting States shall endeavour to determine by mutual agreement the Contracting State of which such person shall be deemed to be a resident for the purposes of this Convention, having regard to its place of head or main office, its place of effective management, the place where it is incorporated or otherwise constituted and any other relevant factors. In the absence of such agreement, such person shall not be entitled to any relief or exemption from tax provided by the Convention.

ARTICLE 5
PERMANENT ESTABLISHMENT

1. For the purposes of this Convention, the term "permanent establishment" means a fixed place of business through which the business of an enterprise is wholly or partly carried on.

2. The term "permanent establishment" includes especially:

(a) a place of management;

(b) a branch;

(c) an office;

(d) a factory;

(e) a workshop, and

(f) a mine, an oil or gas well, a quarry or any other place of extraction of natural resources.

3. The term “permanent establishment” also encompasses:

(a) a building site or construction or installation project, but only if such site or project lasts more than twelve months;

(b) activities carried on in a Contracting State in connection with the exploration or exploitation of natural resources situated in that Contracting State, but only if such activities last more than twelve months.

4. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, the term “permanent establishment” shall be deemed not to include:

(a) the use of facilities solely for the purpose of storage or display of goods or merchandise belonging to the enterprise;

(b) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of storage or display;

(c) the maintenance of a stock of goods or merchandise belonging to the enterprise solely for the purpose of processing by another enterprise;

(d) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of purchasing goods or merchandise or of collecting information, for the enterprise;

(e) the maintenance of a fixed place of business solely for the purpose of carrying on, for the enterprise, any activity not listed in subparagraphs (a) to (d), provided that this activity has a preparatory or auxiliary character;

(f) the maintenance of a fixed place of business solely for any combination of activities mentioned in subparagraphs (a) to (e), provided that the overall activity of the fixed place of business resulting from this combination is of a preparatory or auxiliary character.

5. Paragraph 4 shall not apply to a fixed place of business that is used or maintained by an enterprise if the same enterprise or a closely related enterprise carries on business activities at the same place or at another place in the same Contracting State and

(a) that place or other place constitutes a permanent establishment for the enterprise or the closely related enterprise under the provisions of this Article, or

(b) the overall activity resulting from the combination of the activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, is not of a preparatory or auxiliary character,

provided that the business activities carried on by the two enterprises at the same place, or by the same enterprise or closely related enterprises at the two places, constitute complementary functions that are part of a cohesive business operation.

6. Notwithstanding the provisions of paragraphs 1 and 2 but subject to the provisions of paragraph 7, where a person is acting in a Contracting State on behalf of an enterprise and, in doing so, habitually concludes contracts, or habitually plays the principal role leading to the conclusion of contracts that are routinely concluded without material modification by the enterprise, and these contracts are

(a) in the name of the enterprise, or

(b) for the transfer of the ownership of, or for the granting of the right to use, property owned by that enterprise or that the enterprise has the right to use, or

(c) for the provision of services by that enterprise,

that enterprise shall be deemed to have a permanent establishment in that Contracting State in respect of any activities which that person undertakes for the enterprise, unless the activities of such person are limited to those mentioned in paragraph 4 which, if exercised through a fixed place of business (other than a fixed place of business to which paragraph 5 would apply), would not make this fixed place of business a permanent establishment under the provisions of paragraph 4.

7. Paragraph 6 shall not apply where the person acting in a Contracting State on behalf of an enterprise of the other Contracting State carries on business in the first-mentioned Contracting State as an independent agent and acts for the enterprise in the ordinary course of that business. Where, however, a person acts exclusively or almost exclusively on behalf of one or more enterprises to which it is closely related, that person shall not be considered to be an independent agent within the meaning of this paragraph with respect to any such enterprise.

8. The fact that a company which is a resident of a Contracting State controls or is controlled by a company which is a resident of the other Contracting State, or which carries on business in that other Contracting State (whether through a permanent establishment or otherwise), shall not of itself constitute either company a permanent establishment of the other.

9. For the purposes of this Article, a person or enterprise is closely related to an enterprise if, based on all the relevant facts and circumstances, one has control of the other or both are under the control of the same persons or enterprises. In any case, a person or enterprise shall be considered to be closely related to an enterprise if one possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest in the other (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) or if another person or enterprise possesses directly or indirectly more than 50 per cent of the beneficial interest (or, in the case of a company, more than 50 per cent of the aggregate vote and value of the company's shares or of the beneficial equity interest in the company) in the person and the enterprise or in the two enterprises.

ARTICLE 6
INCOME FROM IMMOVABLE PROPERTY

1. Income derived by a resident of a Contracting State from immovable property (including income from agriculture or forestry) situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. The term "immovable property" shall have the meaning which it has under the law of the Contracting State in which the property in question is situated. The term shall in any case include property accessory to immovable property, livestock and equipment used in agriculture and forestry, rights to which the provisions of general law respecting landed property apply, usufruct of immovable property and rights to variable or fixed payments as consideration for the working of, or the right to work, mineral deposits, sources and other natural resources; ships and aircraft shall not be regarded as immovable property.

3. The provisions of paragraph 1 shall apply to income derived from the direct use, letting, or use in any other form of immovable property.

4. The provisions of paragraphs 1 and 3 shall also apply to the income from immovable property of an enterprise.

ARTICLE 7
BUSINESS PROFITS

1. Profits of an enterprise of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State unless the enterprise carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein. If the enterprise carries on business as aforesaid, the profits that are attributable to the permanent establishment in accordance with the provisions of paragraph 2 may be taxed in that other Contracting State.

2. For the purposes of this Article and Article 22, the profits that are attributable in each Contracting State to the permanent establishment referred to in paragraph 1 are the profits it might be expected to make, in particular in its dealings with other parts of the enterprise, if it were a separate and independent enterprise engaged in the same or similar activities under the same or similar conditions, taking into account the functions performed, assets used and risks assumed by the enterprise through the permanent establishment and through the other parts of the enterprise.

3. Where, in accordance with paragraph 2, a Contracting State adjusts the profits that are attributable to a permanent establishment of an enterprise of one of the Contracting States and taxes accordingly profits of the enterprise that have been charged to tax in the other Contracting State, that other Contracting State shall, to the extent necessary to eliminate double taxation on these profits, make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

4. Where profits include items of income which are dealt with separately in other Articles of this Convention, then the provisions of those Articles shall not be affected by the provisions of this Article.

ARTICLE 8
INTERNATIONAL SHIPPING AND AIR TRANSPORT

1. Profits of an enterprise of a Contracting State from the operation of ships or aircraft in international traffic shall be taxable only in that Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of Article 2, an enterprise of a Contracting State shall be exempt in respect of its carrying on the operation of ships or aircraft in international traffic from, in the case of an enterprise of Turkmenistan, the enterprise tax of Japan and, in the case of an enterprise of Japan, any tax similar to the enterprise tax of Japan which is imposed after the date of signature of this Convention in Turkmenistan.

3. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall also apply to profits from the participation in a pool, a joint business or an international operating agency.

ARTICLE 9
ASSOCIATED ENTERPRISES

1. Where

(a) an enterprise of a Contracting State participates directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of the other Contracting State, or

(b) the same persons participate directly or indirectly in the management, control or capital of an enterprise of a Contracting State and an enterprise of the other Contracting State,

and in either case conditions are made or imposed between the two enterprises in their commercial or financial relations which differ from those which would be made between independent enterprises, then any profits which would, but for those conditions, have accrued to one of the enterprises, but, by reason of those conditions, have not so accrued, may be included in the profits of that enterprise and taxed accordingly.

2. Where a Contracting State includes in the profits of an enterprise of that Contracting State - and taxes accordingly - profits on which an enterprise of the other Contracting State has been charged to tax in that other Contracting State and the profits so included are profits which would have accrued to the enterprise of the first-mentioned Contracting State if the conditions made between the two enterprises had been those which would have been made between independent enterprises, then that other Contracting State shall make an appropriate adjustment to the amount of the tax charged therein on those profits. In determining such adjustment, due regard shall be had to the other provisions of this Convention and the competent authorities of the Contracting States shall if necessary consult each other.

ARTICLE 10
DIVIDENDS

1. Dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the dividends.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if the beneficial owner of the dividends is a resident of that other Contracting State and is a company which has owned directly or indirectly, throughout a six month period that includes the date on which entitlement to the dividends is determined (for the purpose of computing that period, no account shall be taken of changes of ownership that would directly result from a corporate reorganisation, such as a merger or divisive reorganisation, of the company that is the beneficial owner of the dividends or that pays the dividends), at least 25 per cent of:

(a) in the case where the company paying the dividends is a resident of Japan, the voting power of that company;

(b) in the case where the company paying the dividends is a resident of Turkmenistan, the capital of that company.

4. Notwithstanding the provisions of paragraph 3, where dividends paid by a company which is a resident of a Contracting State are deductible in computing the taxable income of that company in that Contracting State, such dividends may be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the dividends is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the dividends.

5. The provisions of paragraphs 2, 3 and 4 shall not affect the taxation of the company in respect of the profits out of which the dividends are paid.

6. The term “dividends” as used in this Article means income from shares, “jouissance” shares or “jouissance” rights, mining shares, founders’ shares or other rights, not being debt-claims, participating in profits, as well as income from other rights which is subjected to the same taxation treatment as income from shares by the laws of the Contracting State of which the company making the distribution is a resident.

7. The provisions of paragraphs 1, 2, 3 and 4 shall not apply if the beneficial owner of the dividends, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State of which the company paying the dividends is a resident through a permanent establishment situated therein and the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

8. Where a company which is a resident of a Contracting State derives profits or income from the other Contracting State, that other Contracting State may not impose any tax on the dividends paid by the company, except insofar as such dividends are paid to a resident of that other Contracting State or insofar as the holding in respect of which the dividends are paid is effectively connected with a permanent establishment situated in that other Contracting State, nor subject the company’s undistributed profits to a tax on the company’s undistributed profits, even if the dividends paid or the undistributed profits consist wholly or partly of profits or income arising in such other Contracting State.

ARTICLE 11
INTEREST

1. Interest arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, interest arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the interest is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the interest.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, interest arising in a Contracting State shall be taxable only in the other Contracting State if:

(a) the interest is beneficially owned by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof;

(b) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State with respect to debt-claims guaranteed, insured or indirectly financed by that other Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that other Contracting State or any institution wholly owned by that other Contracting State or a political subdivision or local authority thereof;

(c) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State that is either:

(i) a bank;

(ii) an insurance company;

(iii) a securities dealer; or

(iv) any other enterprise, provided that, in the three taxable years preceding the taxable year in which the interest is paid, the enterprise derives more than 50 per cent of its liabilities from the issuance of bonds in the financial markets or from taking deposits at interest, and more than 50 per cent of the assets of the enterprise consist of debt-claims against persons that are not closely related to the enterprise pursuant to the provisions of paragraph 9 of Article 5,

which is established and regulated as such under the laws of that other Contracting State;

(d) the interest is beneficially owned by a recognised pension fund of that other Contracting State, provided that such interest is derived from the activities referred to in clause (i) or (ii) of subparagraph (l) of paragraph 1 of Article 3 and that, at the beginning of the taxable year for which such interest is paid, at least 50 per cent of the beneficiaries, members or participants of the recognised pension fund are individuals who are residents of either Contracting State; or

(e) the interest is beneficially owned by a resident of that other Contracting State and paid with respect to debt-claims arising as a part of the sale of equipment or merchandise, or the provision of services, on credit by a resident of that other Contracting State.

4. The term “interest” as used in this Article means income from debt-claims of every kind, whether or not secured by mortgage and whether or not carrying a right to participate in the debtor’s profits, and in particular, income from government securities and income from bonds or debentures, including premiums and prizes attaching to such securities, bonds or debentures as well as other income that is subjected to the same taxation treatment as income from money lent by the laws of the Contracting State in which the income arises. Income dealt with in Article 10 and penalty charges for late payment shall not be regarded as interest for the purposes of this Article.

5. The provisions of paragraphs 1, 2 and 3 shall not apply if the beneficial owner of the interest, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the interest arises through a permanent establishment situated therein and the debt-claim in respect of which the interest is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

6. Interest shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the interest, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the indebtedness on which the interest is paid was incurred, and such interest is borne by such permanent establishment, then such interest shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

7. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the interest, having regard to the debt-claim for which it is paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 12
ROYALTIES

1. Royalties arising in a Contracting State and paid to a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. However, royalties arising in a Contracting State may also be taxed in that Contracting State according to the laws of that Contracting State, but if the beneficial owner of the royalties is a resident of the other Contracting State, the tax so charged shall not exceed 10 per cent of the gross amount of the royalties.

3. The term “royalties” as used in this Article means payments of any kind received as a consideration for the use of, or the right to use, any copyright of literary, artistic or scientific work including cinematograph films, or any patent, trade mark, design or model, plan, or secret formula or process, or for information concerning industrial, commercial or scientific experience.

4. The provisions of paragraphs 1 and 2 shall not apply if the beneficial owner of the royalties, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State in which the royalties arise through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the royalties are paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

5. Royalties shall be deemed to arise in a Contracting State when the payer is a resident of that Contracting State. Where, however, the person paying the royalties, whether he is a resident of a Contracting State or not, has in a Contracting State a permanent establishment in connection with which the liability to pay the royalties was incurred, and such royalties are borne by such permanent establishment, then such royalties shall be deemed to arise in the Contracting State in which the permanent establishment is situated.

6. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the royalties, having regard to the use, right or information for which they are paid, exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the payments shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 13
CAPITAL GAINS

1. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of immovable property referred to in Article 6 and situated in the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

2. Gains from the alienation of any property, other than immovable property referred to in Article 6, forming part of the business property of a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State, including such gains from the alienation of such a permanent establishment (alone or with the whole enterprise), may be taxed in that other Contracting State.

3. Gains that an enterprise of a Contracting State that operates ships or aircraft in international traffic derives from the alienation of such ships or aircraft, or of any property, other than immovable property referred to in Article 6, pertaining to the operation of such ships or aircraft, shall be taxable only in that Contracting State.

4. Gains derived by a resident of a Contracting State from the alienation of shares of a company or comparable interests, such as interests in a partnership or trust, may be taxed in the other Contracting State if, at any time during the 365 days preceding the alienation, these shares or comparable interests derived at least 50 per cent of their value directly or indirectly from immovable property, as defined in Article 6, situated in that other Contracting State, unless such shares or comparable interests are traded on a recognised stock exchange specified in subparagraph (b) of paragraph 4 of Article 28 and the resident and persons related to that resident own in the aggregate 5 per cent or less of the class of such shares or comparable interests.

5. Gains from the alienation of any property, other than that referred to in paragraphs 1, 2, 3 and 4, shall be taxable only in the Contracting State of which the alienator is a resident.

ARTICLE 14
INCOME FROM EMPLOYMENT

1. Subject to the provisions of Articles 15, 17 and 18, salaries, wages and other similar remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment shall be taxable only in that Contracting State unless the employment is exercised in the other Contracting State. If the employment is so exercised, such remuneration as is derived therefrom may be taxed in that other Contracting State.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment exercised in the other Contracting State shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State if:

(a) the recipient is present in the other Contracting State for a period or periods not exceeding in the aggregate 183 days in any twelve month period commencing or ending in the taxable year concerned, and

(b) the remuneration is paid by, or on behalf of, an employer who is not a resident of the other Contracting State, and

(c) the remuneration is not borne by a permanent establishment which the employer has in the other Contracting State.

3. Notwithstanding the preceding provisions of this Article, remuneration derived by a resident of a Contracting State in respect of an employment, as a member of the regular complement of a ship or aircraft, that is exercised aboard a ship or aircraft operated in international traffic, other than aboard a ship or aircraft operated solely within the other Contracting State, shall be taxable only in the first-mentioned Contracting State.

ARTICLE 15
DIRECTORS' FEES

Directors' fees and other similar payments derived by a resident of a Contracting State in his capacity as a member of the board of directors, or of a similar organ, of a company which is a resident of the other Contracting State may be taxed in that other Contracting State.

ARTICLE 16
ENTERTAINERS AND SPORTSPERSONS

1. Notwithstanding the provisions of Article 14, income derived by a resident of a Contracting State as an entertainer, such as a theatre, motion picture, radio or television artiste, or a musician, or as a sportsperson, from that resident's personal activities as such exercised in the other Contracting State, may be taxed in that other Contracting State.

2. Where income in respect of personal activities exercised by an entertainer or a sportsperson acting as such accrues not to the entertainer or sportsperson but to another person, that income may, notwithstanding the provisions of Article 14, be taxed in the Contracting State in which the activities of the entertainer or sportsperson are exercised.

ARTICLE 17
PENSIONS

Subject to the provisions of paragraph 2 of Article 18, pensions and other similar remuneration beneficially owned by a resident of a Contracting State shall be taxable only in that Contracting State.

ARTICLE 18
GOVERNMENT SERVICE

1. (a) Salaries, wages and other similar remuneration paid by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such salaries, wages and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the services are rendered in that other Contracting State and the individual is a resident of that other Contracting State who:

(i) is a national of that other Contracting State; or

(ii) did not become a resident of that other Contracting State solely for the purpose of rendering the services.

2. (a) Notwithstanding the provisions of paragraph 1, pensions and other similar remuneration paid by, or out of funds which are created by or to which contributions are made by, a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof to an individual in respect of services rendered to that Contracting State or political subdivision or local authority shall be taxable only in that Contracting State.

(b) However, such pensions and other similar remuneration shall be taxable only in the other Contracting State if the individual is a resident of, and a national of, that other Contracting State.

3. The provisions of Articles 14, 15, 16 and 17 shall apply to salaries, wages, pensions, and other similar remuneration in respect of services rendered in connection with a business carried on by a Contracting State or a political subdivision or local authority thereof.

ARTICLE 19
STUDENTS

Payments which a student or business apprentice who is or was immediately before visiting a Contracting State a resident of the other Contracting State and who is present in the first-mentioned Contracting State solely for the purpose of his education or training receives for the purpose of his maintenance, education or training shall not be taxed in that Contracting State, provided that such payments arise from sources outside that Contracting State. In the case of a business apprentice, the exemption provided by this Article shall apply only for a period not exceeding three years from the date on which he first begins his training in that Contracting State.

ARTICLE 20
SILENT PARTNERSHIP

Notwithstanding any other provisions of this Convention, any income derived by a resident of a Contracting State in respect of contributions made pursuant to a silent partnership (in the case of Japan, Tokumei Kumiai) contract or another similar contract may be taxed in the other Contracting State according to the laws of that other Contracting State, provided that such income arises in that other Contracting State and is deductible in computing the taxable income of the payer in that other Contracting State.

ARTICLE 21
OTHER INCOME

1. Items of income beneficially owned by a resident of a Contracting State, wherever arising, not dealt with in the foregoing Articles of this Convention shall be taxable only in that Contracting State.

2. The provisions of paragraph 1 shall not apply to income, other than income from immovable property as defined in paragraph 2 of Article 6, if the beneficial owner of such income, being a resident of a Contracting State, carries on business in the other Contracting State through a permanent establishment situated therein and the right or property in respect of which the income is paid is effectively connected with such permanent establishment. In such case the provisions of Article 7 shall apply.

3. Where, by reason of a special relationship between the payer and the beneficial owner or between both of them and some other person, the amount of the income referred to in paragraph 1 exceeds the amount which would have been agreed upon by the payer and the beneficial owner in the absence of such relationship, the provisions of this Article shall apply only to the last-mentioned amount. In such case, the excess part of the income shall remain taxable according to the laws of each Contracting State, due regard being had to the other provisions of this Convention.

ARTICLE 22
ELIMINATION OF DOUBLE TAXATION

1. In Japan, double taxation shall be eliminated as follows:

Subject to the provisions of the laws of Japan regarding the allowance as a credit against Japanese tax of tax payable in any country other than Japan, where a resident of Japan derives income from Turkmenistan which may be taxed in Turkmenistan in accordance with the provisions of this Convention, the amount of Turkmen tax payable in respect of that income shall be allowed as a credit against the Japanese tax imposed on that resident. The amount of credit, however, shall not exceed the amount of the Japanese tax which is appropriate to that income.

2. In Turkmenistan, double taxation shall be eliminated as follows:

Where a resident of Turkmenistan derives income from Japan which may be taxed in Japan in accordance with the provisions of this Convention, the amount of Japanese tax payable in respect of that income shall be allowed as a credit against the Turkmen tax imposed on that resident. The amount of credit, however, shall not exceed the amount of the Turkmen tax on that income computed in accordance with the taxation laws and regulations of Turkmenistan.

ARTICLE 23
NON-DISCRIMINATION

1. Nationals of a Contracting State shall not be subjected in the other Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith, which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which nationals of that other Contracting State in the same circumstances, in particular with respect to residence, are or may be subjected. The provisions of this paragraph shall, notwithstanding the provisions of Article 1, also apply to persons who are not residents of one or both of the Contracting States.

2. The taxation on a permanent establishment which an enterprise of a Contracting State has in the other Contracting State shall not be less favourably levied in that other Contracting State than the taxation levied on enterprises of that other Contracting State carrying on the same activities. The provisions of this paragraph shall not be construed as obliging a Contracting State to grant to residents of the other Contracting State any personal allowances, reliefs and reductions for taxation purposes on account of civil status or family responsibilities which it grants to its own residents.

3. Except where the provisions of paragraph 1 of Article 9, paragraph 7 of Article 11, paragraph 6 of Article 12 or paragraph 3 of Article 21 apply, interest, royalties and other disbursements paid by an enterprise of a Contracting State to a resident of the other Contracting State shall, for the purpose of determining the taxable profits of such enterprise, be deductible under the same conditions as if they had been paid to a resident of the first-mentioned Contracting State.

4. Enterprises of a Contracting State, the capital of which is wholly or partly owned or controlled, directly or indirectly, by one or more residents of the other Contracting State, shall not be subjected in the first-mentioned Contracting State to any taxation or any requirement connected therewith which is other or more burdensome than the taxation and connected requirements to which other similar enterprises of the first-mentioned Contracting State are or may be subjected.

5. The provisions of this Article shall, notwithstanding the provisions of Article 2, apply to taxes of every kind and description imposed on behalf of a Contracting State or of its political subdivisions or local authorities.

ARTICLE 24
MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE

1. Where a person considers that the actions of one or both of the Contracting States result or will result for him in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, he may, irrespective of the remedies provided by the domestic law of those Contracting States, present his case to the competent authority of either Contracting State. The case must be presented within three years from the first notification of the action resulting in taxation not in accordance with the provisions of the Convention.

2. The competent authority shall endeavour, if the objection appears to it to be justified and if it is not itself able to arrive at a satisfactory solution, to resolve the case by mutual agreement with the competent authority of the other Contracting State, with a view to the avoidance of taxation which is not in accordance with the provisions of this Convention. Any agreement reached shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic law of the Contracting States.

3. The competent authorities of the Contracting States shall endeavour to resolve by mutual agreement any difficulties or doubts arising as to the interpretation or application of this Convention. They may also consult together for the elimination of double taxation in cases not provided for in the Convention.

4. The competent authorities of the Contracting States may communicate with each other directly, including through a joint commission consisting of themselves or their representatives, for the purpose of reaching an agreement in the sense of the preceding paragraphs of this Article.

5. Where,

(a) under paragraph 1, a person has presented a case to the competent authority of a Contracting State on the basis that the actions of one or both of the Contracting States have resulted for that person in taxation not in accordance with the provisions of this Convention, and

(b) the competent authorities are unable to reach an agreement to resolve that case pursuant to paragraph 2 within two years from the date when all the information required by the competent authorities in order to address the case has been provided to both competent authorities,

any unresolved issues arising from the case shall be submitted to arbitration if the person so requests in writing. These unresolved issues shall not, however, be submitted to arbitration if a decision on these issues has already been rendered by a court or administrative tribunal of either Contracting State. Unless a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, that decision shall be binding on both Contracting States and shall be implemented notwithstanding any time limits in the domestic laws of these Contracting States. The competent authorities of the Contracting States shall by mutual agreement settle the mode of application of this paragraph.

6. (a) Where the competent authority of a Contracting State has suspended the procedure for resolving a case by mutual agreement pursuant to paragraphs 1 and 2 (hereinafter in this Article referred to as the "mutual agreement procedure") with respect to a case because a case with respect to one or more of the same issues is pending before a court or administrative tribunal, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 shall stop running until the case pending before the court or administrative tribunal has been suspended or withdrawn.

(b) Where a person who presented a case and the competent authority of a Contracting State have agreed to suspend the mutual agreement procedure, the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5 shall stop running until the suspension has been lifted.

(c) Where the competent authorities of the Contracting States agree that a person directly affected by the case has failed to provide in a timely manner any additional material information requested by either competent authority after the start of the period provided in subparagraph (b) of paragraph 5, that period shall be extended for an amount of time equal to the period beginning on the date by which the information was requested and ending on the date on which that information was provided.

7. (a) The following rules shall govern the appointment of arbitrators:

(i) An arbitration panel shall consist of three individual arbitrators with expertise or experience in international tax matters.

(ii) Each of the competent authorities of the Contracting States shall appoint one arbitrator. The two arbitrators so appointed shall appoint the third arbitrator who shall serve as Chair of the arbitration panel. The Chair shall not be a national or resident of either Contracting State.

(iii) Each arbitrator must be impartial and independent of the competent authorities, tax administrations, and ministries of finance of the Contracting States and of all persons directly affected by the case (as well as their advisors) at the time of accepting an appointment, maintain his or her impartiality and independence throughout the arbitration proceedings, and avoid any conduct for a reasonable period of time thereafter which may damage the appearance of impartiality and independence of the arbitrators with respect to the arbitration proceedings.

(b) The competent authorities of the Contracting States shall ensure that arbitrators and their staff agree in writing, prior to their acting in the arbitration proceedings, to treat any information relating to the arbitration proceedings consistently with the confidentiality and non-disclosure obligations provided for in paragraph 2 of Article 25 and the applicable laws of the Contracting States.

(c) Solely for the purposes of the application of the provisions of this Article and Article 25 and of the domestic laws of the Contracting States related to the exchange of information, confidentiality, and administrative assistance, arbitrators and a maximum of three staff per arbitrator (and prospective arbitrators solely to the extent necessary to verify their ability to fulfil the requirements of arbitrators) shall be considered to be persons or authorities to whom information may be disclosed. Information received by the arbitration panel or prospective arbitrators and information that the competent authorities of the Contracting States receive from the arbitration panel shall be considered information that is exchanged under the provisions of paragraph 1 of Article 25.

8. (a) An arbitration decision shall be final.

(b) The arbitration decision shall not be binding on both Contracting States, if a final decision of the courts of one of the Contracting States holds that the arbitration decision is invalid. In such a case, the request for arbitration under paragraph 5 shall be considered not to have been made, and the arbitration proceedings shall be considered not to have taken place (except for the purposes of subparagraphs (b) and (c) of paragraph 7, and paragraph 11). In such a case, a new request for arbitration may be made unless the competent authorities of the Contracting States agree that such a new request should not be permitted.

(c) An arbitration decision shall have no precedential value.

9. (a) If a person directly affected by the case does not accept the mutual agreement that implements the arbitration decision, the case shall not be eligible for any further consideration by the competent authorities of the Contracting States.

(b) The mutual agreement that implements the arbitration decision on the case shall be considered not to be accepted by a person directly affected by the case if any person directly affected by the case does not, within 60 days after the date on which notification of the mutual agreement is sent to the person, withdraw all issues resolved in the mutual agreement implementing the arbitration decision from consideration by any court or administrative tribunal or otherwise terminate any pending court or administrative proceedings with respect to such issues in a manner consistent with that mutual agreement.

10. For the purposes of this Article, the arbitration proceedings, as well as, in the case of subparagraphs (a) and (b), the mutual agreement procedure, with respect to a case shall terminate if, at any time after the request for arbitration has been made and before the arbitration panel has delivered its decision to the competent authorities of the Contracting States:

(a) the competent authorities of the Contracting States reach a mutual agreement to resolve the case pursuant to paragraph 2;

(b) the person who presented the case withdraws the request for arbitration or the request for the mutual agreement procedure; or

(c) a decision concerning the unresolved issues arising from the case is rendered by a court or administrative tribunal of one of the Contracting States.

11. Each of the competent authorities of the Contracting States shall bear its own expenses and those of its appointed arbitrator. Unless otherwise agreed by the competent authorities of the Contracting States, the cost of the Chair of the arbitration panel and other expenses associated with the conduct of the arbitration proceedings shall be borne by the competent authorities of the Contracting States in equal shares.

12. The provisions of paragraphs 5 to 11 shall not apply to cases falling within paragraph 3 of Article 4.

ARTICLE 25
EXCHANGE OF INFORMATION

1. The competent authorities of the Contracting States shall exchange such information as is foreseeably relevant for carrying out the provisions of this Convention or to the administration or enforcement of the domestic laws concerning taxes of every kind and description imposed on behalf of the Contracting States, or of their political subdivisions or local authorities, insofar as the taxation thereunder is not contrary to the Convention. The exchange of information is not restricted by Articles 1 and 2.

2. Any information received under paragraph 1 by a Contracting State shall be treated as secret in the same manner as information obtained under the domestic laws of that Contracting State and shall be disclosed only to persons or authorities (including courts and administrative bodies) concerned with the assessment or collection of, the enforcement or prosecution in respect of, the determination of appeals in relation to the taxes referred to in paragraph 1, or the oversight of the above. Such persons or authorities shall use the information only for such purposes. They may disclose the information in public court proceedings or in judicial decisions. Notwithstanding the foregoing, information received by a Contracting State may be used for other purposes when such information may be used for such other purposes under the laws of both Contracting States and the competent authority of the Contracting State supplying the information authorises such use.

3. In no case shall the provisions of paragraphs 1 and 2 be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to supply information which is not obtainable under the laws or in the normal course of the administration of that or of the other Contracting State;

(c) to supply information which would disclose any trade, business, industrial, commercial or professional secret or trade process, or information the disclosure of which would be contrary to public policy.

4. If information is requested by a Contracting State in accordance with this Article, the other Contracting State shall use its information gathering measures to obtain the requested information, even though that other Contracting State may not need such information for its own tax purposes. The obligation contained in the preceding sentence is subject to the limitations of paragraph 3 but in no case shall such limitations be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because it has no domestic interest in such information.

5. In no case shall the provisions of paragraph 3 be construed to permit a Contracting State to decline to supply information solely because the information is held by a bank, other financial institution, nominee or person acting in an agency or a fiduciary capacity or because it relates to ownership interests in a person.

ARTICLE 26
ASSISTANCE IN THE COLLECTION OF TAXES

1. The Contracting States shall lend assistance to each other in the collection of revenue claims. This assistance is not restricted by Articles 1 and 2. The competent authorities of the Contracting States may by mutual agreement settle the mode of application of this Article.

2. The term “revenue claim” as used in this Article means an amount owed in respect of the following taxes, insofar as the taxation thereunder is not contrary to this Convention or any other instrument to which the Contracting States are parties, as well as interest, administrative penalties and costs of collection or conservancy related to such amount:

(a) in Japan:

(i) the taxes referred to in clauses (i) to (iv) of subparagraph (a) of paragraph 3 of Article 2;

(ii) the special corporation tax for reconstruction;

(iii) the consumption tax;

(iv) the local consumption tax;

(v) the inheritance tax; and

(vi) the gift tax;

(b) in Turkmenistan:

(i) the taxes referred to in subparagraph (b) of paragraph 3 of Article 2; and

(ii) the value added tax;

(c) any other tax as may be agreed upon from time to time between the Governments of the Contracting States through an exchange of diplomatic notes; and

(d) any identical or substantially similar taxes that are imposed after the date of signature of the Convention in addition to, or in place of, the taxes referred to in subparagraph (a), (b) or (c).

3. When a revenue claim of a Contracting State is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of collection by the competent authority of the other Contracting State. That revenue claim shall be collected by that other Contracting State in accordance with the provisions of its laws applicable to the enforcement and collection of its own taxes as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State that met the conditions allowing that other Contracting State to make a request under this paragraph.

4. When a revenue claim of a Contracting State is a claim in respect of which that Contracting State may, under its law, take measures of conservancy with a view to ensure its collection, that revenue claim shall, at the request of the competent authority of that Contracting State, be accepted for purposes of taking measures of conservancy by the competent authority of the other Contracting State. That other Contracting State shall take measures of conservancy in respect of that revenue claim in accordance with the provisions of its laws as if the revenue claim were a revenue claim of that other Contracting State even if, at the time when such measures are applied, the revenue claim is not enforceable in the first-mentioned Contracting State or is owed by a person who has a right to prevent its collection.

5. Notwithstanding the provisions of paragraphs 3 and 4, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, be subject to the time limits or accorded any priority applicable to a revenue claim under the laws of that Contracting State by reason of its nature as such. In addition, a revenue claim accepted by the competent authority of a Contracting State for the purposes of paragraph 3 or 4 shall not, in that Contracting State, have any priority applicable to that revenue claim under the laws of the other Contracting State.

6. Acts carried out by a Contracting State in the collection of a revenue claim accepted by the competent authority of that Contracting State for purposes of paragraph 3 or 4 which if they were carried out by the other Contracting State would have the effect of suspending or interrupting the time limits applicable to the revenue claim in accordance with the laws of that other Contracting State shall have such effect under the laws of that other Contracting State. The competent authority of the first-mentioned Contracting State shall inform the competent authority of the other Contracting State of the acts which the first-mentioned Contracting State has carried out in the collection of the revenue claim.

7. Proceedings with respect to the existence, validity or the amount of a revenue claim of a Contracting State shall not be brought before the courts or administrative bodies of the other Contracting State.

8. Where, at any time after a request has been made by the competent authority of a Contracting State under paragraph 3 or 4 and before the other Contracting State has collected and remitted the relevant revenue claim to the first-mentioned Contracting State, the relevant revenue claim ceases to be

(a) in the case of a request under paragraph 3, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State that is enforceable under the laws of that Contracting State and is owed by a person who, at that time, cannot, under the laws of that Contracting State, prevent its collection, or

(b) in the case of a request under paragraph 4, a revenue claim of the first-mentioned Contracting State in respect of which that Contracting State may, under its laws, take measures of conservancy with a view to ensure its collection

the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall promptly notify the competent authority of the other Contracting State of that fact and, at the option of the competent authority of that other Contracting State, the competent authority of the first-mentioned Contracting State shall either suspend or withdraw its request.

9. In no case shall the provisions of this Article be construed so as to impose on a Contracting State the obligation:

(a) to carry out administrative measures at variance with the laws and administrative practice of that or of the other Contracting State;

(b) to carry out measures which would be contrary to public policy;

(c) to provide assistance if the other Contracting State has not pursued all reasonable measures of collection or conservancy, as the case may be, available under its laws or administrative practice;

(d) to provide assistance in those cases where the administrative burden for that Contracting State is clearly disproportionate to the benefit to be derived by the other Contracting State.

ARTICLE 27
MEMBERS OF DIPLOMATIC MISSIONS AND CONSULAR POSTS

Nothing in this Convention shall affect the fiscal privileges of members of diplomatic missions or consular posts under the general rules of international law or under the provisions of special agreements.

ARTICLE 28
ENTITLEMENT TO BENEFITS

1. Except as otherwise provided in this Article, a company which is a resident of a Contracting State shall not be entitled to a benefit that would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10 unless such company is a qualified person, as defined in paragraph 2, at the time when the benefit would otherwise be accorded.

2. A company which is a resident of a Contracting State shall be a qualified person at a time when a benefit would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10 if:

(a) at that time, the principal class of its shares is regularly traded on one or more recognised stock exchanges; or

(b) at that time and on at least half of the days of a twelve month period that includes that time, the following persons that are residents of that Contracting State own, directly or indirectly, at least 50 per cent of the shares of the company:

(i) an individual;

(ii) that Contracting State, a political subdivision or local authority thereof, the central bank of that Contracting State, or an agency or instrumentality of that Contracting State or political subdivision or local authority; or

(iii) a company that is a qualified person under subparagraph (a).

3. If a company which is a resident of a Contracting State is not a qualified person, the competent authority of the Contracting State in which a benefit is denied under the preceding paragraphs of this Article may, nevertheless, grant a benefit that would otherwise be accorded under the provisions of paragraph 3 of Article 10, taking into account the object and purpose of this Convention, but only if such company demonstrates to the satisfaction of such competent authority that neither its establishment, acquisition or maintenance, nor the conduct of its operations, had as one of its principal purposes the obtaining of such benefit. The competent authority of the Contracting State to which a request has been made under this paragraph by a company, being a resident of the other Contracting State, shall consult with the competent authority of that other Contracting State before either granting or denying the request.

4. For the purposes of this Article:

(a) the term “principal class of shares” means the class or classes of shares of a company which represents the majority of the aggregate vote and value of the company;

(b) the term “recognised stock exchange” means:

(i) any stock exchange established and regulated as such under the laws of either Contracting State; and

(ii) any other stock exchange agreed upon by the competent authorities of the Contracting States.

5. (a) Where

(i) an enterprise of a Contracting State derives income from the other Contracting State and the first-mentioned Contracting State treats such income as attributable to a permanent establishment of the enterprise situated in a third jurisdiction, and

(ii) the profits attributable to that permanent establishment are exempt from tax in the first-mentioned Contracting State,

the benefits under this Convention shall not apply to any item of income on which the tax in the third jurisdiction is less than 60 per cent of the tax that would be imposed in the first-mentioned Contracting State on that item of income if that permanent establishment were situated in the first-mentioned Contracting State. In such a case, any income to which the provisions of this paragraph apply shall remain taxable according to the domestic law of the other Contracting State, notwithstanding any other provisions of the Convention.

(b) The provisions of subparagraph (a) shall not apply if the income derived from the other Contracting State described in that subparagraph emanates from, or is incidental to, the active conduct of a business carried on through the permanent establishment (other than the business of making, managing or simply holding investments for the enterprise’s own account, unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a bank, insurance enterprise or registered securities dealer, respectively).

(c) If the benefits under the Convention are denied pursuant to the provisions of subparagraph (a) with respect to an item of income derived by a resident of a Contracting State, the competent authority of the other Contracting State may, nevertheless, grant these benefits with respect to that item of income if, in response to a request by such resident, such competent authority determines that granting such benefits is justified in light of the reasons such resident did not satisfy the requirements of subparagraphs (a) and (b) (such as the existence of losses). The competent authority of the Contracting State to which a request has been made under the preceding sentence by a resident of the other Contracting State shall consult with the competent authority of that other Contracting State before either granting or denying the request.

6. Notwithstanding the other provisions of this Convention, a benefit under the Convention shall not be granted in respect of an item of income if it is reasonable to conclude, having regard to all relevant facts and circumstances, that obtaining that benefit was one of the principal purposes of any arrangement or transaction that resulted directly or indirectly in that benefit, unless it is established that granting that benefit in these circumstances would be in accordance with the object and purpose of the relevant provisions of the Convention.

ARTICLE 29
ENTRY INTO FORCE

1. This Convention shall be approved in accordance with the legal procedures of each of the Contracting States and shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.

2. This Convention shall have effect:

(a) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force;

(b) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the Convention enters into force.

3. Notwithstanding the provisions of paragraph 2, the provisions of Articles 25 and 26 shall have effect from the date of entry into force of this Convention without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

4. The Convention between the Government of Japan and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics for the Avoidance of Double Taxation with respect to Taxes on Income, with Protocol, signed at Tokyo on 18 January, 1986 (hereinafter referred to as "the prior Convention") shall between Japan and Turkmenistan cease to be applicable from the date upon which this Convention applies in respect of the taxes to which this Convention applies in accordance with the provisions of paragraphs 2 and 3.

5. Notwithstanding the entry into force of this Convention, an individual who is a resident of either Contracting State and entitled to the benefits of Article 17 of the prior Convention at the time of the entry into force of this Convention shall continue to be entitled to such benefits until such time as the individual would have ceased to be entitled to such benefits if the prior Convention had remained in force.

6. The prior Convention shall between Japan and Turkmenistan terminate on the last date on which it applies in accordance with the provisions of the preceding paragraphs of this Article.

ARTICLE 30
TERMINATION

This Convention shall remain in force until terminated by a Contracting State. Either Contracting State may terminate the Convention by giving notice of termination through diplomatic channels to the other Contracting State at least six months before the end of any calendar year beginning after expiry of five years from the date of entry into force of the Convention. In such event, the Convention shall cease to have effect:

(a) with respect to taxes levied on the basis of a taxable year, for taxes for any taxable years beginning on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given;

(b) with respect to taxes levied not on the basis of a taxable year, for taxes levied on or after 1 January in the calendar year next following that in which the notice is given.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Convention.

DONE in duplicate at Ashgabat this sixteenth day of December, 2024, in the Japanese, Turkmen and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

For Japan:
佐々木　浩

For Turkmenistan:
S. Jorayev

内閣官房令

○内閣官房令第九号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
所在地 ／ 官署	所在地 ／ 官署
［略］ ／ ［略］	［同上］ ／ ［同上］
岐阜県 ／ 郡上市白鳥町白鳥二〇三の八 ／ 岐阜森林管理署白鳥森林事務所	岐阜県 ／ 郡上市白鳥町白鳥四一五の二 ／ 岐阜森林管理署白鳥森林事務所
下呂市小坂町大島一六四三の二 ／ 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島一六四三の二 ／ 岐阜森林管理署
下呂市小坂町大島一六四三の二 ／ 岐阜森林管理署小坂森林事務所	下呂市小坂町大島一六四三の二 ／ 岐阜森林管理署小坂森林事務所
下呂市小坂町湯屋四 ／ 岐阜森林管理署濁河森林事務所	下呂市小坂町湯屋四 ／ 岐阜森林管理署濁河森林事務所
下呂市小坂町湯屋四 ／ 岐阜森林管理署大洞森林事務所	下呂市小坂町湯屋四 ／ 岐阜森林管理署大洞森林事務所
［略］ ／ ［略］	［同上］ ／ ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和七年十一月一日から施行する。

省令

○厚生労働省令第百十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第１号（第４条の２関係）（表面）

事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項

元方事業者の情報

事業者の名称		事業者の代表者氏名	
担当者のメールアドレス		事業者の電話番号	－　　－
事業者の住所	郵便番号	－　　－	
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		

工事現場の情報

労働保険番号	都道府県　－　所掌　－　管轄　－　基幹番号　－　枝番号		
	－　　－　　－		
作業場所の住所	郵便番号	－　　－	
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
工事の名称			
工事の概要			

建築物等の概要

建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日	西暦　　年　　月　　日	構造	□ 木造　□ RC造　□ S造　□ その他
耐火	□ 耐火　□ 準耐火　□その他		
延べ床面積	㎡	階数（地上階）	階建
階数（地下階）	階建		
その他工作物・船舶 ※複数選択可	□ 反応槽　□ 加熱炉　□ ボイラー及び圧力容器　□ 配管設備　□ 焼却設備　□ 煙突　□ 貯蔵設備　□ 発電設備　□ 変電設備　□ 配電設備 □ 送電設備　□トンネルの天井板　□ プラットホームの上家　□ 遮音壁　□ 軽量盛土保護パネル　□ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板　□ 観光用エレベーターの昇降路の囲い　□ 船舶		
解体工事を行う床面積の合計	㎡	解体工事又は改修工事の実施期間	西暦　　年　　月　　日 ～ 西暦　　年　　月　　日
解体工事又は改修工事の請負金額	億　　万円	石綿に関する作業の開始日	西暦　　年　　月　　日
事前調査の終了年月日	西暦　　年　　月　　日		

事前調査を実施した者

氏名		講習実施機関の名称	
修了した講習の区分 ※複数選択可	□特定　□一般　□一戸建て等　□工作物　□船舶　□その他		

分析調査を実施した者

氏名		講習実施機関の名称	

作業に係る石綿作業主任者

氏名	

請負事業者に関する事項

請負事業者の情報

事業者の名称		事業者の電話番号	－　　－
労働保険番号	都道府県　－　所掌　－　管轄　－　基幹番号　－　枝番号		
□なし（又は不明）　□元方（元請）事業と同じ	－　　－　　－　　－		
事業者の住所	郵便番号	－　　－	
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
	修了した講習の区分 ※複数選択可	□特定　□一般　□一戸建て等　□工作物　□船舶　□その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		

請負事業者の情報

事業者の名称		事業者の電話番号	－　　－
労働保険番号	都道府県　－　所掌　－　管轄　－　基幹番号　－　枝番号		
□なし（又は不明）　□元方（元請）事業と同じ	－　　－　　－　　－		
事業者の住所	郵便番号	－　　－	
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
	修了した講習の区分 ※複数選択可	□特定　□一般　□一戸建て等　□工作物　□船舶　□その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		

請負事業者の情報

事業者の名称		事業者の電話番号	－　　－
労働保険番号	都道府県　－　所掌　－　管轄　－　基幹番号　－　枝番号		
□なし（又は不明）　□元方（元請）事業と同じ	－　　－　　－　　－		
事業者の住所	郵便番号	－　　－	
	都道府県・市区町村名等		
	住所（続き）		
事前調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
	修了した講習の区分 ※複数選択可	□特定　□一般　□一戸建て等　□工作物　□船舶　□その他	
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者	氏名		

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第４条の２関係）（裏面）

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤③、④以外の粉じん発散防止措置 ⑥呼吸用保護具の使用
		有	有とみなす	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
	吹付け材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	保温材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	煙突断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	屋根用折版断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第２種を含む）	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	仕上塗材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	スレート波板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	スレートボード	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	屋根用化粧スレート	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	けい酸カルシウム板第１種	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	押出成形セメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	パルプセメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	ビニル床タイル	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	窯業系サイディング	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	石膏ボード	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□
	その他の材料	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□ ⑥□

年　月　日　　事業者職氏名

労働基準監督署長　殿

備考
1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
6 「石綿に関する作業の開始日」の欄は、石綿が使用されている又は使用されているとみなして工事を行う場合に記入すること。
7 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
8 「作業に係る石綿作業主任者」の「氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
9 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
10 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「有とみなす」に記入すること。
11 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
12 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
13 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十九条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十一日

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十二の第三表及び第五表を次のように改める。

第3表

月別の最大電力供給計画表

年度

（単位：10^3kW）

項目			月別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)
供給電力	保有電源	水力発電所（送電端）																									
		火力発電所（送電端）																									
		原子力発電所（送電端）																									
		新ｴﾈﾙｷﾞｰ等発電所等（送電端）																									
		合計（送電端）																									
	調達分	発電事業者																									
		特定卸供給事業者																									
		一般送配電事業者																									
		配電事業者																									
		小売電気事業者																									
		その他	取引所																								
			その他																								
	調達先未定																										
	合計（送電端）																										
	発動指令電源供給力（再掲）																										
	【エリア】合計（送電端）																										
需要電力（送電端）																											
ひっ迫時需要抑制電力（送電端）		小売電気事業者																									
		一般送配電事業者																									
供給予備力（送電端）																											
供給予備率（%）																											
調整力確保量																											
調整力（%）																											

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

第5表

発電所及び蓄電所の開発等についての計画書

区分	名　称 及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電等電力量(10^6kWh) 又は所内率(%) (うち自己の消費等を除いた年間想定発電等電力量(10^6kWh))	着工 年月	使用開始 年月
工事中							
着工準備中							
その他							

様式第33の3

年度別の調整力に関する計画書

（10^3kW）

	発電所等名（号機）	種類	調整力	前年度（参考）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保有電源														
	小計													
調達分														
	小計													
【エリア】小売電気事業者（合計）														
【エリア】発電事業者（合計）														
【エリア】特定卸供給事業者（合計）														
合計														

様式第三十三の三第二表を削り、様式第三十三の三第一表を様式第三十三の三とし、次のように改める。

様式第三十四の第一表から第四表までを次のように改める。

様式第34
第１表

水力発電所（揚水式を含む）発電・補修計画明細書

年度

発電所名		発電所の分類及び発電機の番号	出力（10^3kW）	補修計画																						年度計	備考
				4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
				（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）		
合計	発電能力（10^3kW）																										
	補修期間における月別減少出力（10^3kW）																										
	供給電力（10^3kW）（送電端）																										
	内訳																										
	供給電力量（10^6kWh）（送電端）																										

第2表

火力発電所発電・補修計画明細書

年度

発電所名	ボイラー及びタービンの番号	出力（10^3kW）	補修計画																						年度計	備考
			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
			（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）		
合計	発電能力（10^3kW）																									
	補修期間における月別減少出力（10^3kW）																									
	供給電力（10^3kW）（送電端）																									
	内訳																									
	供給電力量（10^6kWh）（送電端）																									

第3表

原子力発電所発電・補修計画明細書

年度

発電所名		原子炉及びタービンの番号	出力（10^3kW）	補修計画																						年度計	備考
				4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
				（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）		
合計	発電能力（10^3kW）																										
	補修期間における月別減少出力（10^3kW）																										
	供給電力（10^3kW）（送電端）																										
	内訳																										
	供給電力量（10^6kWh）（送電端）																										

第4表

新エネルギー等発電所等発電・補修計画明細書

年度

発電所等名	原動力等の種類及び発電機等の番号	出力（10^3kW）	補修計画																						年度計	備考
			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
			（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）	（前半）	（後半）		
合計	発電能力（10^3kW）																									
	補修期間における月別減少出力（10^3kW）																									
	供給電力（10^3kW）（送電端）																									
	内訳																									
	供給電力量（10^6kWh）（送電端）																									

様式第三十六を次のように改める。

様式第36

電気の取引に関する計画書

年度

区分		事業者	エリア	項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		上期計	10月		11月		12月		1月		2月		3月		下期計	年度計
					(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)		(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)		
受電（調達）	発電事業者			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	特定卸供給事業者			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	一般送配電事業者			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	配電事業者			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	小売電気事業者			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	その他			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										
	合計			最大受給電力（10^3kW）																										
				受給電力量（10^6kWh）																										

年度

区分		事業者	エリア	項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		上期計	10月		11月		12月		1月		2月		3月		下期計	年度計
					(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)		(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)	(前半)	(後半)		
送電（販売）	発電事業者			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	特定卸供給事業者			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	一般送配電事業者			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	配電事業者			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	小売電気事業者			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	その他			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
		小計		最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										
	合計			最大電力（10^3kW）																										
				電力量（10^6kWh）																										

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百九十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月一日から適用する。

令和七年十月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後								改正前							
別表第三								別表第三							
都道府県	病院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		都道府県	病院		基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数	
（略）								（略）							
30716	削除	削除	削除	削除	削除	削除		30716	岐阜	医療法人社団志册会加納渡辺病院	1.0063	0.0430	0.0019	0.0000	
（略）								（略）							
31282	削除	削除	削除	削除	削除	削除		31282	福岡	貝塚病院	1.0063	0.0870	0.0030	0.0000	
（略）								（略）							

○国土交通省告示第九百八十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容の一部改正）

第一条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容（令和四年国土交通省告示第八百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。
一～四　（略）	一～四　（略）

（令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部改正）

第二条　令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。	二　地方税法施行規則附則第七条第十七項第四号ロに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する管理計画認定マンションが地方税法施行令附則第十二条第四十八項第二号ロに掲げる要件に該当することを、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）又はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第五号に規定するマンション管理士が別表の書式により証する書類又はその写しとする。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第九百八十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第八項及び第十四項第一号の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第八項及び第十四項第一号に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のコンクリートですること。

二　仕上げを厚さが三十ミリメートル以上のれんがですること。

三　仕上げを厚さが五ミリメートル以上の陶磁器質タイルでし、かつ、その下地を厚さが十二ミリメートル以上の窯業系サイディングで造ること。

四　仕上げを繊維強化セメント板（日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する一・〇けい酸カルシウム板又は〇・八けい酸カルシウム板に適合する材料に限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十二ミリメートル以上とすること。

五　仕上げを厚さが三十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・五けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

六　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・二けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

七　仕上げをガラス繊維混入セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を十八ミリメートル以上とすること。

八　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のモルタルですること。

九　仕上げを厚さが二十七ミリメートル以上のしっくいでし、かつ、その下地を平成十二年建設省告示第千四百三十九号に規定する木材等又は難燃材料で造ること。

十　仕上げを厚さが三十ミリメートル以上の片面塗り又は各面の厚さが二十五ミリメートル以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。

十一　仕上げを厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。）ですること。

十二　仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十一ミリメートル以上とすること。

十三　仕上げを普通木毛セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を三十ミリメートル以上とすること。

十四　仕上げを中質木毛セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を三十ミリメートル以上とすること。

十五　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が〇・九以上のものに限る。）ですること。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百八十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第九項及び第十一項第一号並びに第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号の規定に基づき、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件

建築基準法施行令第百十二条第九項及び第十一項第一号並びに第二号及び第三項第四号に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のコンクリートですること。

二　仕上げを厚さが三十ミリメートル以上のれんがですること。

三　仕上げを厚さが五ミリメートル以上の陶磁器質タイルでし、かつ、その下地を厚さが十二ミリメートル以上の窯業系サイディングで造ること。

四　仕上げを繊維強化セメント板（日本産業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する一・〇けい酸カルシウム板又は〇・八けい酸カルシウム板に適合する材料に限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十二ミリメートル以上とすること。

五　仕上げを厚さが三十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・五けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

六　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（ＪＩＳ　Ａ五四三〇（繊維強化セメント板）に規定する〇・二けい酸カルシウム板に適合するものに限る。）ですること。

七　仕上げをガラス繊維混入セメント板を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を十八ミリメートル以上とすること。

八　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のモルタルですること。

九　仕上げを厚さが二十五ミリメートル以上のしっくいでし、かつ、その下地を平成十二年建設省告示第千四百三十九号に規定する木材等又は難燃材料で造ること。

十　仕上げを厚さが三十ミリメートル以上の片面塗り又は各面の厚さが二十五ミリメートル以上の両面塗りの壁土でし、かつ、下地を小舞下地で造ること。

十一　仕上げを厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード（ＪＩＳ　Ａ六九〇一（せっこうボード製品）に規定する強化せっこうボードに適合するものに限る。）ですること。

十二　仕上げをせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）を二枚以上張ったものでし、その厚さの合計を二十一ミリメートル以上とすること。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件

建築基準法施行令第百十四条第三項第三号に規定する避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路は、その直上に小屋組が木造の小屋裏（天井のない場合においては、木造の小屋組）を有しない室及び通路とする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室又は各通路の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十四条第三項第三号に規定する避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準は、その各室及び各通路の小屋裏に、当該小屋裏と隣接する室又は通路の小屋裏との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けるものであって、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　令第百十五条の二第一項第七号に掲げる基準に適合すること。

ロ　天井がない部分がある場合にあっては、当該室又は通路内の天井がある部分の小屋裏に、当該小屋裏と天井がない部分との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けること。

二　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。以下このイにおいて同じ。）の仕上げを特定準不燃材料（特定不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料をいう。以下このイにおいて同じ。）及び平成十二年建設省告示第千四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下このイにおいて同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等（平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第一号ロに規定する木材等で、同告示第二第一号に定める措置が講じられているものをいう。）をいい、特定準不燃材料を除く。以下このイにおいて同じ。）でしたものであって、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　次の(i)及び(ii)に該当する部分の仕上げを難燃材料等とする部分の表面積の合計を次の式によって計算した数値以下とすること。

$$S=0.32\left(A_{room}+L_{w,\,room}\left(H_{a,\,room}-Z_{room}\right)\right)+0.5\sum\left(A_{op}\sqrt{H_{op}}\right)-A_{pillar}-A_{w}$$

この式において、S、A_{room}、$L_{w,\,room}$、$H_{a,\,room}$、Z_{room}、A_{op}、H_{op}、A_{pillar}及びA_{w}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S　天井（天井のない場合においては、屋根。以下このイにおいて同じ。）及び壁の室内に面する部分（次の(i)及び(ii)に該当する部分に限る。）の仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の合計の上限の値（単位　平方メートル）

A_{room}　室又は通路の床面積（単位　平方メートル）

$L_{w,\,room}$　室又は通路の壁の周長（単位　メートル）

$H_{a,\,room}$　室又は通路の天井の高さ（単位　メートル）

Z_{room}　煙層下端高（単位　メートル）

A_{op}　室又は通路の排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しくは床面から煙層下端高以上の部分にあるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の面積（単位　平方メートル）

H_{op}　室の排煙口の高さ（単位　メートル）

A_{pillar}　柱（煙層下端高以下の部分に限る。）のうち仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積が最大の柱における当該仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位　平方メートル）

A_{w}　柱、はりその他これらに類するもの（煙層下端高以上の部分に限る。）の仕上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位　平方メートル）

(i)　天井及び壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以上の部分に限る。）

(ii)　壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以下の部分に限る。）について、その長さ（壁の隅角を挟む場合にあっては、隅角を挟む長さ）を十メートル、高さを煙層下端高としたときの範囲で、仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の当該範囲の表面積に対する割合が最大となる範囲

(2)　天井の室内に面する部分を一辺の長さが次の式によって算出した数値の正方形で区分した場合における当該区分された部分のいずれの部分についても、難燃材料等で仕上げをした部分の表面積の当該区分された部分の表面積に対する割合が四分の一以下であること。

$$L=1.2\left(H-1.2\right)$$

この式において、L及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L　正方形の一辺の長さ（単位　メートル）

H　天井の床面からの高さ（単位　メートル）

ロ　前号ロに掲げる基準に適合すること。

三　室について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　天井がないこと。

ロ　壁及び柱（いずれも床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）を難燃材料で仕上げること。

ハ　地上への出口（二階以上の階にある室にあっては、避難階又は地上に通ずる直通階段。ニにおいて同じ。）が二以上設けられていること。

ニ　地上への出口を、次の表の上欄に掲げる室（イからハまでに掲げる基準に適合するものに限る。以下このニにおいて「特定室」という。）の床面から小屋組の下端までの高さの区分に応じそれぞれ特定室の各部分からその一に至る歩行距離が同表の下欄に掲げる数値以下となるように設けること。ただし、特定避難室（特定室を通らなければ避難することができない室をいう。以下このニ及びホにおいて同じ。）がある場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる数値を同表の下欄に掲げる数値としなければならない。

床面から小屋組の下端までの高さ（単位　メートル）	歩行距離（単位　メートル）
二・五以上二・七未満	三十五
二・七以上三・〇未満	四十
三・〇以上	四十五

(1)　特定室及び特定避難室に自動火災報知設備（令和元年国土交通省告示第百九十八号第一第一号に定めた構造方法を用いるものに限る。）が令和元年国土交通省告示第百九十八号第二第一号の基準に適合するように設けられている場合

(2)　特定避難室が平家建ての建築物の室であって、換気上有効な窓その他の開口部の面積がその床面積の二十分の一以上である場合

ホ　特定避難室を通らなければ避難することができない室がないこと。

四　室又は通路について、小屋裏の直下の天井を強化天井とすること。

五　室又は通路について、桁行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること。

六　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　第四号又は前号に掲げる基準に適合する部分以外の部分を設ける場合においては、当該部分以外の全ての部分を第一号又は第二号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合するものとすること。

ロ　第四号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

ハ　前号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

2　前項第二号の「煙層下端高」とは、床面から一・二メートルの高さをいう。ただし、次の式によって計算した数値が一・二以上となる場合にあっては、当該計算した数値とすることができる。

$$Z_{room} = min\left\{H_{op},\ max\left(Z_{room(n)},\ Z_{room(a)}\right)\right\}$$

この式において、Z_{room}、H_{op}、$Z_{room(n)}$及び$Z_{room(a)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H_{op}　床面から排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しくは床面から一・八メートル以上の部分にあるものに限る。以下この項において同じ。）の中心までの垂直距離（排煙口が二以上ある場合においては、これらの垂直距離のうち最小のものとする。以下この項において同じ。）（単位　メートル）

Z_{room}　煙層下端高（単位　メートル）

$Z_{room(n)}$　次の式によって計算した数値

$$Z_{room(n)} = \left(\frac{3.24\sum\left(A_{s,\,room}\sqrt{H_{op}}\right)}{\left(37.5A_{room}\right)^{1/3}}\right)^{3/5}$$

この式において、$A_{s,\,room}$、H_{op}及びA_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{room}　排煙口の面積（単位　平方メートル）

H_{op}　床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位　メートル）

$A_{s,\,room}$　室の床面積（単位　平方メートル）

$Z_{room(a)}$　次の式によって計算した数値

$$Z_{room(a)} = \left(\frac{13\sum A_{s,\,room}\sqrt{H_{op}-1.8}}{\left(37.5A_{room}\right)^{1/3}\sqrt{1+\left(\frac{\sum A_{s,\,room}}{\sum A_{a,\,room}}\right)^2}}\right)^{3/5}$$

この式において、$A_{s,\,room}$、H_{op}、A_{room}及び$A_{a,\,room}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,\,room}$　排煙口の面積（単位　平方メートル）

H_{op}　床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位　メートル）

A_{room}　室の床面積（単位　平方メートル）

$A_{a,\,room}$　室の給気口（床面から一・二メートル以下の部分にあるもので、排煙口の開放に連動して開放するもの又は常時開放されているものに限る。）の面積（単位　平方メートル）

3　第一項第二号イ及び前項の「排煙口」とは、次に掲げる基準に適合する開口部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられたものを除く。）をいう。

一　令第百二十六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十号から第十二号までの規定に適合する排煙設備を構成するものであること。

二　直接外気に接するものとすること。

三　常時開放され、又は煙感知器と連動する自動開放装置が設けられていること。

四　開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造とすること。

4　第一項の室又は通路が、次の表の上欄に掲げる部分を有する場合において、当該部分に隣接する室又は通路の部分が同表の下欄に掲げる部分であるときは、これらの部分を区画する部分については、第一項の準耐火構造の隔壁を設けることを要しない。

第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第一号に掲げる基準に適合する部分	第一項第一号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第二号に掲げる基準に適合する部分	第一項第二号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第四号に掲げる基準に適合する部分	第一項第四号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第五号に掲げる基準に適合する部分	第一項第五号に掲げる基準に適合する部分

5　第一項第五号に掲げる基準に適合する建築物の部分が二以上の室又は通路にわたる場合にあっては、桁行間隔十二メートル以内ごとに当該部分の小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

第二　隣接する室又は通路のうち二以上の室又は通路が第一第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合する場合におけるこれらの室又は通路は、第一第一項（準耐火構造の隔壁の設置に係る部分に限る。）の規定の適用については、一室とみなす。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号の規定に基づき、床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件

建築基準法施行令第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号に規定する床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分は、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。第一号において同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分とする。

一　二・六メートル以下の場合　天井から下方八十センチメートル以内の距離にある部分

二　二・六メートルを超える場合　床面からの高さが一・八メートル以上の部分

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　常時開放された、又は排気口の開放に連動して自動的に開放される構造とすること。

二　機械換気設備を構成するものでないこと。

2　令第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　直接外気に接し、かつ、開放できるものとすること。

二　機械換気設備を構成するものでないこと。

第二　令第百十六条の二第一項第二号及び第百二十八条の三の二第一号に規定する居室の床面積に対する開放できる部分の面積の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した割合とする。

一　面積算定値が零を超える場合　次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = min\left\{\frac{0.375A_a}{\sqrt{D}} \times \frac{1}{50},\ \frac{1}{50}\right\}$$

この式において、A_{need}、A_{room}、A_a及びDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{need}　開放できる部分の面積（開放できる部分が二以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位　平方メートル）

A_{room}　居室の床面積（単位　平方メートル）

A_a　給気口の有効開口部の面積（給気口が二以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位　平方メートル）

D　面積算定値

二　面積算定値が零以下の場合　次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \frac{1}{50}$$

この式において、A_{need}及びA_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{need}　開放できる部分の面積（単位　平方メートル）

A_{room}　居室の床面積（単位　平方メートル）

2　前項の「面積算定値」は、次の式によって計算した数値をいう。

$$D = (H_c - 1.8) \times A_a^2 - 0.14 \times \left(\frac{1}{50}A_{room}\right)^2$$

この式において、D、H_c、A_a及びA_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D　面積算定値

H_c　居室の床面から開放できる部分の中心までの垂直距離（単位　メートル）

A_a　給気口の有効開口部の面積（給気口が二以上ある場合においては、これらの面積の合計）（単位　平方メートル）

A_{room}　当該居室の床面積（単位　平方メートル）

3　前二項の「給気口の有効開口部」は、第一第一項に規定する構造方法に適合する給気口のうち、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分の給気口の開口部をいう。

一　二・六メートル以下の場合　天井から下方八十センチメートル以上の距離にある部分

二　二・六メートルを超える場合　床面からの高さが一・八メートル以下の部分

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の二第一項の規定に基づき、準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を次のように定める。

令和七年十月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件

第一　準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離は、居室又はその防煙壁で区画された部分（以下「防煙区画部分」という。）ごとに、次に掲げる居室の床面積（当該居室が防煙区画部分を有する場合においては、当該防煙区画部分以外の床面積を当該居室の床面積から減じた面積）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　三百四十平方メートル以下の場合　三・〇メートル

二　三百四十平方メートルを超え、三百八十平方メートル以下の場合　三・五メートル

三　三百八十平方メートルを超え、四百二十平方メートル以下の場合　四・〇メートル

四　四百二十平方メートルを超え、四百六十平方メートル以下の場合　四・五メートル

五　四百六十平方メートルを超える場合　五・〇メートル

第二　一の防煙区画部分が二以上の居室にわたる場合における当該二以上の居室は、第一の規定の適用については、一の居室とみなす。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の三第一項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第一項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

一　床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号及び次号において同じ。）までの垂直距離が二・六メートル以下の場合　天井から下方八十センチメートル（たけの最も短い防煙壁（令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁をいう。次号において同じ。）のたけが八十センチメートルに満たないときは、その値）以内の距離にある部分

二　床面から天井までの垂直距離が二・六メートルを超える場合　床面からの高さが一・八メートル（たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが一・八メートルを超えるときは、その値）以上の部分

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十八条の二第一項の規定に基づき、避難上及び消火上支障がない周囲の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

避難上及び消火上支障がない周囲の部分を定める件

第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　火災抑制等建築物　次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める基準に適合する建築物をいう。

イ　次に掲げる基準に適合する建築物　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、特定火災時倒壊防止構造）とすること。

(1)　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに掲げる基準に適合すること。

(2)　令和元年国土交通省告示第百九十三号（以下「告示」という。）第一第一項第一号ロからヘまで及びチに掲げる基準に適合すること。

(3)　当該建築物（階段室及び付室を除く。）を床面積の合計百平方メートル以内ごとに告示第一第二項に規定する火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は第一第三項に規定する通常火災終了時間防火設備で建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画すること。ただし、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であって、天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料でした部分にあっては、二百平方メートル以内ごとに区画すれば足りる。

(4)　階段室の出入口に付室を設けること。

(5)　外壁面及び屋根の軒裏の仕上げを準不燃材料ですること。

ロ　次に掲げる基準に適合する建築物　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、告示第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造）とすること。

(1)　イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる基準に適合すること。

(2)　告示第一第一項第二号に掲げる基準に適合すること。

ハ　次のいずれかに掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

(1)　次に掲げる基準

(i)　イ(1)、(3)及び(5)に掲げる基準に適合すること。

(ii)　告示第一第一項第二号チ及びリ並びに第三号に掲げる基準に適合すること。

(2)　次に掲げる基準

(i)　地階を除く階数が二以下であること。

(ii)　(1)(i)に掲げる基準に適合すること。

(iii)　告示第一第一項第二号チ及びリ、第三号ロ並びに第四号ロに掲げる基準に適合すること。

(3)　次に掲げる基準

(i)　地階を除く階数が一であること。

(ii)　(1)(i)に掲げる基準に適合すること。

(iii)　告示第一第一項第三号ロに掲げる基準に適合すること。

二　特定火災時倒壊防止構造　次のイからヘまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該イからヘまでに定める基準に適合する構造をいう。

イ　耐力壁　告示第一第二項第一号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ロ　非耐力壁　告示第一第二項第二号（外壁にあっては、同号ロ）に掲げる基準に適合すること。

ハ　柱　告示第一第二項第三号に掲げる基準に適合すること。

ニ　床　告示第一第二項第四号に掲げる基準に適合すること。

ホ　はり　告示第一第二項第五号に掲げる基準に適合すること。

ヘ　屋根の軒裏　告示第一第二項第六号ロに掲げる基準に適合すること。

第二　令第百二十八条の二第一項に規定する避難上及び消火上支障がない周囲の部分は、次の各号のいずれかに掲げる部分とする。

一　建築物の周囲の部分のうち、避難及び通行の安全上支障がない公園、広場その他これらに類する空地（次に掲げるものに限る。）に接する部分（当該部分に垣、柵その他これらに類するものを設けていないものに限る。）

イ　当該建築物又はその敷地の所有者が所有するもの

ロ　当該建築物の敷地に接する部分について、避難及び通行の安全上支障がないよう維持保全が行われることが確認されたもの

二　火災抑制等建築物の周囲の部分のうち、当該建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部（当該建築物の外壁の開口部のうち、その開口面積が百平方センチメートル以下で、次のイからニまでに掲げる建築物の固有通常火災終了時間（告示第一第四項に掲げる式によって計算した時間をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める防火設備を設ける部分（特定外壁開口部以外の開口部を設ける部分を除く。）をいう。以下同じ。）を設ける部分に面する部分で、当該建築物の特定外壁開口部以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路の通行の用に供する部分以外の部分

イ　九十分を超える場合　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項若しくは第六十一条第一項又は令第百八条の三第一号若しくは第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

ロ　七十五分を超え、九十分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　イに定める防火設備

(2)　告示第一第十一項に規定する九十分間防火設備

ハ　六十分を超え、七十五分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　ロに定める防火設備

(2)　告示第一第十二項に規定する七十五分間防火設備

ニ　六十分以下である場合　次のいずれかに該当する防火設備

(1)　ハに定める防火設備

(2)　特定防火設備

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十八条の二第一項から第三項までの規定に基づき、敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

第一　建築基準法施行令第百二十八条の二第一項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、次の各号に掲げる建築物の周囲の部分（令和七年国土交通省告示第九百九十七号（以下「部分告示」という。）第二第一号又は第二号に掲げる部分を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める幅員以上であることとする。

一　隣地境界線に接する部分　次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ　延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む建築物であって、当該部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。ロにおいて同じ。）が三千平方メートル以下の建築物　一・五メートル

ロ　延べ面積が三千平方メートルを超える建築物　三メートル

二　火災抑制等建築物（部分告示第一第一号に規定する火災抑制等建築物をいう。この号において同じ。）の外壁の特定外壁開口部（部分告示第二第二号に規定する特定外壁開口部をいう。イにおいて同じ。）以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路　次のイ又はロに掲げる部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ　火災抑制等建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部を設ける部分に面する部分　一・五メートル

ロ　イに掲げる部分以外の部分　次の(1)又は(2)に掲げる部分の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員

(1)　火災抑制等建築物（延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。）に面する部分と隣地境界線に接する部分との間の部分　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる部分以外の部分　三メートル

三　前二号に掲げる部分以外の部分　三メートル

第二　建築基準法施行令第百二十八条の二第二項及び第三項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、幅員が三メートル以上であることとする。

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項及び第二十七条第一項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第二号、第百二十六条の二第一項第五号、第百二十六条の三第二項、第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号、第百二十八条の七第三項第一号ロ、第百二十九条第三項第一号ロ、第百二十九条の二第四項第一号ハ並びに第百三十七条の二の四第一号ロの規定に基づき、平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

平成六年建設省告示第千八百八十二号等の一部を改正する告示（平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部改正）

第一条　平成六年建設省告示第千八百八十二号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。 （排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件の一部改正） **第二条**　排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （削る）	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分（天井の高さが三メートル以上のものに限る。） イ　令第百二十六条の三第一項各号（第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。）に掲げる基準

改正後	改正前
ロ　排煙口が、床面からの高さが二・一メートル以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの二分の一以上の壁の部分に設けられていること。	
ハ　排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。	
ニ　排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。	
四　次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分	
イ～ホ　（略）	
ヘ　高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの	
(1)～(4)　（略）	
(5)　床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの	
ト　（略）	ト　（略）
三　次のイからトまでのいずれかに該当する建築物の部分	
イ～ホ　（略）	
ヘ　高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5)のいずれかに該当するもの	
(1)～(4)　（略）	
(5)　床面積が百平方メートル以下で、令和七年国土交通省告示第九百八十九号に規定する基準に従い、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたもの	
ト　（略）	

（通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の三第二項に規定する通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法は、次のとおりとする。
一　各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。	一　各室において給気及び排煙を行う排煙設備の構造方法にあっては、次に定めるものとする。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。	ロ　次に定める基準に適合する構造の排煙口を設けること。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　天井又は壁の上部（床面から天井までの垂直距離に応じて、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができるものとして令和七年国土交通省告示第九百九十五号で定める部分をいう。以下同じ。）に設けること。	(2)　天井又は壁の上部（天井から八十センチメートル以内の距離にある部分をいう。以下同じ。）に設けること。
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
二　（略）	二　（略）

（難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正）

第四条　難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、第一号又は第二号のいずれかに定める組合せとする。	第一　建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、次に定めるものとする。
一　次に定めるものとすること。	一　天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。
イ　天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、準不燃材料ですること。	

ロ　壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は難燃材料であること。

二　天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあっては、小屋組を含む。）の仕上げにあっては、特定準不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料及び平成十二年建設省告示第千四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下この号及び第二第二号において同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等をいい、特定準不燃材料を除く。第二第二号において同じ。）であること。

第二　令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、次の各号に掲げる居室の区分に応じ、当該各号に定めるところによりすることとする。ただし、第一号に掲げる居室である場合において、実験によって防火上支障がないことが確かめられたときは、この限りでない。

一　第一第一号の木材等に係る内装の仕上げの居室　次に定めるところによること。

イ　木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

ロ　木材等の取付方法は、次の(1)又は(2)のいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

(1)　木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

(2)　木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

二　第一第二号の特定準不燃材料又は難燃材料等に係る内装の仕上げの居室　令和七年国土交通省告示第九百九十一号第一第一項第二号イに定める基準に適合するものであること。

二　壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げにあっては、木材、合板、構造用パネル、パーティクルボード若しくは繊維版（これらの表面に不燃性を有する壁張り下地用のパテを下塗りする等防火上支障がないように措置した上で壁紙を張ったものを含む。以下「木材等」という。）又は木材等及び難燃材料であること。

第二　建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号ロ及び同条第四項第二号に規定する難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、第一第二号の木材等に係る仕上げの部分を次に定めるところによりすることとする。ただし、実験によって防火上支障がないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　木材等の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

二　木材等の取付方法は、次のイ又はロのいずれかとすること。ただし、木材等の厚さが二十五ミリメートル以上である場合においては、この限りでない。

イ　木材等の厚さが十ミリメートル以上の場合にあっては、壁の内部での火炎伝搬を有効に防止することができるよう配置された柱、間柱その他の垂直部材及びはり、胴縁その他の横架材（それぞれ相互の間隔が一メートル以内に配置されたものに限る。）に取り付け、又は難燃材料の壁に直接取り付けること。

ロ　木材等の厚さが十ミリメートル未満の場合にあっては、難燃材料の壁に直接取り付けること。

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築

物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ～ハ　（略）

ニ　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

(1)　令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　三メートル

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

三　地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(三)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあっては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの　一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ　（略）

ロ　建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)～(3)　（略）

（新設）

物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ～ハ　（略）

ニ　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。第三号ロにおいて同じ。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

（新設）

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

三　地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(三)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあっては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの　一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ　（略）

ロ　建築物の周囲に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)～(3)　（略）

(4)　令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であり、その周囲に一・五メートル以上の幅員の通路が設けられていること。

ハ　（略）

四　（略）

（新設）

ハ　（略）

四　（略）

（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件の一部改正）

第六条　特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～三　（略） 四　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合するもの又は令第百二十六条の三第二項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けたものであること。 五　（略）	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～三　（略） 四　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。 五　（略）

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第七条　建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建	第一　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建

築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ヘ　（略）

ト　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

(1)　令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　三メートル

チ・リ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ　（略）

ロ　周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1)・(2)　（略）

築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ヘ　（略）

ト　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

（新設）

（新設）

チ・リ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ　（略）

ロ　周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1)・(2)　（略）

(3)　令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であり、その周囲に一・五メートル以上の幅員の通路が設けられていること。

四　（略）

（新設）

四　（略）

（区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件等の一部改正）

第八条　次に掲げる告示の規定中「突出した垂れ壁」の下に「又ははり」を加え、「不燃材料で造り、又は」を「準耐火構造であるもの（その下端から床面までの垂直距離が令和七年国土交通省告示第九百九十四号に定める距離以上であるものに限る。）又は不燃材料で造り、若しくは」に改める。

一　区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百九号）第二号イ

二　階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十号）第二号イ

三　建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十一号）第二号ロ(1)

（建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第九条　建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（令和六年国土交通省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第五　令第百三十七条の二の四第一号ロの規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、延焼のおそれのある部分とする。	第五　令第百三十七条の二の四第一号ロの規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（削る）	一　延焼のおそれのある部分
（削る）	二　火熱遮断壁等（令第百九条の八に規定するものをいう。以下同じ。）で区画された増築又は改築に係る部分とその他の建築物の部分との外壁間の中心線から、一階にあっては三メートル以下、二階以上にあっては五メートル以下の距離にある外壁の部分

第六　令第百三十七条の二の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。 （削る） （削る）	第六　令第百三十七条の二の四第一号ロに規定する増築又は改築に係る部分の外壁の構造方法は、次の各号（第五第一号に該当する部分にあっては、第一号）に掲げるものとする。 一　平成十二年建設省告示第千三百六十二号に定めるもの又は法第二十三条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの 二　当該外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされているもの

附　則

（施行期日）

1　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

○国土交通省告示第九百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項の規定において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地		指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地	
（略）					（略）				
四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号	滋賀県大津市京町三丁目四番三十二号		四七	滋賀弁護士会	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号	滋賀県大津市梅林一丁目三番三号	
（略）					（略）				

附　則

この告示は、令和七年十一月四日から施行する。

○環境省告示第七十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成二十一年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第４（告示別表２の１の(2)のイ関係）

改正後					改正前				
政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日	政令別表の一に掲げる水域	水域	該当類型	達成期間	指定日
（略）					（略）				
12　相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和７年10月31日	12　相模川水系の相模川（桂川を含む。）	相模ダム貯水池（相模湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和３年４月１日

	（※）　当分の間の暫定目標　全窒素0.97mg/Ｌ 全燐0.074mg/Ｌ			
	城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和７年10月31日
	（※）　当分の間の暫定目標　全窒素0.92mg/Ｌ 全燐0.037mg/Ｌ			
（略）				
19　江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和７年10月31日
	（※）　当分の間の暫定目標　全燐0.017mg/Ｌ （削る）			
（略）				

（略）

	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素1.0mg/Ｌ 全燐0.080mg/Ｌ			
	城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和３年４月１日
	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素1.0mg/Ｌ 全燐0.042mg/Ｌ			
（略）				
19　江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和３年４月１日
	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素0.43mg/Ｌ 全燐0.018mg/Ｌ			
（略）				

（略）

その他告示

○外務省告示第四百二十三号

令和六年十二月十六日にアシガバットで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従つて承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和七年十月二十八日にアシガバットで行われた。よつて、同条約は、その第二十九条１の規定に従い、令和七年十一月二十七日に効力を生ずる。

令和七年十月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○財務省告示第二百八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和七年十月三十一日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				
輸出統計品目表 ［略］				
統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［略］				
03.01 ～ 03.08		［略］		

改正前				
輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［同左］				
03.01 ～ 03.08		［同左］		

03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）			03.09		魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）		
0309.10		［略］			0309.10		［同左］		
0309.90	000	―その他のもの		ＫＧ	0309.90		―その他のもの		
						100	――甲殻類のもの		ＫＧ
						200	――軟体動物のもの		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
16.01		［略］			16.01		［同左］		
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類			16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類		
1602.10	000	―均質調製品		ＫＧ	1602.10		―均質調製品		
						100	――昆虫類のもの		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
1602.20					1602.20				
｝		［略］			｝		［同左］		
1602.50					1602.50				
1602.90	000	―その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		ＫＧ	1602.90		―その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		
						100	――昆虫類のもの		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
16.03					16.03				
｝		［略］			｝		［同左］		
16.05					16.05				
［略］					［同左］				
24.01					24.01				
｝		［略］			｝		［同左］		
24.03					24.03				
24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）			24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）		
		―非燃焼吸引用の物品					―非燃焼吸引用の物品		
2404.11	000	――たばこ又は再生たばこを含有するもの		ＫＧ	2404.11		――たばこ又は再生たばこを含有するもの		
						100	―――シートたばこ		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
2404.12		［略］			2404.12		［同左］		
2404.19	000	――その他のもの		ＫＧ	2404.19		――その他のもの		
						100	―――製造たばこ代用品		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
		［略］			［同左］				

2404.91 〜 2404.99		［略］			2404.91 〜 2404.99		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01 〜 28.52		［略］			28.01 〜 28.52		［同左］		
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		―その他のもの			2853.90	000	―その他のもの		ＫＧ
	100	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ					
	900	――その他のもの		ＫＧ					
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01		［略］			29.01		［同左］		
29.02		［略］			29.02		［同左］		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		［略］					［同左］		
2903.11 〜 2903.29		［略］			2903.11 〜 2903.29		［同左］		
		―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）					―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.41 〜 2903.43		［略］			2903.41 〜 2903.43		［同左］		
2903.44	000	――ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）、１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）及び１・１・２―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143）		ＫＧ	2903.44		――ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）、１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）及び１・１・２―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143）		
						100	―――ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）		ＫＧ
						200	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）		ＫＧ
						300	―――１・１・２―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143）		ＫＧ

△

		○				○	
2903.45		［略］		2903.45		［同左］	
2903.46	000	――１・１・１・２・３・３・３―ヘプタフルオロプロパン（ＨＦＣ―227ｅａ）、１・１・１・２・２・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｃｂ）、１・１・１・２・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｅａ）及び１・１・１・３・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｆａ）	ＫＧ	2903.46		――１・１・１・２・３・３・３―ヘプタフルオロプロパン（ＨＦＣ―227ｅａ）、１・１・１・２・２・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｃｂ）、１・１・１・２・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｅａ）及び１・１・１・３・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｆａ）	
					100	―――１・１・１・２・３・３・３―ヘプタフルオロプロパン（ＨＦＣ―227ｅａ）	ＫＧ
					200	―――１・１・１・２・２・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｃｂ）	ＫＧ
					300	―――１・１・１・２・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｅａ）	ＫＧ
					400	―――１・１・１・３・３・３―ヘキサフルオロプロパン（ＨＦＣ―236ｆａ）	ＫＧ
2903.47		［略］		2903.47		［同左］	
2903.48		［略］		2903.48		［同左］	
2903.49		――その他のもの		2903.49		――その他のもの	
	100	―――ペルフルオロメタン（ＰＦＣ―14）	ＫＧ		100	―――ペルフルオロメタン（ＰＦＣ―14）	ＫＧ
	200	―――ペルフルオロエタン（ＰＦＣ―116）	ＫＧ		200	―――ペルフルオロエタン（ＰＦＣ―116）	ＫＧ
	300	―――ペルフルオロプロパン（ＰＦＣ―218）	ＫＧ		300	―――ペルフルオロプロパン（ＰＦＣ―218）	ＫＧ
		［削除］			400	―――ペルフルオロヘキサン（ＰＦＣ―51―14）	ＫＧ
	900	―――その他のもの	ＫＧ		900	―――その他のもの	ＫＧ
		―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（不飽和のものに限る。）				―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
2903.51	000	――２・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｙｆ）、１・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｚｅ）及び(Ｚ)―１・１・１・４・４・４―ヘキサフルオロ―２―ブテン（ＨＦＯ―1336ｍｚｚ）	ＫＧ	2903.51		――２・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｙｆ）、１・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｚｅ）及び(Ｚ)―１・１・１・４・４・４―ヘキサフルオロ―２―ブテン（ＨＦＯ―1336ｍｚｚ）	
					100	―――２・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｙｆ）	ＫＧ
					200	―――１・３・３・３―テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ―1234ｚｅ）	ＫＧ
					300	―――（Ｚ）―１・１・１・４・４・４―ヘキサフルオロ―２―ブテン（ＨＦＯ―1336ｍｚｚ）	ＫＧ
2903.59				2903.59			
｝		［略］		｝		［同左］	
2903.69				2903.69			
		―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）				―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	

2903.71					2903.71			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2903.73					2903.73			
2903.74	000	――クロロジフルオロエタン（ＨＣＦＣ―142､142ｂ）	ＫＧ		2903.74		――クロロジフルオロエタン（ＨＣＦＣ―142､142ｂ）	
						100	―――１―クロロ―１・１―ジフルオロエタン（ＨＣＦＣ―142ｂ）	ＫＧ
						900	―――その他のもの	ＫＧ
2903.75		［略］			2903.75		［同左］	
2903.76	000	――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）	ＫＧ		2903.76		――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）	
						100	―――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）	ＫＧ
						200	―――ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）	ＫＧ
						300	―――ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）	ＫＧ
2903.77					2903.77			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2903.99					2903.99			
29.04					29.04			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
29.29					29.29			
		［略］					［同左］	
29.30		有機硫黄化合物			29.30		有機硫黄化合物	
2930.10					2930.10			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2930.80					2930.80			
2930.90		―その他のもの			2930.90		―その他のもの	
	200	――ホレート（ＩＳＯ）及びテルブホス（ＩＳＯ）	ＫＧ			100	――ホレート（ＩＳＯ）	ＫＧ
	900	――その他のもの	ＫＧ			900	――その他のもの	ＫＧ
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物	
2931.10		［略］			2931.10		［同左］	
2931.20		［略］			2931.20		［同左］	
		―非ハロゲン化有機りん誘導体					―非ハロゲン化有機りん誘導体	
2931.41					2931.41			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2931.48					2931.48			
2931.49	000	――その他のもの	ＫＧ		2931.49		――その他のもの	
						100	―――メチルホスホン酸３―（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリウム	ＫＧ
						200	―――ビス［（５―エチル―２―メチル―２―オキシド―１・３・２―ジオキサホスフィナン―５―イル）メチル］メチルホスホネート	ＫＧ

							900	―――その他のもの		ＫＧ
		［略］						［同左］		
2931.51					2931.51					
〃		［略］			〃			［同左］		
2931.90					2931.90					
29.32					29.32					
〃		［略］			〃			［同左］		
29.42					29.42					
［略］					［同左］					
38.01					38.01					
〃		［略］			〃			［同左］		
38.26					38.26					
38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）			38.27			メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。）		
		［略］						［同左］		
3827.11					3827.11					
〃		［略］			〃			［同左］		
3827.59					3827.59					
		―その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）						―その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）		
3827.61	000	――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）の含有量が全質量の15％以上のもの		ＫＧ	3827.61			――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）の含有量が全質量の15％以上のもの		
							010	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）及び１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）をそれぞれ52：44：４の割合で含有するもの（Ｒ―404Ａ）		ＫＧ
							020	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）及びペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）をそれぞれ50：50の割合で含有するもの（Ｒ―507Ａ）		ＫＧ
							090	―――その他のもの		ＫＧ
3827.62		［略］			3827.62			［同左］		
3827.63		［略］			3827.63			［同左］		

3827.64	000	――その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）の含有量が全質量の30％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）		ＫＧ	3827.64		――その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）の含有量が全質量の30％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）		
						010	―――ジフルオロメタン（ＨＦＣ―32）、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）及び１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）をそれぞれ23：25：52の割合で含有するもの（Ｒ―407Ｃ）		ＫＧ
						090	―――その他のもの		ＫＧ
3827.65 ～ 3827.90		［略］			3827.65 ～ 3827.90		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
39.01 ～ 39.10		［略］			39.01 ～ 39.10		［同左］		
39.11		石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			39.11		石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3911.10		［略］			3911.10		［同左］		
3911.20	000	―ポリ（１・３―フェニレンメチルホスホン酸）		ＫＧ	3911.20		―ポリ（１・３―フェニレンメチルホスホン酸）		
						100	――塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
3911.90		［略］			3911.90		［同左］		
39.12 ～ 39.26		［略］			39.12 ～ 39.26		［同左］		
［略］					［同左］				
［略］ 第72類　鉄鋼 注 ［略］ 号注 ［略］					［同左］ 第72類　鉄鋼 注 ［同左］ 号注 ［同左］				

備考 1　この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5％以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。					［新規］ ［新規］			
		［略］					［同左］	
72.01					72.01			
〃		［略］			〃		［同左］	
72.03					72.03			
72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット			72.04		鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	
7204.10					7204.10			
〃		［略］			〃		［同左］	
7204.30					7204.30			
		－その他のくず					－その他のくず	
7204.41		［略］			7204.41		［同左］	
7204.49		――その他のもの			7204.49		――その他のもの	
		――――ヘビーくず				100	――――ヘビーくず	ＫＧ
	110	――――厚さが６ミリメートル以上のもの		ＫＧ				
	190	――――その他のもの		ＫＧ				
	200	――――シュレッダーくず		ＫＧ		200	――――シュレッダーくず	ＫＧ
	900	――――その他のもの		ＫＧ		900	――――その他のもの	ＫＧ
7204.50		［略］			7204.50		［同左］	
72.05					72.05			
〃		［略］			〃		［同左］	
72.11					72.11			
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）			72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
7212.10		［略］			7212.10		［同左］	
7212.20	000	－亜鉛を電気めつきしたもの		ＫＧ	7212.20		－亜鉛を電気めつきしたもの	
						010	――発生品	ＫＧ
						090	――その他のもの	ＫＧ
7212.30		［略］			7212.30		［同左］	
7212.40		［略］			7212.40		［同左］	
7212.50		－その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）			7212.50		－その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）	
		［削除］				100	――鉛をめつきしたもの	ＫＧ
	200	――アルミニウムをめつきしたもの		ＫＧ		200	――アルミニウムをめつきしたもの	ＫＧ
		――クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したもの					――クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したもの	
	310	――――発生品（ティンフリー・スチールのものに限る。）		ＫＧ		310	――――発生品（ティンフリー・スチールのものに限る。）	ＫＧ
	320	――――ティンフリー・スチール（発生品を除く。）		ＫＧ		320	――――ティンフリー・スチール（発生品を除く。）	ＫＧ

	390	―――その他のもの		ＫＧ		390	―――その他のもの		ＫＧ
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
7212.60		［略］			7212.60		［同左］		
72.13					72.13				
〃		［略］			〃		［同左］		
72.29					72.29				
［略］					［同左］				
74.01					74.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
74.03					74.03				
74.04					74.04				
7404.00		銅のくず			7404.00		銅のくず		
		［削除］				100	―径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9％以上のものに限る。）		ＫＧ
	200	―銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		ＫＧ		200	―銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		ＫＧ
	300	―ナゲット加工をしたもの（径又は厚さが0.35ミリメートル以上のもので、銅の含有量が99.9％以上のものに限る。）		ＫＧ			［新規］		
		―その他のもの				900	―その他のもの		ＫＧ
	910	――径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9％以上のものに限る。）で、電気絶縁してないもの		ＫＧ					
	920	――径又は厚さが0.35ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が0.35ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が99.9％以上のものに限る。）を電気絶縁したもの		ＫＧ					
	990	――その他のもの		ＫＧ					
74.05					74.05				
〃		［略］			〃		［同左］		
74.18					74.18				
74.19		その他の銅製品			74.19		その他の銅製品		
7419.20		［略］			7419.20		［同左］		
7419.80	000	―その他のもの		ＫＧ	7419.80		―その他のもの		
						100	――銅製のばね		ＫＧ
						900	――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				

84.01 〜 84.58		［略］			84.01 〜 84.58		［同左］			
84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）			84.59		金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）			
8459.10 〜 8459.69		［略］			8459.10 〜 8459.69		［同左］			
8459.70	000	－その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	ＮＯ	ＫＧ	8459.70		－その他のねじ切り盤及びねじ立て盤			
						100	－－数値制御式のもの	ＮＯ	ＫＧ	
						900	－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
84.60		［略］			84.60		［同左］			
84.61		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			84.61		平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
8461.20 〜 8461.50		［略］			8461.20 〜 8461.50		［同左］			
8461.90	000	－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	8461.90		－その他のもの			
						100	－－数値制御式のもの	ＮＯ	ＫＧ	
						900	－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ	
84.62 〜 84.87		［略］			84.62 〜 84.87		［同左］			
［略］					［同左］					
85.01 〜 85.35		［略］			85.01 〜 85.35		［同左］			
85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子			85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバーケーブル用の接続子			
8536.10 〜 8536.49		［略］			8536.10 〜 8536.49		［同左］			
8536.50	000	－その他のスイッチ	ＮＯ	ＫＧ	8536.50		－その他のスイッチ			

		［略］				100	――マイクロスイッチ	NO	KG
						900	――その他のもの	NO	KG
							［同左］		
8536.61		［略］			8536.61		［同左］		
｝					｝				
8536.90					8536.90				
85.37					85.37				
｝		［略］			｝		［同左］		
85.49					85.49				
［略］					［同左］				
90.01					90.01				
｝		［略］			｝		［同左］		
90.11					90.11				
90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器			90.12		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器		
9012.10		―顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器			9012.10	000	―顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	NO	KG
	100	――走査型電子顕微鏡及び透過型電子顕微鏡（走査透過電子顕微鏡を含む。）並びに走査型プローブ顕微鏡	NO	KG					
	900	――その他のもの	NO	KG					
9012.90		［略］			9012.90		［同左］		
90.13					90.13				
｝		［略］			｝		［同左］		
90.17					90.17				
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
		［略］					［同左］		
9018.11					9018.11				
｝		［略］			｝		［同左］		
9018.50					9018.50				
9018.90	000	―その他の機器	NO	KG	9018.90		―その他の機器		
							――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）		
						110	―――治療用のもの	NO	KG
						190	―――その他のもの	NO	KG
						200	――電気機器の部分品及び附属品	NO	KG
							――その他のもの（医療用のものに限る。）		
							―――外科用のもの		
						311	――――針、鉗子、メス、のこぎり、はさみその他の手道具	NO	KG
						319	――――その他のもの	NO	KG
						390	―――その他のもの	NO	KG
						900	――その他のもの	NO	KG

90.19 ～ 90.33		［略］		
［略］				

輸入統計品目表

［略］

統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［略］				
03.01 ～ 03.05		［略］		
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［略］		
0306.11 ～ 0306.19		［略］		
		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0306.31 ～ 0306.34		［略］		
0306.35	000	――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		KG
0306.36 ～ 0306.99		［略］		
03.07 ～ 03.09		［略］		
［略］				

90.19 ～ 90.33		［同左］		
［同左］				

輸入統計品目表

［同左］

統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［同左］				
03.01 ～ 03.05		［同左］		
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［同左］		
0306.11 ～ 0306.19		［同左］		
		―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0306.31 ～ 0306.34		［同左］		
0306.35		――コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		
	100	―――生きているもの		KG
	900	―――その他のもの		KG
0306.36 ～ 0306.99		［同左］		
03.07 ～ 03.09		［同左］		
［同左］				

		［略］				［同左］		
28.01				28.01				
〃		［略］		〃		［同左］		
28.26				28.26				
28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		
2827.10		［略］		2827.10		［同左］		
2827.20		［略］		2827.20		［同左］		
		―その他の塩化物				―その他の塩化物		
2827.31				2827.31				
〃		［略］		〃		［同左］		
2827.35				2827.35				
2827.39		――その他のもの		2827.39		――その他のもの		
	100	―――亜鉛のもの	KG		100	―――亜鉛のもの	KG	
	900	―――その他のもの	KG			―――その他のもの		
					910	―――鉄のもの	KG	
					920	―――コバルトのもの	KG	
					990	―――その他のもの	KG	
		［略］				［同左］		
2827.41				2827.41				
〃		［略］		〃		［同左］		
2827.60				2827.60				
28.28				28.28				
〃		［略］		〃		［同左］		
28.41				28.41				
28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）		28.42		その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含むものとし、アジ化物を除く。）		
2842.10		［略］		2842.10		［同左］		
2842.90	000	―その他のもの	KG	2842.90		―その他のもの		
					010	――雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	KG	
					090	――その他のもの	KG	
		［略］				［同左］		
28.43				28.43				
〃		［略］		〃		［同左］		
28.52				28.52				
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液		28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液		

		体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）					体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		―その他のもの			2853.90	000	―その他のもの		ＫＧ
	010	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01		［略］			29.01		［同左］		
29.02		［略］			29.02		［同左］		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		［略］					［同左］		
2903.11					2903.11				
〃		［略］			〃		［同左］		
2903.29					2903.29				
		―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）					―非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）		
2903.41		［略］			2903.41		［同左］		
2903.42		［略］			2903.42		［同左］		
2903.43		――フルオロメタン（ＨＦＣ―41）、１・２―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152）及び１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）			2903.43		――フルオロメタン（ＨＦＣ―41）、１・２―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152）及び１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）		
	010	―――フルオロメタン（ＨＦＣ―41）		ＫＧ		010	―――フルオロメタン（ＨＦＣ―41）		ＫＧ
	020	―――１・２―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152）		ＫＧ		020	―――１・２―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152）		ＫＧ
	030	―――１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）		ＫＧ			―――１・１―ジフルオロエタン（ＨＦＣ―152ａ）		
						031	――――噴霧器に充填したもの		ＫＧ
						039	――――その他のもの		ＫＧ
2903.44		［略］			2903.44		［同左］		
2903.45		――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）及び１・１・２・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134）			2903.45		――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）及び１・１・２・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134）		
	010	―――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）		ＫＧ			―――１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）		
						011	――――噴霧器に充填したもの		ＫＧ
						019	――――その他のもの		ＫＧ
	020	―――１・１・２・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134）		ＫＧ		020	―――１・１・２・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134）		ＫＧ

2903.46					2903.46			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2903.69					2903.69			
		―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）					―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	
2903.71					2903.71			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2903.75					2903.75			
2903.76	000	――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）		ＫＧ	2903.76		――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）、ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）及びジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）	
						010	―――ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン―1211）	ＫＧ
						020	―――ブロモトリフルオロメタン（ハロン―1301）	ＫＧ
						030	―――ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン―2402）	ＫＧ
2903.77					2903.77			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2903.99					2903.99			
29.04					29.04			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
29.14					29.14			
		［略］					［同左］	
29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.15		飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
		［略］					［同左］	
2915.11					2915.11			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2915.29					2915.29			
		―酢酸のエステル					―酢酸のエステル	
2915.31					2915.31			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2915.36					2915.36			
2915.39		――その他のもの			2915.39		――その他のもの	
	100	―――酢酸イソブチル		ＫＧ		100	―――酢酸イソブチル	ＫＧ
	900	―――その他のもの		ＫＧ			―――その他のもの	
						910	―――酢酸―２―エトキシエチル	ＫＧ
						990	―――その他のもの	ＫＧ
2915.40					2915.40			
ｓ		［略］			ｓ		［同左］	
2915.90					2915.90			

29.16		［略］			29.16		［同左］		
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		［略］					［同左］		
2917.11					2917.11				
〃		［略］			〃		［同左］		
2917.20					2917.20				
		―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.32		［略］			2917.32		［同左］		
2917.33		［略］			2917.33		［同左］		
2917.34	000	――その他のオルトフタル酸エステル	ＫＧ		2917.34		――その他のオルトフタル酸エステル		
						010	―――オルトフタル酸ジブチル		ＫＧ
						090	―――その他のもの		ＫＧ
2917.35					2917.35				
〃		［略］			〃		［同左］		
2917.39					2917.39				
29.18					29.18				
〃		［略］			〃		［同左］		
29.29					29.29				
		［略］					［同左］		
29.30		有機硫黄化合物			29.30		有機硫黄化合物		
2930.10					2930.10				
〃		［略］			〃		［同左］		
2930.80					2930.80				
2930.90		―その他のもの			2930.90		―その他のもの		
	100	――ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	ＫＧ			100	――ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）		ＫＧ
		――その他のもの					――その他のもの		
	920	―――ホレート（ＩＳＯ）及びテルブホス（ＩＳＯ）	ＫＧ			910	―――ホレート（ＩＳＯ）		ＫＧ
	990	―――その他のもの	ＫＧ			990	―――その他のもの		ＫＧ
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10		［略］			2931.10		［同左］		
2931.20		［略］			2931.20		［同左］		
		―非ハロゲン化有機りん誘導体					―非ハロゲン化有機りん誘導体		
2931.41					2931.41				
〃		［略］			〃		［同左］		
2931.48					2931.48				

2931.49	000	――その他のもの		KG	2931.49		――その他のもの		
						010	―――メチルホスホン酸３―(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム		KG
						020	―――ビス[(５―エチル―２―メチル―２―オキシド―１・３・２―ジオキサホスフィナン―５―イル)メチル]メチルホスホネート		KG
						090	―――その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
2931.51					2931.51				
〃		[略]			〃		[同左]		
2931.90					2931.90				
29.32					29.32				
〃		[略]			〃		[同左]		
29.38					29.38				
29.39		アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39		アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
		[略]					[同左]		
2939.11					2939.11				
〃		[略]			〃		[同左]		
2939.30					2939.30				
		―エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩					―エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩		
2939.41					2939.41				
〃		[略]			〃		[同左]		
2939.45					2939.45				
2939.49	000	――その他のもの		KG	2939.49		――その他のもの		
						010	―――レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメートのエステル及び誘導体		KG
						090	―――その他のもの		KG
		[略]					[同左]		
2939.51					2939.51				
〃		[略]			〃		[同左]		
2939.80					2939.80				
		[略]					[同左]		
29.40					29.40				
〃		[略]			〃		[同左]		
29.42					29.42				
[略]					[同左]				

38.01 〜 38.26		［略］			38.01 〜 38.26		［同左］		
38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） ［略］			38.27		メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） ［同左］		
3827.11 〜 3827.59		［略］			3827.11 〜 3827.59		［同左］		
		―その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）					―その他のハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）及びハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）		
3827.61		――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）の含有量が全質量の15％以上のもの			3827.61		――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）の含有量が全質量の15％以上のもの		
	010	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）及び１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）をそれぞれ52：44：４の割合で含有するもの（Ｒ―404Ａ）		ＫＧ		010	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）及び１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）をそれぞれ52：44：４の割合で含有するもの（Ｒ―404Ａ）		ＫＧ
		［削除］				020	―――１・１・１―トリフルオロエタン（ＨＦＣ―143ａ）及びペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）をそれぞれ50：50の割合で含有するもの（Ｒ―507Ａ）		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ		090	―――その他のもの		ＫＧ
3827.62		［略］			3827.62		［同左］		
3827.63		［略］			3827.63		［同左］		
3827.64	000	――その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）の含有量が全質量の30％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）		ＫＧ	3827.64		――その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）の含有量が全質量の30％以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体（ＨＦＯ）を含有しないものに限る。）		
						010	―――ジフルオロメタン（ＨＦＣ―32）、ペンタフルオロエタン（ＨＦＣ―125）及び１・１・１・２―テトラフルオロエタン（ＨＦＣ―134ａ）をそれぞれ23：25：52の割合で含有するもの（Ｒ―407Ｃ）		ＫＧ
						090	―――その他のもの		ＫＧ
3827.65 〜 3827.90		［略］			3827.65 〜 3827.90		［同左］		
［略］					［同左］				

44.01		［略］			44.01		［同左］		
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）			44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		
4402.10		［略］			4402.10		［同左］		
4402.20	000	―殻又はナットのもの		ＭＴ	4402.20		―殻又はナットのもの		
						010	――やし殻炭		ＭＴ
						090	――その他のもの		ＭＴ
4402.90		［略］			4402.90		［同左］		
44.03					44.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
44.20					44.20				
44.21		その他の木製品			44.21		その他の木製品		
4421.10		［略］			4421.10		［同左］		
4421.20		［略］			4421.20		［同左］		
		―その他のもの					―その他のもの		
4421.91		［略］			4421.91		［同左］		
4421.99		――その他のもの			4421.99		――その他のもの		
	100	―――マッチの軸木		ＫＧ		100	―――マッチの軸木		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	910	――――かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		ＫＧ		910	――――かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの		ＫＧ
		――――その他のもの					――――その他のもの		
	920	―――――扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		ＫＧ		920	―――――扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品		ＫＧ
		―――――その他のもの					―――――その他のもの		
	991	――――――縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＭ	ＫＧ		991	――――――縦にひいた木材をはぎ合わせたもの（縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＭ	ＫＧ
	992	――――――菌床きのこ栽培用培地		ＫＧ			［新規］		
	999	――――――その他のもの		ＫＧ		999	――――――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
［略］ 第72類　鉄鋼 注 ［略］ 号注 ［略］ 備考 1　この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5％以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。					［同左］ 第72類　鉄鋼 注 ［同左］ 号注 ［同左］ 備考 1　この表において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5％以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。			

		［略］					［同左］	
72.01					72.01			
｛		［略］			｛		［同左］	
72.07					72.07			
72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
7208.10					7208.10			
｛		［略］			｛		［同左］	
7208.40					7208.40			
		―その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）					―その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
7208.51		――厚さが10ミリメートルを超えるもの			7208.51		――厚さが10ミリメートルを超えるもの	
		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの					―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの	
	011	――――厚さが50ミリメートル以下のもの	ＫＧ			011	――――厚さが50ミリメートル以下のもの	ＫＧ
	019	――――厚さが50ミリメートルを超えるもの	ＫＧ			019	――――厚さが50ミリメートルを超えるもの	ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの	
		――――降伏点が355メガパスカル以上のもの					――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	
	021	―――――厚さが50ミリメートル以下のもの	ＫＧ			021	―――――厚さが50ミリメートル以下のもの	ＫＧ
	029	―――――厚さが50ミリメートルを超えるもの	ＫＧ			029	―――――厚さが50ミリメートルを超えるもの	ＫＧ
	030	――――その他のもの	ＫＧ				――――その他のもの	
						031	―――――厚さが50ミリメートル以下のもの	ＫＧ
						039	―――――厚さが50ミリメートルを超えるもの	ＫＧ
7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの			7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	
		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの					―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの	
	011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ			011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
	019	――――その他のもの	ＫＧ			019	――――その他のもの	ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの	
	020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	ＫＧ				――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	
						021	―――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
						029	―――――その他のもの	ＫＧ
		――――その他のもの					――――その他のもの	
	031	―――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ			031	―――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
	039	―――――その他のもの	ＫＧ			039	―――――その他のもの	ＫＧ
7208.53					7208.53			
｛		［略］			｛		［同左］	
7208.90					7208.90			

72.09		［略］			72.09		［同左］		
72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］					［同左］		
7210.11					7210.11				
〃		［略］			〃		［同左］		
7210.30					7210.30				
		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）					―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
7210.41		［略］			7210.41		［同左］		
7210.49		――その他のもの			7210.49		――その他のもの		
	010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ		010	―――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）		ＫＧ
		―――その他のもの				090	―――その他のもの		ＫＧ
	021	――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの		ＫＧ					
	029	――――その他のもの		ＫＧ					
7210.50					7210.50				
〃		［略］			〃		［同左］		
7210.90					7210.90				
72.11		［略］			72.11		［同左］		
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）			72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		
7212.10		［略］			7212.10		［同左］		
7212.20		［略］			7212.20		［同左］		
7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）			7212.30	000	―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		ＫＧ
	010	――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
7212.40					7212.40				
〃		［略］			〃		［同左］		
7212.60					7212.60				

72.13					72.13			
〜		［略］			〜		［同左］	
72.24					72.24			
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの					―けい素電気鋼のもの	
7225.11		［略］			7225.11		［同左］	
7225.19		――その他のもの			7225.19	000	――その他のもの	ＫＧ
	010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ					
	090	―――その他のもの	ＫＧ					
7225.30					7225.30			
〜		［略］			〜		［同左］	
7225.50					7225.50			
		―その他のもの					―その他のもの	
7225.91		［略］			7225.91		［同左］	
7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）			7225.92		――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ			100	―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）	ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ			200	―――合金工具鋼のもの	ＫＧ
	300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ			300	―――高速度鋼のもの	ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの	
	910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ			910	――――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	ＫＧ
		――――その他のもの				990	――――その他のもの	ＫＧ
	921	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ					
	929	―――――その他のもの	ＫＧ					
7225.99		［略］			7225.99		［同左］	
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）			72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの					―けい素電気鋼のもの	
7226.11		［略］			7226.11		［同左］	
7226.19		――その他のもの			7226.19	000	――その他のもの	ＫＧ
	010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ					
	090	―――その他のもの	ＫＧ					

7226.20		［略］			7226.20		［同左］		
		―その他のもの					―その他のもの		
7226.91		［略］			7226.91		［同左］		
7226.92		［略］			7226.92		［同左］		
7226.99		――その他のもの			7226.99		――その他のもの		
		―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）					―――バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の10％を超えるものに限る。）		
	110	――――亜鉛をめつきしたもの		ＫＧ		110	――――亜鉛をめつきしたもの		ＫＧ
	190	――――その他のもの		ＫＧ		190	――――その他のもの		ＫＧ
	200	―――合金工具鋼のもの		ＫＧ		200	―――合金工具鋼のもの		ＫＧ
		―――その他のもの				900	―――その他のもの		ＫＧ
		――――亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）							
	911	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの		ＫＧ					
	919	―――――その他のもの		ＫＧ					
	990	――――その他のもの		ＫＧ					
72.27					72.27				
｝		［略］			｝		［同左］		
72.29					72.29				
［略］					［同左］				
73.01					73.01				
｝		［略］			｝		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11					7306.11				
｝		［略］			｝		［同左］		
7306.30					7306.30				
7306.40		―その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）			7306.40	000	―その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）		ＫＧ
	010	――フェライト系のもの		ＫＧ					
	020	――オーステナイト304系のもの		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					

7306.50 〜 7306.90 73.07 〜 73.26		［略］ ［略］			7306.50 〜 7306.90 73.07 〜 73.26		［同左］ ［同左］		
［略］					［同左］				
74.01 7401.00 74.02 〜 74.19	000	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） ［略］		ＫＧ	74.01 7401.00 74.02 〜 74.19	 010 020 ［同左］	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） ―銅のマット ―セメントカッパー（沈殿銅）		 ＫＧ ＫＧ
［略］					［同左］				
87.01 〜 87.11 87.12 8712.00		［略］ 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）			87.01 〜 87.11 87.12 8712.00		［同左］ 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）		
		―車輪径の呼びが24（60.96センチメートル）を超えるもの（二輪自転車に限る。）				100	―カンチブレーキを有するもの		ＮＯ
	310	――かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有するもの		ＮＯ			―その他のもの ――車輪の径の呼びが24（60.96センチメートル）以下のもの		
	390	――その他のもの		ＮＯ		211	―――ブレーキレバーの開きが85ミリメートルを超えるもの		ＮＯ
		―車輪径の呼びが12（30.48センチメートル）以上24（60.96センチメートル）以下のもの（二輪自転車に限る。）					―――その他のもの		
	410	――クランク長さが160ミリメートル以上のもの		ＮＯ		218	――――車輪の径の呼びが12（30.48センチメートル）以上16（40.64センチメートル）以下のもの		ＮＯ
		――その他のもの				219	――――その他のもの		ＮＯ
	491	―――車輪径の呼びが18（45.72センチメートル）を超えるもの		ＮＯ			――車輪の径の呼びが24（60.96センチメートル）を超えるもの		
	499	―――その他のもの		ＮＯ		291	―――ディレーラ（内装変速装置を除く。）を有しないもの		ＮＯ
	900	―その他のもの		ＮＯ		299	―――その他のもの		ＮＯ
87.13 〜 87.16		［略］			87.13 〜 87.16		［同左］		
［略］					［同左］				

90.01 ｛ 90.17		［略］			90.01 ｛ 90.17		［同左］		
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
		［略］					［同左］		
9018.11 ｛ 9018.50		［略］			9018.11 ｛ 9018.50		［同左］		
9018.90	000	―その他の機器	NO	KG	9018.90		―その他の機器		
						010	――外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
							――その他のもの		
							―――医療用のもの		
							――――外科用のもの		
						021	―――――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
						022	―――――その他のもの	NO	KG
							――――その他のもの		
						023	―――――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
						024	―――――その他のもの	NO	KG
						029	―――その他のもの	NO	KG
90.19 ｛ 90.33		［略］			90.19 ｛ 90.33		［同左］		
［略］					［同左］				

○文部科学省告示第百三十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号、同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同令第三十八条第三号及び同令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する同令第五十一条第四号並びに認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する同令第五条第二項第三号及び同令附則第四条の規定に基づき、これらの規定に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を次のように指定する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	位置	設置者
AOTS日本語教育センター	東京都	一般財団法人海外産業人材育成協会

○文部科学省告示第百三十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	研修事務を開始する年月日
B〇二五〇一〇一	令和七年十月三十一日	学校法人北星学園	北海道札幌市厚別区大谷地西二丁目三番地一号	北星学園大学	北海道札幌市厚別区大谷地西二丁目三番地一号	令和八年四月一日
B〇二五一一〇一	令和七年十月三十一日	学校法人明海大学	埼玉県坂戸市けやき台一番一号	明海大学浦安キャンパス	千葉県浦安市明海一丁目二番一号	令和八年四月一日
B〇二五一二〇一	令和七年十月三十一日	学校法人和洋学園	千葉県市川市国府台二丁目三番一号	和洋女子大学	千葉県市川市国府台二丁目三番一号	令和八年四月一日
B〇二五一三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人ＫＣＰ学園	東京都新宿区新宿一丁目二九番地一二号	ＫＣＰ地球市民日本語学校	東京都新宿区新宿一丁目二九番地一二号	令和八年四月一日
B〇二五一三〇二	令和七年十月三十一日	学校法人三幸学園	東京都文京区本郷三丁目二三番一六号	ＳＡＮＫＯ日本語学校東京	東京都文京区本郷三丁目二四番一七号	令和七年十二月一日
B〇二五一三〇三	令和七年十月三十一日	学校法人聖心女子学院	東京都渋谷区広尾四丁目三番一号	聖心女子大学	東京都渋谷区広尾四丁目三番一号	令和八年四月一日
B〇二五一三〇四	令和七年十月三十一日	学校法人文京学院	東京都文京区向丘一丁目一九番一号	文京学院大学	東京都文京区向丘一丁目一九番一号	令和八年四月一日
B〇二五一七〇一	令和七年十月三十一日	一般財団法人北國新聞文化センター	石川県金沢市南町二番一号	北國新聞文化センター金沢本部教室	石川県金沢市南町二番一号北國新聞会館九階	令和七年十一月一日
B〇二五一九〇一	令和七年十月三十一日	学校法人山梨英和学院	山梨県甲府市横根町八八八番地	山梨英和大学	山梨県甲府市横根町八八八番地	令和八年四月一日
B〇二五二三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人愛知学院	愛知県名古屋市千種区楠元町一丁目一〇〇番地	愛知学院大学	愛知県日進市岩崎町阿良池一二	令和十一年四月一日
B〇二五二三〇二	令和七年十月三十一日	学校法人金城学院	愛知県名古屋市守山区大森二丁目一七二三番地	金城学院大学	愛知県名古屋市守山区大森二丁目一七二三番地	令和八年四月一日
B〇二五二六〇一	令和七年十月三十一日	学校法人京都橘学園	京都府京都市山科区大宅山田町三四番地	京都橘大学	京都府京都市山科区大宅山田町三四番地	令和八年四月一日
B〇二五二六〇二	令和七年十月三十一日	学校法人同志社	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町六〇一番地	同志社女子大学	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町六〇二番地一	令和八年四月一日
B〇二五二七〇一	令和七年十月三十一日	株式会社国際通信社ホールディングス	大阪府大阪市西区立売堀一丁目七番一八号	Ｊ国際学院	大阪府大阪市西区立売堀一丁目一番三号	令和七年十一月一日
B〇二五二八〇一	令和七年十月三十一日	国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九四二―一	兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九四二―一	令和八年四月一日
B〇二五三四〇一	令和七年十月三十一日	学校法人比治山学園	広島県広島市東区牛田新町四丁目一番一号	比治山大学	広島県広島市東区牛田新町四丁目一番一号	令和十一年四月一日
B〇二五三七〇一	令和七年十月三十一日	国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町一番一号	香川大学	香川県高松市幸町一番一号	令和八年四月一日
B〇二五四〇〇一	令和七年十月三十一日	学校法人愛和学園	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一三番二三号	愛和外語学院	福岡県福岡市東区馬出一丁目一五番三七号	令和七年十一月四日
B〇二五四二〇一	令和七年十月三十一日	学校法人長崎学院	長崎県長崎市横尾三丁目一五番一号	長崎外国語大学	長崎県西彼杵郡時津町元村郷一〇一〇―一	令和八年四月一日
B〇二五四三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人熊本学園	熊本県熊本市中央区大江二丁目五番一号	熊本学園大学	熊本県熊本市中央区大江二丁目五番一号	令和八年四月一日

○文部科学省告示第百三十二号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関として次に掲げる者を登録したので、同法第六十二条第五項の規定に基づき公示する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	養成業務を行う主たる事務所の所在地	養成業務を開始する年月日
C〇二五一〇一〇	令和七年十月三十一日	学校法人北星学園	北海道札幌市厚別区大谷地西二丁目三番地一号	北星学園大学	北海道札幌市厚別区大谷地西二丁目三番地一号	令和八年四月一日
C〇二五一一〇一	令和七年十月三十一日	学校法人明海大学	埼玉県坂戸市けやき台一番一号	明海大学浦安キャンパス	千葉県浦安市明海一丁目二番一号	令和八年四月一日
C〇二五一二〇一	令和七年十月三十一日	学校法人和洋学園	千葉県市川市国府台二丁目三番一号	和洋女子大学	千葉県市川市国府台二丁目三番一号	令和八年四月一日
C〇二五一三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人ＫＣＰ学園	東京都新宿区新宿一丁目二九番地一二号	ＫＣＰ地球市民日本語学校	東京都新宿区新宿一丁目二九番地一二号	令和八年四月一日
C〇二五一三〇二	令和七年十月三十一日	学校法人國學院大學	東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号	國學院大學	東京都渋谷区東四丁目一〇番二八号	令和八年四月一日
C〇二五一三〇三	令和七年十月三十一日	学校法人三幸学園	東京都文京区本郷三丁目二三番一六号	ＳＡＮＫＯ日本語学校東京	東京都文京区本郷三丁目二四番一七号	令和七年十二月一日
C〇二五一三〇四	令和七年十月三十一日	学校法人成蹊学園	東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番地一号	成蹊大学	東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目三番地一号	令和八年四月一日
C〇二五一三〇五	令和七年十月三十一日	学校法人聖心女子学院	東京都渋谷区広尾四丁目三番一号	聖心女子大学	東京都渋谷区広尾四丁目三番一号	令和八年四月一日
C〇二五一三〇六	令和七年十月三十一日	学校法人文京学院	東京都文京区向丘一丁目一九番一号	文京学院大学	東京都文京区向丘一丁目一九番一号	令和八年四月一日
C〇二五一七〇一	令和七年十月三十一日	一般財団法人北國新聞文化センター	石川県金沢市南町二番一号	北國新聞文化センター金沢本部教室	石川県金沢市南町二番一号北國新聞会館九階	令和七年十一月一日
C〇二五一九〇一	令和七年十月三十一日	学校法人山梨英和学院	山梨県甲府市横根町八八八番地	山梨英和大学	山梨県甲府市横根町八八八番地	令和八年四月一日
C〇二五二三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人金城学院	愛知県名古屋市守山区大森二丁目一七二三番地	金城学院大学	愛知県名古屋市守山区大森二丁目一七二三番地	令和八年四月一日
C〇二五二六〇一	令和七年十月三十一日	学校法人京都橘学園	京都府京都市山科区大宅山田町三四番地	京都橘大学	京都府京都市山科区大宅山田町三四番地	令和八年四月一日
C〇二五二六〇二	令和七年十月三十一日	学校法人光華女子学園	京都府京都市右京区西京極野田町三九番地	京都光華女子大学	京都府京都市右京区西京極葛野町三八番地	令和八年四月一日
C〇二五二六〇三	令和七年十月三十一日	学校法人同志社	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町六〇一番地	同志社女子大学	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町六〇二番地一	令和八年四月一日
C〇二五二七〇一	令和七年十月三十一日	株式会社国際通信社ホールディングス	大阪府大阪市西区立売堀一丁目七番一八号	Ｊ国際学院	大阪府大阪市西区立売堀一丁目一番三号	令和七年十一月一日

C〇二五二八〇一	令和七年十月三十一日	国立大学法人兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九四二―一	兵庫教育大学	兵庫県加東市下久米九四二―一	令和八年四月一日
C〇二五三四〇一	令和七年十月三十一日	学校法人比治山学園	広島県広島市東区牛田新町四丁目一番一号	比治山大学	広島県広島市東区牛田新町四丁目一番一号	令和八年四月一日
C〇二五三七〇一	令和七年十月三十一日	国立大学法人香川大学	香川県高松市幸町一番一号	香川大学	香川県高松市幸町一番一号	令和八年四月一日
C〇二五四〇〇一	令和七年十月三十一日	学校法人愛和学園	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一三番二三号	愛和外語学院	福岡県福岡市東区馬出一丁目一五番三七号	令和七年十一月四日
C〇二五四二〇一	令和七年十月三十一日	学校法人長崎学院	長崎県長崎市横尾三丁目一五番一号	長崎外国語大学	長崎県西彼杵郡時津町元村郷一〇一〇―一	令和八年四月一日
C〇二五四三〇一	令和七年十月三十一日	学校法人熊本学園	熊本県熊本市中央区大江二丁目五番一号	熊本学園大学	熊本県熊本市中央区大江二丁目五番一号	令和八年四月一日

○文部科学省告示第百三十三号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である株式会社リカレントについて、その養成業務を開始する年月日を次のように変更する旨の届出があったので、同法第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	変更前の養成業務を開始する年月日	変更後の養成業務を開始する年月日	変更の日
C〇二四一三一九	株式会社リカレント	令和七年十一月十日	令和八年四月一日	令和七年十月三十一日

○農林水産省告示第千六百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年四月七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30877号
2　登録年月日　令和７年４月７日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　ピーチロリポップ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
久保仁一
埼玉県鴻巣市広田3862―１

1　登録番号　第30891号
2　登録年月日　令和７年４月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀芳の結
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30893号
2　登録年月日　令和７年４月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　シュースターライト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30905号
2　登録年月日　令和７年４月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　セイファセットイエロー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第千六百二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年四月十日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30963号
2　登録年月日　令和７年４月10日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　TAN14661
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Rosen Tantau KG
Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany

○農林水産省告示第千六百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年六月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30994号
2　登録年月日　令和７年６月26日
3　農林水産植物の種類
Brassica rapa L. subsp. pekinensis (Lour.) Hanelt
4　登録品種の名称　いとさい１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目１番地１
国立大学法人岩手大学
岩手県盛岡市上田三丁目18番８号
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号
岩手県
岩手県盛岡市内丸10番１号

○農林水産省告示第千六百三十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年七月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31044号
2　登録年月日　令和７年７月18日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　SAKLET020
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第31066号
2　登録年月日　令和７年７月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　MKS―T830
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ヴィルモランみかど株式会社
千葉県千葉市緑区大野台一丁目４番11号

1　登録番号　第31070号
2　登録年月日　令和７年７月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM195
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

1　登録番号　第31071号
2　登録年月日　令和７年７月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM196
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

1　登録番号　第31078号
2　登録年月日　令和７年７月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM197
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第千六百三十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年七月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31101号
2　登録年月日　令和７年７月23日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　MKS―T133
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ヴィルモランみかど株式会社
千葉県千葉市緑区大野台一丁目４番11号

○農林水産省告示第千六百三十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年八月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31130号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresg21448
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31131号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh21301
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31134号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi21650
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31136号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi211535
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31138号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi21687
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31142号
2　登録年月日　令和７年８月21日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　NATance
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SB TALEE DE COLOMBIA SAS
Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia

○農林水産省告示第千六百三十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年八月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31150号
2　登録年月日　令和７年８月26日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　SAKLET015
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第31187号
2　登録年月日　令和７年８月26日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM202
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第千六百三十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、令和七年八月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第31215号
2　登録年月日　令和７年８月28日
3　農林水産植物の種類
Cuphea linarioides Cham. & Schltdl.
4　登録品種の名称　アサノマK
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社麻野間園芸
愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原177

○農林水産省告示第千六百三十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Anthurium Schott	AN2443227	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第38149号 令和７年８月20日
〃	AN2656036	〃	第38150号 令和７年８月20日
〃	AN2729837	〃	第38151号 令和７年８月20日
〃	AN2772113	〃	第38152号 令和７年８月20日
〃	AN2828318	〃	第38153号 令和７年８月20日
〃	AN2964275	〃	第38154号 令和７年８月20日
Chrysanthemum L.	Dochrygempam	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38118号 令和７年７月26日
〃	Dochrygempocit	〃	第38119号 令和７年７月26日
〃	Dochrygempoqu	〃	第38120号 令和７年７月26日
〃	Dochrygemporub	〃	第38121号 令和７年７月26日
〃	精（せい）しらのあ	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38147号 令和７年８月18日
〃	精早（せいはや）あかり	〃	第38148号 令和７年８月18日
Clematis L.	キスより甘（あま）く	落合まな 千葉県山武市白幡1619―24　サンファーム201	第38137号 令和７年８月７日
Dianthus caryophyllus L.	ゆめかれん	長崎県 長崎県長崎市尾上町３番１号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38079号 令和７年６月11日
Dracaena Vand. ex L.	Janet Lindo Gold	Joost Vermeulen Jagersdreef 7, 3210, Lubbeek, Belgium Mathijs Vermeulen Jagersdreef 7, 3210, Lubbeek, Belgium	第38021号 令和７年５月７日
Fragaria L.	af02	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 青木フルーツ株式会社 福島県郡山市八山田五丁目405番地	第38125号 令和７年７月30日
〃	HOB-499	株式会社ホーブ 北海道上川郡東神楽町14号北１番地	第38129号 令和７年８月１日
Hydrangea L.	オブシディアン	福田浩一 神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1450	第38073号 令和７年６月９日
〃	ムーンライトシャドウ	〃	第38074号 令和７年６月９日
Lactuca sativa L.	Dilago	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	第38107号 令和７年７月11日
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	近江（おうみ）1号（ごう）	近江しいたけ株式会社 滋賀県米原市朝妻筑摩2422番地	第38095号 令和７年６月26日
Limonium Mill.	MYLIM046	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38155号 令和７年８月21日
〃	MYLIM047	〃	第38156号 令和７年８月21日
〃	MYLIM060	〃	第38157号 令和７年８月21日

Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	ML-23	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38124号 令和７年７月28日
Oryza sativa L.	萌えみのりBL1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ヤマタネ 東京都江東区越中島一丁目２番21号	第38127号 令和７年７月31日
Phalaenopsis Blume	キャラック　ラブリーヘイズ	服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第38115号 令和７年７月24日
〃	PHA760527	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第38134号 令和７年８月６日
Physocarpus (Cambess.) Maxim.	LP2	Leena Beheer B.V. Ellewaard 2, 4885KE, Achtmaal, The Netherlands	第37944号 令和７年３月20日
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	MYRHO063	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38104号 令和７年７月８日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Clematis L.	キスより甘く	落合まな 千葉県山武市白幡1619－24　サンファーム201	第38137号 令和７年８月７日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Dianthus caryophyllus L.	ゆめかれん	長崎県 長崎県長崎市尾上町３番１号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38079号 令和７年６月11日	〃	〃
Dracaena Vand. ex L.	Janet Lindo Gold	Joost Vermeulen Jagersdreef 7, 3210, Lubbeek, Belgium Mathijs Vermeulen Jagersdreef 7, 3210, Lubbeek, Belgium	第38021号 令和７年５月７日	〃	〃
Fragaria L.	af02	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 青木フルーツ株式会社 福島県郡山市八山田五丁目405番地	第38125号 令和７年７月30日	〃	〃
〃	HOB-499	株式会社ホーブ 北海道上川郡東神楽町14号北１番地	第38129号 令和７年８月１日	〃	〃
Limonium Mill.	MYLIM046	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38155号 令和７年８月21日	〃	〃
〃	MYLIM047	〃	第38156号 令和７年８月21日	〃	〃
〃	MYLIM060	〃	第38157号 令和７年８月21日	〃	〃

Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	ML-23		カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38124号 令和７年７月28日	〃	〃
Oryza sativa L.	萌えみのりBL1号		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ヤマタネ 東京都江東区越中島一丁目２番21号	第38127号 令和７年７月31日	〃	〃
Phalaenopsis Blume	キャラックス　ラブリーヘイズ		服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第38115号 令和７年７月24日	〃	〃
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	MYRHO063		株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38104号 令和７年７月８日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Phalaenopsis Blume	キャラックス　ラブリーヘイズ	服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第38115号 令和７年７月24日	愛知県西尾市、碧南市	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○国土交通省告示第千号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

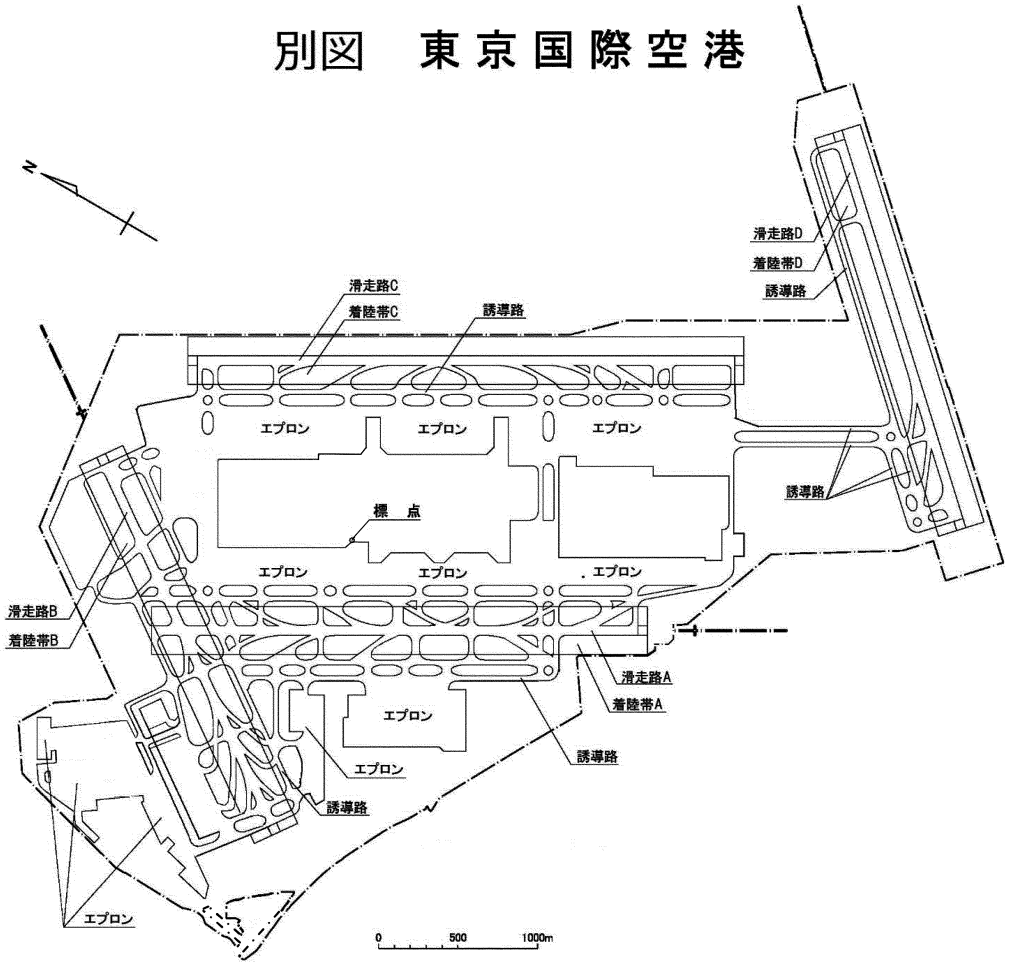
三　変更した事項（変更前の事項については、令和二年国土交通省告示第五百九十五号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　千五百十万二千五百三十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局東京空港事務所において縦覧に供する。

別図　東京国際空港



附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

○環境省告示第七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更し、また、その存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

なお、鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　鳥獣保護区の名称

野付半島・野付湾鳥獣保護区

二　区域

北海道野付郡別海町及び標津郡標津町の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

野付半島は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置しており、日本最大の延長約二十六キロメートルの砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。湾内の水深は湾口で最大約四メートルのほか、湾内はほとんどが一メートル未満の浅海域に広大な干潟及びアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。

このような自然環境を反映して、当該区域は渡り鳥の中継地として、春季及び秋季には毎年二万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、オオハクチョウ、コクガン及びスズガモは、これらの種の地域個体群の一パーセント以上の個体数の渡来が確認され、国内では珍しいアカアシシギの繁殖も確認されている。

このように、当該区域は、多くの渡り鳥の中継地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三)　鳥獣保護区の管理方針

ア　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

イ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、鳥獣保護区管理員を配置し現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、野付半島・野付湾鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　特別保護地区の名称

野付半島・野付湾特別保護地区

二　区域

北海道野付郡別海町及び標津郡標津町の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

野付半島は、北海道東部の根室半島と知床半島のほぼ中間に位置しており、日本最大の延長約二十六キロメートルの砂嘴及び砂嘴によって形成された湾部を有する。湾内の水深は湾口で最大約四メートルのほか、湾内はほとんどが一メートル未満の浅海域に広大な干潟及びアマモ場が形成され、エビ類等の甲殻類、貝類、魚類、ゴカイ類等が多く生息している。

このような自然環境を反映して、当該区域は渡り鳥の中継地として、春季及び秋季には毎年二万羽以上の渡り鳥が渡来する。特に、オオハクチョウ、コクガン及びスズガモは、これらの種の地域個体群の一パーセント以上の個体数の渡来が確認され、国内では珍しいアカアシシギの繁殖も確認されている。

特に、砂嘴、干潟及び藻場は、多くの渡り鳥のねぐら及び採餌の場として利用されている。このため、野付半島・野付湾鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

イ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、鳥獣保護区管理員を配置し現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更し、また、その存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

なお、鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　鳥獣保護区の名称

宍道湖鳥獣保護区

二　区域

島根県松江市及び出雲市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

宍道湖は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息・生育する両方の動植物が見られる多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、ガンカモ類を始め約二百八十種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は例年三万羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは三千羽前後、スズガモは一万羽以上が渡来している。また近年では、数万羽のトモエガモが一時的に飛来する状況が確認されている。

さらに、環境省レッドリスト２０２０に掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のマナヅル、オジロワシ等のほか、当該区域西部のヨシ原には準絶滅危惧のヨシゴイの渡来も確認されている。

このように、当該区域は、ガンカモ類を始め、多くの渡り鳥の越冬、採餌及び休息の場として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

(三)　鳥獣保護区の管理方針

集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、区域の多様な鳥類相の保護を図るため、以下の施策等を実施する。

ア　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

イ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、鳥獣保護管理員の配置等による現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した利用者及び地域住民への普及啓発活動等に取り組む。

ウ　違法捕獲防止、制札の維持管理及び鳥インフルエンザ感染拡大等の異変の早期把握のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、宍道湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　特別保護地区の名称

宍道湖特別保護地区

二　区域

島根県松江市及び出雲市の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

宍道湖は、島根県東部に位置する汽水湖で、淡水及び海水に生息・生育する両方の動植物が見られる多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、ガンカモ類を始め約二百八十種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は例年三万羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもマガンは三千羽前後、スズガモは一万羽以上が渡来している。また近年では、数万羽のトモエガモが一時的に飛来する状況が確認されている。

さらに、環境省レッドリスト２０２０に掲載されている絶滅危惧ＩＢ類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のマナヅル、オジロワシ等のほか、当該区域西部のヨシ原には準絶滅危惧のヨシゴイの渡来も確認されている。

宍道湖鳥獣保護区で渡来数の多い、キンクロハジロ及びスズガモは宍道湖の水域全体を、またコハクチョウ等は採餌の場として浅場をそれぞれ利用している。また、当該鳥獣保護区に渡来する水鳥はその広い範囲をねぐらや休息の場として利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始めとし、ヨシゴイ等の希少な鳥類等、区域の多様な鳥類相と生息環境の保護を図るため、以下の施策等を実施する。

ア　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

イ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、鳥獣保護区管理員の配置等による現場の巡視を行うほか、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した利用者及び地域住民への普及啓発活動等に取り組む。

ウ　違法捕獲防止、制札の維持管理及び鳥インフルエンザ感染拡大等の異変の早期把握のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。

○環境省告示第八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更し、また、その存続期間を更新したので、同条第九項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

なお、鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　鳥獣保護区の名称

湯湾岳鳥獣保護区

二　区域

鹿児島県大島郡大和村及び大島郡宇検村の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二)　鳥獣保護区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方約三百キロメートルの海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで二番目となる七百十二・四一平方キロメートルの面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高二百三十メートルから六百九十四メートルまでの地域に位置している。中央山地にはスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、約千二百万年前から約二百万年前と古い時期に、大陸から隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、当該鳥獣保護区では、鳥類では環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧Ⅱ類のアマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ及びアカヒゲの生息が確認されている。また、哺乳類では、環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧ＩＡ類のヤンバルホオヒゲコウモリ及び絶滅危惧ＩＢ類のケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ、オリイコキクガシラコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ並びにリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

以上のとおり、当該区域はこれらの希少種をはじめとした多様な鳥獣の生息地及び採餌の場として利用されていることから、希少鳥獣生息地の保護区として、法第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三)　鳥獣保護区の管理方針

ア　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ　鳥獣の生息へ影響を与える交通事故の発生を防止するため、鳥獣保護区管理員等による現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第八十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定に基づき、湯湾岳鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において読み替えて準用する法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月三十一日

環境大臣　石原　宏高

一　特別保護地区の名称

湯湾岳特別保護地区

二　区域

鹿児島県大島郡大和村及び大島郡宇検村の一部（区域図省略）

三　存続期間

令和七年十一月一日から令和二十七年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(二)　特別保護地区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方約三百キロメートルの海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで二番目となる七百十二・四一平方キロメートルの面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高二百三十メートルから六百九十四メートルまでの地域に位置している。中央山地にはスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、約千二百万年前から約二百万年前と古い時期に、大陸から隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、当該鳥獣保護区では、鳥類では環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧Ⅱ類のアマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ及びアカヒゲの生息が確認されている。また、哺乳類では、環境省レッドリスト２０２０に記載された絶滅危惧ＩＡ類のヤンバルホオヒゲコウモリ及び絶滅危惧ＩＢ類のケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ、オリイコキクガシラコウモリ、リュウキュウユビナガコウモリ並びにリュウキュウテングコウモリの生息が確認されている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高四百三十メートルから六百九十四メートルの森林は自然度が高く、希少な鳥獣の重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。このため、湯湾岳鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三)　特別保護地区の管理方針

ア　区域内の渓流及び森林が希少鳥獣の休息、採餌及び繁殖の場として維持されるよう現状のままの保全に努める。

イ　区域内の道路の整備及び森林内の歩道の改修に当たっては、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

○防衛省告示第二百五十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、静浜飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第七十五号）の変更について次のように告示する。

令和七年十月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
［略］	［同上］

灯火	灯質	光度	配置その他
滑走路灯（高光度用）	ＬＥＤ灯、航空白、航空黄、不動光	航空白　一万カンデラ 航空黄　四千カンデラ	滑走路の両側で各灯火の間隔は約六十メートル主光柱は二方向

灯火	灯質	光度	配置その他
滑走路灯（高光度用）	ハロゲン灯、航空白、航空黄、不動光	航空白　二万カンデラ 航空黄は白の四十パーセント	滑走路の両側で各灯火の間隔は約六十メートル主光柱は二方向

五・六　［略］

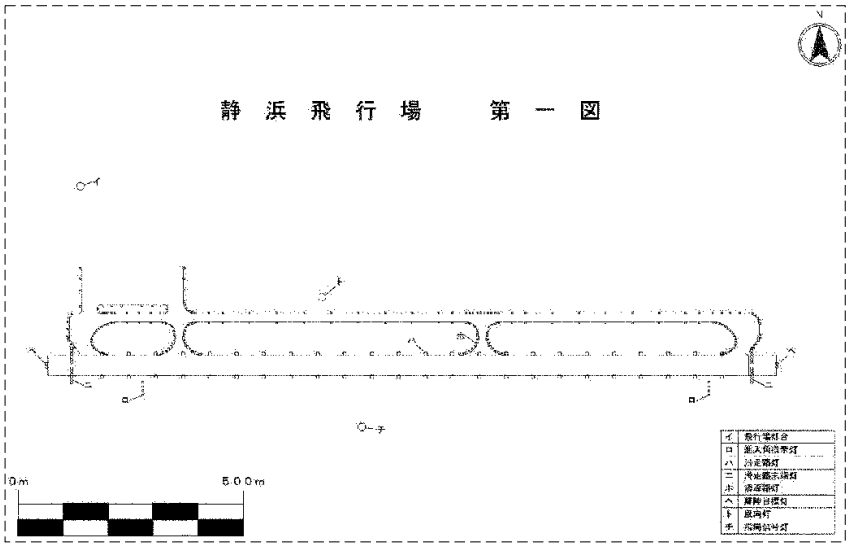
進入角指示灯（PAPI）	LED灯、上層航空白、下層航空赤、不動光	航空白　八万五千カンデラ 航空赤　一万五千カンデラ	滑走路東側末端から着陸方向に向かって約百四十メートルの地点で滑走路中心線に対し左側に配置、滑走路西側末端から着陸方向に向かって約百五十メートルの地点で滑走路中心線に対し右側に配置
滑走路末端灯（高光度用）	LED灯、航空緑、航空赤、不動光	航空緑　一万カンデラ 航空赤　二千五百カンデラ	滑走路末端で滑走路中心線に直交する線上
誘導路灯	LED灯、航空青、不動光	航空青　二カンデラ	誘導路の両側及びエプロン周辺で各灯火の間隔は約六十メートル
	LED灯、航空青、不動光	航空青　二カンデラ	誘導路の出入口
離陸目標灯	白熱電灯、航空黄、不動光	航空黄　二十カンデラ	滑走路中心線の延長線上過走帯末端から外方三メートルの位置に配置

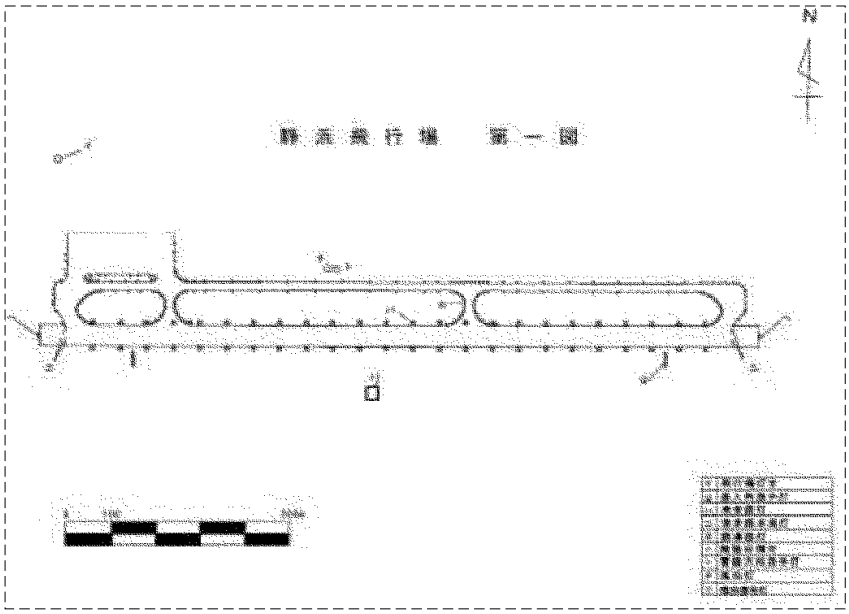
［略］

五・六　［同上］

進入角指示灯（PAPI）	ハロゲン電灯、上層航空白、下層航空赤、不動光	航空白　十一万五千カンデラ 航空赤　二万カンデラ	滑走路東側末端から着陸方向に向かって約百四十メートルの地点で滑走路中心線に対し左側に配置、滑走路西側末端から着陸方向に向かって約百五十メートルの地点で滑走路中心線に対し右側に配置
滑走路末端灯（高光度用）	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	航空緑　一万三千カンデラ 航空赤　五千カンデラ	滑走路末端で滑走路中心線に直交する線上
誘導路灯	白熱電灯、ハロゲン灯、航空青、不動光	航空青　十五カンデラ	誘導路の両側及びエプロン周辺で各灯火の間隔は約六十メートル
	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青　四十カンデラ	誘導路の出入口
離陸目標灯	白熱電灯、航空黄、不動光	航空黄　七十カンデラ	滑走路中心線の延長線上過走帯末端から外方三メートルの位置に配置
着陸方向指示灯			滑走路北側中央部付近にT型形象物を航空赤及び航空緑の灯火で標示する

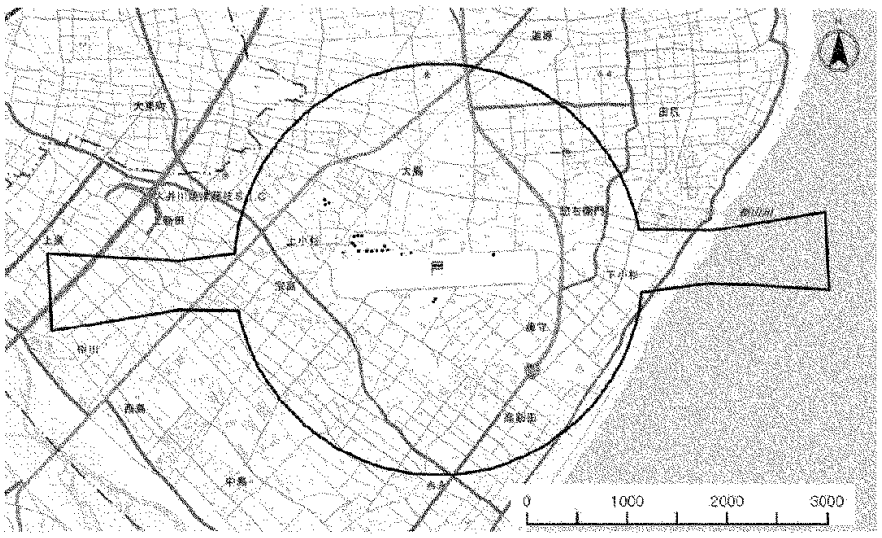
［同上］


静　浜　飛　行　場　　第　一　図
0m
5.00m

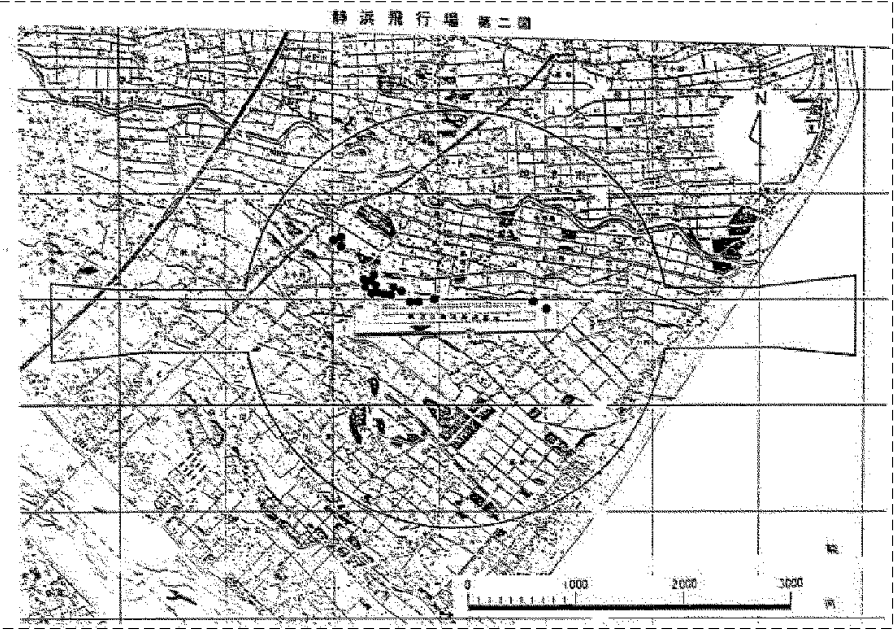

N

備考　表中の［　］の記載は注記である。

静浜飛行場　第二図



静浜飛行場　第二図



○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙台市青葉区作並字元木一三番一四から同市青葉区作並字長原二一番二まで	前	ＢＡ　八・五三～二四・五五メートル	○・三七五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ　一三・七〇～四一・五六	○・三四二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大衡村大衡字柧木一四五番五七から同村大衡字柧木一四五番二一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川稲葉四丁目三七七番一から同市古川稲葉字角田八番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前	ＢＡ　一四・〇〇～四六・〇〇メートル	三・五三〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一四・〇〇～四六・〇〇　〇・〇〇～八七・六八	三・八五〇　三・五三〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三区町六三四番八二から同市三区町六三六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月一日

○関東地方整備局告示第二百十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。

関係図面のうち第二百五十七号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和四十年三月十九日付け埼玉県告示第百八十六号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第二百二十号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

○関東地方整備局告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日　関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　埼玉県

第２　事業の種類　春日部駅付近連続立体交差事業に伴う仮線工事（東武鉄道「伊勢崎線」及び東武鉄道「野田線」）

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　埼玉県春日部市粕壁字八木崎地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、東武鉄道伊勢崎線（以下「伊勢崎線」という。）においては埼玉県春日部市南一丁目地内の市道５－109号線との交差部付近から春日部駅を経由し同市粕壁四丁目地内の一級河川古隅田川までの延長1.625kmの区間及び東武鉄道野田線（以下「野田線」という。）においては同市粕壁字八木崎地内の八木崎駅から春日部駅を経由し同市南一丁目地内の水路付近までの1.881kmの区間（両区間をあわせて以下「全体計画区間」という。）を高架化し、道路と鉄道とを連続立体交差化する「春日部駅付近連続立体交差事業（伊勢崎線及び野田線）（以下「本体事業」という。）に伴う仮線工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本体事業は、「春日部都市計画都市高速鉄道事業東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線」として令和元年12月17日付けで都市計画事業の認可を受けており、都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定により、法第３条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされている。

本件事業は、伊勢崎線及び野田線（以下「両路線」という。）が公共交通機関としての機能を維持するための附帯工事であり、本体事業を施行するために欠くことができない施設であることから、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本体事業は埼玉県が都市計画事業施行者となり都市計画事業の認可を受けていることなどから起業者である埼玉県は、本体事業を施行する充分な意思と能力を有していると認められ、本体事業を施行するために必要となる本件事業についても、これを遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

両路線は、ともに複数県を跨ぐ旅客鉄道路線として通勤・通学及び都心へのアクセス路線として重要な役割を果たしている。両路線が結節する春日部駅は、伊勢崎線においては、伊勢崎線特急電車を除く全ての電車が停車し、野田線においても急行をはじめとする全ての電車が停車することから走行本数も多く主要な駅となっている。

しかしながら、両路線は路面走行であることから、全体計画区間においては、春日部駅付近の西側に伊勢崎線で５箇所、野田線で５箇所の合計10箇所の踏切が密集しており、これら10箇所の踏切のうち、一日当たりの踏切自動車交通遮断量が５万以上の自動車ボトルネック踏切が１箇所、ピーク時において40分／時以上遮断する開かずの踏切が４箇所存在している。起業者が令和５年11月に踏切実態調査を実施したところ、伊勢崎線第124号踏切においては210m、伊勢崎線第126号踏切においては110m、野田線第87号踏切においては230ｍの渋滞長が確認されているほか、県道さいたま春日部線の伊勢崎線第124号踏切及び伊勢崎線第126号踏切の箇所は埼玉県の主要渋滞箇所にも指定されており慢性的な交通渋滞が発生している。また、両路線は路面走行であることから、沿線地域を分断しており、地域住民の日常生活等のみならず住民間のコミュニティ形成の妨げとなり、沿線地域の一体的な市街地形成の大きな支障にもなっている。

さらに、一部の踏切が春日部市立八木崎小学校及び春日部中学校の指定通学路になっているにもかかわらず、踏切部において、埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例や春日部市道路の構造の技術的基準等を定める条例で規定する歩道の幅員に適合していないため、歩行者の安全な通行が確保できておらず非常に危険な状況にあり、踏切付近での交通事故も懸念される状況となっている。

本体事業の完成により、全体計画区間において両路線が高架化され、10箇所の踏切が除却されることで、慢性的な交通渋滞の緩和が図られるとともに、踏切に関連する事故発生の軽減や円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

全体計画区間にある春日部駅は、両路線が結節し１日当たり６万人を超える利用者がいることから、利用者に与える影響を考慮すると列車の運行を休止させずに本体事業を施行する必要があると認められ、本体事業を完成させるためには、現在線の隣接地等に仮線を敷設する本件事業の施行が必要である。

したがって、本体事業の施行に欠くことのできない本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本体事業等が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等の規定による環境影響評価の実施が必要な規模の事業ではないが、起業者が平成30年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で列車供用時における騒音・振動、日照阻害及び電波障害について調査をしたところ、騒音・振動は仮線時、供用時においても環境基準を満足し、日照阻害については、本体事業に合わせて施行する道路事業により、日影となる時間が基準以下になり、電波障害については、計画区域周辺の一部の地域にテレビ電波受信障害が発生する可能性があるため、起業者は電波障害の予想される受信施設に対して、必要に応じて既設アンテナの移設・改善及び高性能アンテナへの交換等の措置を講じるなどの保全措置を行うこととしている。

このほか、工事の実施における建設機械の稼働による騒音及び振動については、環境基準を満足しており、景観については、関係機関と協議を行い周辺環境との調和を図っていること、廃棄物等については、廃棄物の発生抑制及び再生利用を行うことなどから、生活環境に与える影響は軽微であるとされている。

自然環境における動植物について、本体事業及び本件事業の範囲が春日部駅付近の既成市街地であること、全体計画区間及びその周辺において、希少な動植物は確認されていないことなどから、希少な動植物の生息又は生育の可能性は低く、また、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることから、自然環境に与える影響は軽微であるとされている。

さらに、全体計画区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、埼玉県教育委員会と協議の上で、工事着手する際には春日部市教育委員会に予め発掘通知を行うこととし、工事中に新たな文化財が発見された場合は、直ちに工事を中止し、取り扱いについて協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本体事業の施行に欠くことのできない本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業の事業計画は、平成31年３月８日付けで都市計画決定された内容と基本的事項において整合していると認められる。

⑴で述べたように、本体事業は、列車の運行を休止させずに施行する必要があると認められるため、本体事業の工法検討として、伊勢崎線及び野田線それぞれについて、上り線と下り線を一括して施工する場合と分離して施工する場合の比較が行われており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、伊勢崎線は上下線一括施工が、野田線は上下線分離施工が合理的であると認められる。

次に、本体事業及び本件事業の施工方法として、両路線の既設線東側に仮線を整備して高架化する案（以下「①案」という。）、両路線の既設線東側に別線を整備して高架化する案（以下「②案」という。）、両路線の既設線西側に仮線を整備して高架化する案（以下「③案」という。）、両路線の既設線西側に別線を整備して高架化する案（以下「④案」という。）、両路線の既設線直上で高架化する案（以下「⑤案」という。）、伊勢崎線の既設線の東側に仮線を整備し、野田線は既設線の直上で高架化する案（以下「⑥案」という。）及び両路線を地下化する案（以下「⑦案」という。）の７案が比較検討されており、②③④案については社会的（用地・支障物件等）に見て不利な点が多く、⑦案については事業費が最大となり、⑤⑥案については、技術的（施工性等）について課題があることから、①案が総合的に判断すると社会的、技術的及び経済的に最も合理的な計画であると認められる。

本件事業は、この①案の施行に欠くことのできない仮線を敷設する事業である。したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、全体計画区間に係る10箇所の踏切において慢性的な交通渋滞が発生しており、その解消を図る必要があると認められる。また、春日部市長を会長とする春日部駅付近連続立体交差事業推進期成同盟会から、本体事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本体事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められ、本体事業の施行に欠くことのできない本件事業についても早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、起業地は、全て仮線の敷設に要する範囲であり、これを工事期間中の一時使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

埼玉県春日部市役所　都市整備部　鉄道高架推進課

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
羽咋市四柳町れ一一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前	７・四〇～五二・〇〇	五・九九一	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一五・〇〇～五五・〇〇	七・二六八	
	A	７・四〇～五二・〇〇	五・九九一	
	後	一三・九九～五八・九七	七・二六八	
	C	一五・八七～三五・四六	〇・二三九	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名　百五十九号　羽咋市四柳町へ四六番から同市飯山町ホ七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　令和七年十一月一日

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市美濃庄町二九三番二から同市美濃庄町二九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月四日七時

○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
西宮市名塩木之元一九一五番一から同市名塩木之元一九〇七番一三四まで	前	二六・一六～八六・三八	〇・一四八	
	後	二六・一六～六九・六七	〇・一四八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十六号	西宮市名塩木之元一九三一番一から同市名塩木之元一九〇七番一一七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月三十一日

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	７・四〇～九・七〇	六一・五〇～一〇・二七五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	９・七〇～一二・八〇	二・四六〇	
	A	７・四〇～九・七〇	六一・五〇～一〇・二七五	
	後	７・四〇～一二・八〇	二・三八一	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八〇五七番から同町柳井川字鉢八〇六〇番まで	前	三〇・〇〇～四四・〇二	〇・〇九三	
	後	三四・五七～五七・四〇	〇・〇九三	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二一番一地内〃	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八〇五七番から同町柳井川鉢八〇六〇番まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県吉川郡仁淀川町崎ノ山字サキノハエ一二一番三から同町崎ノ山字サンノヲ一七一番一まで	前	一三・一メートル～三三・七メートル
	後	二六・一メートル～四四・五メートル
高知県吉川郡仁淀川町峠ノ越字シノベノハナ二四一番一から同町峠ノ越字カガイシ二三九番五まで	前	一七・八メートル～二六・四メートル
	後	二五・五メートル～六四・〇九メートル
高知県吉川郡仁淀川町峠ノ越字カガイシ二三九番五から同町峠ノ越字ヲスノウ子二三一番二まで	前	一一・三七メートル～一五・七八メートル
	後	一一・三七メートル～四〇・八四メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和７年10月31日

関東地方整備局長　橋本　雅道

1　河川の名称　利根川水系中川

2　廃川敷地等が生じた年月日　令和７年10月31日

3　廃川敷地等の位置　埼玉県吉川市木売２丁目13番４から同市大字平沼字川端38番６まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地11.855平方メートル

（図面省略）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　高松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
羽咋市四柳町ヘ四六番から同市飯山町ホ七七番一まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四)　制限の対象とする占用物件　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五)　占用を制限する理由

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十一月一日

(七)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川鉢八〇五七番から同町柳井川字鉢八〇六〇番まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四)　制限の対象とする占用物件　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五)　占用を制限する理由

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十月三十一日

(七)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二一番一地内	
愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙二〇〇番二地先から同町下野尻乙二〇一番地まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月三十一日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月31日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	盛岡	7—4	高松山	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	盛岡	11—2	早池峰山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	2—3	越喜来	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	5—3	遠野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—1	粟崎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—2	金沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—4	松任	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	10—1	美川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—1	動橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—3	大聖寺	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—4	越前中川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	12—3	丸岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	16—1	越前森田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	16—2	福井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	13—1	鯖江	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	13—2	武生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	14—1	今庄	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	14—4	杉津	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	15—3	敦賀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮津	12—2	君尾山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	3—4	豊岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	4—3	江原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	4—4	八鹿	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	11—4	浦富	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	15—2	鳥取北部	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和７年11月１日

予　算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和７年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和７年10月31日　　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	前月までの累計	計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	77,819,000,000	2,306,897,247	1,118,872,491	3,425,769,738	△74,393,230,261	4.4
租税	76,789,000,000	2,226,524,081	940,687,118	3,167,211,199	△73,621,788,800	4.1
所得税	22,666,000,000	1,293,859,179	659,733,432	1,953,592,612	△20,712,407,387	8.6
法人税	19,245,000,000	186,916,313	—	186,916,313	△19,058,083,686	0.9
相続税	3,461,000,000	238,485,189	23,021,694	261,506,884	△3,199,493,115	7.5
消費税	24,908,000,000	—	—	—	△24,908,000,000	—
酒税	1,174,000,000	86,147,630	10,574,343	96,721,974	△1,077,278,025	8.2
たばこ税	953,000,000	70,180,073	99,127,707	169,307,780	△783,692,219	17.7
揮発油税	1,976,000,000	167,460,830	3,624,108	171,084,939	△1,804,915,060	8.6
石油ガス税	4,000,000	323,790	51,011	374,801	△3,625,198	9.3
航空機燃料税	40,000,000	3,374,795	3,174,568	6,549,363	△33,450,636	16.3
石油石炭税	601,000,000	48,695,838	4,362,029	53,057,867	△547,942,132	8.8
電源開発促進税	307,000,000	22,101,317	24,042,077	46,143,395	△260,856,604	15.0
自動車重量税	407,000,000	34,635,112	30,400,029	65,035,142	△341,964,857	15.9
国際観光旅客税	49,000,000	4,624,123	527,056	5,151,179	△43,848,820	10.5
関税	989,000,000	69,064,489	80,517,339	149,581,828	△839,418,171	15.1
とん税	9,000,000	655,396	1,531,372	2,186,769	△6,813,230	24.2
地価税	—	—	347	347	347	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	80,373,166	178,185,373	258,558,539	△771,441,460	25.1

官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	4,293,311	15,920,110	20,213,422	△ 31,566,442	39.0
政府資産整理収入	290,826,567	13,367,187	97,297,768	110,664,956	△ 180,161,610	38.0
国有財産処分収入	31,520,741	2,968,059	6,461,260	9,429,320	△ 22,091,420	29.9
回収金等収入	259,305,826	10,399,128	90,836,507	101,235,636	△ 158,070,189	39.0
雑収入	8,389,166,356	84,529,062	5,814,322,438	5,898,851,500	△ 2,490,314,855	70.3
国有財産利用収入	106,791,124	4,100,480	56,289,632	60,390,112	△ 46,401,011	56.5
納付金	1,404,804,312	26,343,641	152,805,043	179,148,684	△ 1,225,655,627	12.7
諸収入	6,877,570,920	54,084,940	5,605,227,762	5,659,312,703	△ 1,218,258,216	82.2
公債金						
公債金	28,647,072,460	1,368,899,961	8,814,390,109	10,183,290,071	△ 18,463,782,388	35.5
合計	115,197,845,248	3,777,986,770	15,860,802,919	19,638,789,689	△ 95,559,055,558	17.0

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,430,532	225,587	2,727,781	2,953,368	10,477,163	21.9
国会	136,723,343	7,841,806	41,099,967	48,941,774	87,781,568	35.7
裁判所	361,086,867	21,104,826	104,816,053	125,920,880	235,165,987	34.8
会計検査院	17,378,570	958,576	5,054,779	6,013,355	11,365,214	34.6
内閣	165,461,703	4,838,203	30,380,472	35,218,675	130,243,027	21.2
内閣府	5,109,350,577	57,586,931	1,700,169,807	1,757,756,739	3,351,593,838	34.4
デジタル庁	232,353,396	5,586,890	25,917,612	31,504,503	200,848,893	13.5
総務省	20,712,499,404	24,540,483	13,460,749,866	13,485,290,349	7,227,209,055	65.1
法務省	886,574,497	54,828,069	258,826,853	313,654,923	572,919,574	35.3
外務省	886,518,720	41,472,113	344,697,137	386,169,251	500,349,468	43.5
財務省	29,935,154,663	127,893,423	6,763,946,159	6,891,839,582	23,043,315,081	23.0
文部科学省	6,858,206,804	191,749,577	2,512,040,147	2,703,789,724	4,154,417,079	39.4
厚生労働省	35,058,581,726	4,129,724,975	12,428,853,890	16,558,578,866	18,500,002,860	47.2
農林水産省	3,275,834,359	63,212,386	648,398,987	711,611,374	2,564,222,985	21.7
経済産業省	1,658,047,725	91,490,906	263,413,465	354,904,372	1,303,143,353	21.4
国土交通省	9,926,301,687	223,706,580	844,196,271	1,067,902,851	8,858,398,836	10.7
環境省	534,021,812	17,907,857	76,259,536	94,167,393	439,854,419	17.6
防衛省	9,673,584,875	470,810,588	2,742,909,782	3,213,720,371	6,459,864,504	33.2
合計	125,441,111,268	5,535,479,784	42,254,458,573	47,789,938,357	77,651,172,910	38.0

2 特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
						%
交付税及び譲与税配付金						
歳入	51,631,340,774	539,474,600	14,609,779,130	15,149,253,730	△ 36,482,087,043	29.3
歳出	51,430,715,115	5,520,591,357	30,047,999,242	35,568,590,599	15,862,124,515	69.1
地震再保険						
歳入	117,427,430	5,817,688	30,911,297	36,728,986	△ 80,698,443	31.2
歳出	117,427,430	179,214	1,161,131	1,340,346	116,087,083	1.1
国債整理基金						
歳入	222,118,500,012	16,904,049,946	108,609,122,142	125,513,172,089	△ 96,605,327,922	56.5
歳出	225,204,323,942	12,814,460,963	75,591,680,228	88,406,141,191	136,798,182,751	39.2
外国為替資金						
歳入	4,942,991,669	220,202,273	791,041,952	1,011,244,225	△ 3,931,747,443	20.4
歳出	1,545,794,724	41,000,417	167,871,046	208,871,463	1,336,923,260	13.5
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	21,638,208,346	1,425,414,787	8,769,093,879	10,194,508,667	△ 11,443,699,678	47.1
歳出	21,638,208,346	1,404,236,598	8,827,170,644	10,231,407,243	11,406,801,102	47.2
投資勘定						
歳入	851,790,046	13,886,288	683,601,900	697,488,188	△ 154,301,857	81.8
歳出	890,790,046	143,306,927	26,075,689	169,382,617	721,407,428	19.0
特定国有財産整備勘定						
歳入	40,439,908	63,381	29,584,182	29,647,563	△ 10,792,344	73.3
歳出	5,380,687	5,204	49,727	54,932	5,325,755	1.0
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	2,984,637,341	219,038,309	1,480,698,323	1,699,736,632	△ 1,284,900,708	56.9
歳出	3,737,459,827	436,998,651	1,486,022,039	1,923,020,690	1,814,439,137	51.4
電源開発促進勘定						
歳入	420,929,444	44,192	131,463,377	131,507,569	△ 289,421,874	31.2
歳出	473,253,761	3,460,612	57,587,916	61,048,529	412,205,232	12.8
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,169,336,286	85,959,607	3,491,246,457	3,577,206,064	△ 8,592,130,221	29.3
歳出	12,169,336,286	239,229,433	3,337,823,062	3,577,052,495	8,592,283,790	29.3
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	332,800,000	332,800,000	—	332,800,000	—	100.0
歳出	332,800,000	171,500,000	—	171,500,000	161,300,000	51.5
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,215,646	1,485,531	430,305,995	431,791,527	△ 828,424,118	34.2
歳出	1,107,592,615	104,383,813	346,077,094	450,460,907	657,131,707	40.6
雇用勘定						
歳入	2,394,700,619	3,570,309	519,561,302	523,131,611	△ 1,871,569,007	21.8
歳出	2,196,749,754	171,374,276	607,320,224	778,694,500	1,418,055,253	35.4
徴収勘定						
歳入	4,257,725,436	19,440,505	1,099,509,163	1,118,949,668	△ 3,138,775,767	26.2
歳出	4,257,787,169	6,197,413	875,024,617	881,222,031	3,376,565,137	20.6
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,557,395,255	4,792,064,630	9,590,136,842	14,382,201,473	△ 14,175,193,781	50.3
歳出	28,557,395,255	3,707,399,945	8,697,159,291	12,404,559,236	16,152,836,018	43.4

国民年金勘定							
歳　　入	4,312,450,059	401,027,354	1,417,680,894	1,818,708,249	△ 2,493,741,809	42.1
歳　　出	4,312,450,059	641,906,779	1,317,549,462	1,959,456,242	2,352,993,816	45.4
厚生年金勘定						
歳　　入	52,432,946,234	3,133,155,322	17,494,904,509	20,628,059,831	△ 31,804,886,402	39.3
歳　　出	52,432,946,234	8,686,681,177	17,467,530,408	26,154,211,585	26,278,734,648	49.8
健康勘定						
歳　　入	13,768,540,281	111,873,719	4,609,591,232	4,721,464,952	△ 9,047,075,328	34.2
歳　　出	13,768,540,281	1,875,062,152	4,177,459,153	6,052,521,305	7,716,018,975	43.9
業務勘定						
歳　　入	1,246,216,154	33,686,474	503,347,235	537,033,709	△ 709,182,444	43.0
歳　　出	1,246,216,154	99,912,831	286,093,976	386,006,808	860,209,345	30.9
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳　　入	4,711,372,242	75,826,987	2,639,940,941	2,715,767,929	△ 1,995,604,312	57.6
歳　　出	4,799,093,038	702,563	1,209,169,290	1,209,871,853	3,589,221,184	25.2
育児休業等給付勘定						
歳　　入	1,068,697,363	61,065	254,597,297	254,658,362	△ 814,039,000	23.8
歳　　出	1,068,697,363	57,459,088	279,958,351	337,417,440	731,279,922	31.5
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳　　入	247,250,231	4,097,642	170,469,123	174,566,766	△ 72,683,464	70.6
歳　　出	247,250,231	61,868,489	3,797,277	65,665,767	181,584,463	26.5
食糧管理勘定						
歳　　入	939,840,290	45,298,939	340,543,944	385,842,884	△ 553,997,405	41.0
歳　　出	952,195,300	29,205,998	269,211,087	298,417,085	653,778,215	31.3
農業再保険勘定						
歳　　入	100,916,245	1,333,234	33,765,797	35,099,031	△ 65,817,213	34.7
歳　　出	96,801,256	2,314,335	24,989,037	27,303,372	69,497,883	28.2
漁船再保険勘定						
歳　　入	7,894,751	500,047	3,726,954	4,227,001	△ 3,667,749	53.5
歳　　出	6,878,861	398,521	619,724	1,018,246	5,860,614	14.8
漁業共済保険勘定						
歳　　入	27,044,909	200,170	5,154,108	5,354,278	△ 21,690,630	19.7
歳　　出	11,501,857	96,062	4,435,367	4,531,430	6,970,426	39.3
業務勘定						
歳　　入	24,114,989	253	3,507,819	3,508,072	△ 20,606,916	14.5
歳　　出	24,138,419	2,558,611	554,084	3,112,696	21,025,722	12.8
国営土地改良事業勘定						
歳　　入	8,419,830	605,076	1,470,476	2,075,553	△ 6,344,276	24.6
歳　　出	9,198,295	176,285	622,100	798,385	8,399,909	8.6
国有林野事業債務管理						
歳　　入	334,695,285	95,869,897	71,835,874	167,705,771	△ 166,989,513	50.1
歳　　出	334,695,285	95,869,897	71,835,874	167,705,771	166,989,513	50.1
特　　許						
歳　　入	262,683,987	12,510,090	175,103,275	187,613,365	△ 75,070,621	71.4
歳　　出	154,677,660	10,797,748	30,774,589	41,572,337	113,105,322	26.8
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳　　入	82,168,027	4,533,460	73,490,137	78,023,598	△ 4,144,428	94.9
歳　　出	24,274,104	539,583	7,104,669	7,644,253	16,629,851	31.4
自動車検査登録勘定						
歳　　入	44,996,731	4,727,461	17,301,525	22,028,987	△ 22,967,743	48.9
歳　　出	44,437,912	1,364,896	7,607,025	8,971,921	35,465,990	20.1
空港整備勘定						
歳　　入	388,981,361	28,708,664	219,372,888	248,081,553	△ 140,899,807	63.7
歳　　出	494,287,650	10,706,454	81,442,134	92,148,589	402,139,061	18.6
東日本大震災復興						
歳　　入	646,243,623	94,100,465	196,094,048	290,194,514	△ 356,049,108	44.9
歳　　出	708,837,066	26,523,476	67,456,408	93,979,884	614,857,181	13.2

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収　　入	13,976,035	1,025,218	2,668,032	3,693,250	△ 10,282,784	26.4
支　　出	11,936,279	452,791	3,196,374	3,649,165	8,287,113	30.5
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収　　入	202,077,485	11,671,723	45,042,103	56,713,827	△ 145,363,657	28.0
支　　出	127,950,234	5,968,331	33,844,323	39,812,655	88,137,578	31.1
農林水産業者向け業務						
収　　入	55,428,254	3,133,388	5,105,563	8,238,951	△ 47,189,302	14.8
支　　出	54,394,934	1,113,467	8,638,506	9,751,973	44,642,960	17.9
中小企業者向け業務						
収　　入	146,213,116	17,092,593	27,754,519	44,847,113	△ 101,366,002	30.6
支　　出	65,160,091	2,705,693	13,227,580	15,933,273	49,226,817	24.4
信用保険等業務						
収　　入	289,927,847	19,632,948	86,042,456	105,675,405	△ 184,252,441	36.4
支　　出	878,752,235	41,390,518	144,251,850	185,642,369	693,109,865	21.1
危機対応円滑化業務						
収　　入	12,842,017	237,505	3,375,805	3,613,310	△ 9,228,706	28.1
支　　出	55,522,275	△ 54,986	7,259,300	7,204,313	48,317,961	12.9
特定事業等促進円滑化業務						
収　　入	5,964,969	24	247,478	247,502	△ 5,717,466	4.1
支　　出	5,964,967	4,736	231,083	235,820	5,729,146	3.9
株式会社国際協力銀行						
収　　入	1,973,709,011	52,580,497	383,991,581	436,572,078	△ 1,537,136,932	22.1
支　　出	1,913,109,085	62,078,174	390,722,788	452,800,962	1,460,308,122	23.6
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　　入	170,455,297	11,612,271	49,865,345	61,477,617	△ 108,977,679	36.0
支　　出	223,578,281	9,184,591	47,532,674	56,717,266	166,861,014	25.3

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

公　告

諸　事　項

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の37第２項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

2025年10月31日　　金融庁長官　伊藤　豊

(1)

届　出　日　2025年９月８日

届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　香港

住所又は所在地　香港　セントラル　プリンス・ビルディング22階

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月３日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】GRTキャピタル・マネジメント・リミテッド 【主たる事務所の所在地】香港、セントラル、ペダーストリート　20、ウィーロック・ハウス、16階、1604号室	―	

(2)

届　出　日　2025年９月８日

届　出　者　デロイト・エルエルピー

住所又は所在地　カナダ　M5H 0A9　オンタリオ州　トロント　スイート　200　アデレード・ストリート・ウエスト８　ベイ・アデレード・センター　イースト・タワー

2025年８月31日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(3)

届　出　日　2025年９月８日

届　出　者　デロイト・アンド・トゥシュ

住所又は所在地　台湾台北市信義區松仁路100号20階

2025年８月29日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(4)

届　出　日　2025年９月11日

届　出　者　アーンスト・アンド・ヤング・エセ・エレ

住所又は所在地　スペイン王国　マドリッド市　28003　ライムンド・フェルナンデス・ビジャベルデ65

2025年８月11日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(5)

届　出　日　2025年９月22日

届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー

住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017―6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2024年８月９日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】メドトロニック・パブリック・リミテッド・カンパニー 【主たる事務所の所在地】アイルランド共和国、H914K49、ゴールウェイ、パークモア・ビジネスパーク西、ビルディング　2	【名称】メドトロニック・パブリック・リミテッド・カンパニー 【主たる事務所の所在地】アイルランド共和国、ダブリン　2、ローワー・ハッチ・ストリート、20　番地	

(6)

届　出　日　2025年９月22日

届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島

住所又は所在地　ケイマン諸島　KY1―1104　グランド・ケイマン　カマナ・ベイ　フォーラム・レーン　18　私書箱　258

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月１日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	アモーヴァ　オフショア・ファンズNBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド	日興AMオフショア・ファンズ　NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド	
同上	同上	アモーヴァ　オフショア・ファンズダブルライン・トータル・リターン・ファンド	日興AMオフショア・ファンズダブルライン・トータル・リターン・ファンド	
同上	同上	アモーヴァ　オフショア・ファンズTRP米国コア・グロース株ファンド	日興AMオフショア・ファンズTRP米国コア・グロース株ファンド	

(7)

届　出　日　2025年９月22日

届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エービー

住所又は所在地　トーシュガータン　21、　113　21　ストックホルム、スウェーデン

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月15日	役員の氏名	ミカエル・ブレロ	パトリック・ニッセン、アナ・ソフィア・ヨートマル・ブロムシュテット	

(8)
届　出　日　2025年９月22日
届　出　者　エーリングス　プライスウォーターハウスクーパース　エービー
住所又は所在地　トーシュガータン　21、　113　21　ストックホルム、スウェーデン

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月15日	役員の氏名	ヘレナ　カイザーデ　カロリス、ミカエル　ブレロ	ソフィア　ヨートマル　ブロムシュテット、パトリック　ニッセン	

(9)
届　出　日　2025年９月24日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース・オーディトレス・エセ・エレ
住所又は所在地　スペイン、28046　マドリード、カステジャーナ通り259B

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月９日	役員の氏名	―	ゴンサロ・サンチェス	

(10)
届　出　日　2025年９月25日
届　出　者　アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国ニューヨーク州　10001―8604　ニューヨーク市　ワン・マンハッタン・ウエスト

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	アボット・ラボラトリーズ	

(11)
届　出　日　2025年９月25日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　英国　ロンドン市　WC2N 6RH　エンバンクメント・プレイス１
2025年９月17日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(12)
届　出　日　2025年10月３日
届　出　者　ケーピーエムジー　オーストラリア
住所又は所在地　オーストラリア、4000　クィーンズランド州、ブリスベン、アンストリート　80、ヘリテージレーンズ、レベル11、KPMG

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月30日	役員の氏名	―	ポール　ハウズ（エンタープライズ）	ナショナルエグゼクティブコミティーメンバーの削除
2025年10月１日	同上	デニス　クラリス、ジョン　サムズ	―	ナショナルエグゼクティブコミティーメンバーの追加
同上	同上	―	コリナ　バートラム、ミン　ダオ、ブレット　ミッチェル、パティ　アコピアンツ、マイケル　ベアード、ジェーン　ヘムストリッチ	ボードメンバーの変更

(13)
届　出　日　2025年10月３日
届　出　者　ケーピーエムジー
住所又は所在地　香港　セントラル　チャター・ロード　10　プリンスビルディング　８階

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年10月１日	役員の氏名	アイビー・チャン	ハンソン　トゥ	

(14)
届　出　日　2025年10月３日
届　出　者　ケーピーエムジー　アー・ゲー
住所又は所在地　スイス、チューリッヒ、ピーオーボックス　8036、バーデナーシュトレッセ　172番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年10月１日	役員の氏名	マイケル・ブルーム	ルーカス　マーティー	

⑮
届　出　日　2025年10月３日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース・アカウンタンツ・エヌ・ブイ
住所又は所在地　オランダ王国　アムステルダム　1066　JR　トーマス　R.　マルトゥスストラート　5

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月26日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	BNG銀行N.V.	

⑯
届　出　日　2025年10月６日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017―6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年10月１日	役員の氏名	―	エレン・ウォルシュ	

⑰
届　出　日　2025年10月６日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エービー
住所又は所在地　トーシュガータン　21、　113　21　ストックホルム、スウェーデン

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年９月26日	役員の氏名	ダニエル・アルゴトソン	―	

⑱
届　出　日　2025年10月７日
届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ
住所又は所在地　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ　L―2182　ゲルハルト・メルカトール通り　２番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年８月29日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】UBS (Lux) ボンド・ファンド ―アジア・フレキシブル（米ドル） ―オーストラリア・ドル ―ユーロ・フレキシブル ―ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　L―1855、J.F.ケネディ通り33A番	―	
2025年７月31日	同上	【名称】UBS (Lux) ストラテジー・ファンド ―バランス（米ドル） ―フィクスト・インカム（米ドル） ―グロース（米ドル） ―イールド（米ドル） 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　L―1855、J.F.ケネディ通り33A番	―	

適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和７年10月31日

金融庁長官　伊藤　　豊
国土交通大臣　金子　恭之

１　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等

名称　株式会社リサ・パートナーズ
所在地　東京都港区港南二丁目15番３号

２　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和７年11月１日から令和９年10月31日まで

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の財務諸表について次の通り公告します。

令和７年10月31日

神奈川県横須賀市野比５丁目１番１号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長　中村　信一

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		247,050,090	
未収金		75,993,810	
賞与引当金見返(注)		56,434,329	
その他の流動資産		122,877	
流動資産合計		379,601,106	379,601,106
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	4,088,894,091		
減価償却累計額	△2,809,923,136		
減損損失累計額	△611,465	1,278,359,490	
構築物	821,581,830		
減価償却累計額	△453,188,538		
減損損失累計額	△2,303	368,390,989	
工具器具備品	290,708,871		
減価償却累計額	△274,730,261	15,978,610	
土地		3,960,000,000	
有形固定資産合計		5,622,729,089	
2　無形固定資産			
ソフトウェア		93,354,961	
無形固定資産合計		93,354,961	
3　投資その他の資産			
地方債(投資有価証券)		10,000,000	
退職給付引当金見返(注)		305,906,634	
投資その他の資産合計		315,906,634	
固定資産合計			6,031,990,684
資産合計			6,411,591,790

負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		170,184,514	
預り寄附金(注)		3,773,438	
未払金		43,409,216	
前受金		13,327,091	
預り金		27,561,626	
賞与引当金		56,434,329	
流動負債合計		314,690,214	
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金(注)	221,658,973		
資産見返寄附金(注)	2,348,888		
資産見返物品受贈額(注)	195,176	224,203,037	
長期預り寄附金(注)		37,673,637	
退職給付引当金		305,906,634	
固定負債合計		567,783,308	
負債合計			882,473,522
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		6,048,582,321	
資本金合計			6,048,582,321
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		2,664,333,018	
その他行政コスト累計額(注)		△3,198,990,326	
減価償却相当累計額(－)(注)		△3,198,376,558	
減損損失相当累計額(－)(注)		△613,768	
資本剰余金合計		△534,657,308	
Ⅲ　利益剰余金			
積立金		35,911,328	
当期未処理損失		△20,718,073	
（うち当期総損失）		（△20,718,073）	
利益剰余金合計		15,193,255	
純資産合計			5,529,118,268
負債純資産合計			6,411,591,790

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
人件費	454,086,393		
賞与引当金繰入	38,883,253		
退職給付費用	22,952,806		
謝金	8,402,740		
職員旅費	19,448,784		
委員等旅費	4,399,051		
備品消耗品費	17,428,272		
光熱水料費	18,799,743		
減価償却費	0		
雑役務費	100,604,903		
各所修繕費	19,405,005		
保守費	20,050,269		
その他の経費	31,454,206	755,915,425	
一般管理費			
人件費	204,081,150		
賞与引当金繰入	17,551,076		
退職給付費用	10,312,130		
謝金	1,017,000		
職員旅費	3,380,946		
委員等旅費	65,552		
備品消耗品費	8,886,058		
光熱水料費	8,874,939		
減価償却費	48,646,884		
雑役務費	9,994,115		
各所修繕費	7,145,839		
保守費	4,413,730		
その他の経費	4,725,045	329,094,464	
財務費用			
支払利息	0	0	
経常費用合計			1,085,009,889
経常収益			
運営費交付金収益㈱		927,578,954	
資産貸付収入		10,973,390	
文献複写料収入		73,757	
寄附金収益㈱		4,304,250	
国以外からの受託収入		3,769,888	
資産見返負債戻入㈱			
資産見返運営費交付金戻入㈱	47,596,323		
資産見返寄附金戻入㈱	916,415		
資産見返物品受贈額戻入㈱	134,149	48,646,887	
賞与引当金見返に係る収益㈱		56,434,329	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		33,264,936	
雑益		6,630,717	
経常収益合計			1,091,677,108
経常利益			6,667,219
臨時損失			
固定資産除去損			3
過年度損益修正			27,385,289
当期純損失			△ 20,718,073
当期総損失			△ 20,718,073

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

過年度損益修正に関する注記過年度損益修正は固定資産、減価償却計算に関連する修正です。

・資本剰余金－減価償却相当累計額の減少　16,977,318円
・資本剰余金－減損損失相当累計額の減少　2,060,000円
・固定負債　資産見返運営費交付金の増加　8,347,971円

以上、合計27,385,289円です。

利益の処分に関する書類

（令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		△ 20,718,073
当期総損失	△ 20,718,073	
Ⅱ　損失処理額		
積立金取崩額	20,718,073	20,718,073

国立研究開発法人海洋研究開発機構令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６年度国立研究開発法人海洋研究開発機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月31日

神奈川県横須賀市夏島町２番地15
国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長　大和　裕幸

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

国立研究開発法人海洋研究開発機構　（単位：円）

科目	金額
（資産の部）	
Ⅰ　流動資産	
現金及び預金	18,555,437,546

貯蔵品		5,814,233,595
前払金		794,584,205
前払費用		114,331,867
未収金		2,208,649,378
賞与引当金見返㈱		297,388,381
流動資産合計		27,784,624,972
Ⅱ　固定資産		
1　有形固定資産		
建物	18,719,785,221	
減価償却累計額	△ 10,689,018,829	
減損損失累計額	△ 4,782,779	8,025,983,613
構築物	3,284,868,624	
減価償却累計額	△ 2,000,444,492	
減損損失累計額	△ 415	1,284,423,717
機械装置	3,047,196,690	
減価償却累計額	△ 2,772,394,806	274,801,884
船舶	98,683,357,028	
減価償却累計額	△ 87,952,842,950	10,730,514,078
車両運搬具	32,917,128	
減価償却累計額	△ 30,937,109	1,980,019
工具器具備品	65,778,239,342	
減価償却累計額	△ 54,361,430,179	
減損損失累計額	△ 2,255	11,416,806,908
土地		8,280,484,730
建設仮勘定		18,178,565,850
有形固定資産合計		58,193,560,799
2　無形固定資産		
工業所有権		78,181,720
ソフトウェア		685,710,795
電話加入権		528,000
工業所有権仮勘定		53,247,137
無形固定資産合計		817,667,652
3　投資その他の資産		
敷金		15,206,364
長期前払金		8,445,176,000
退職給付引当金見返㈱		4,072,660,827
未収税金		209,697,338
投資その他の資産合計		12,742,740,529
固定資産合計		71,753,968,980
資産合計		99,538,593,952

（負債の部）		
Ⅰ　流動負債		
運営費交付金債務㈱		13,642,818,144
預り寄附金㈱		520,296,519
未払金		6,688,775,112
未払費用		141,903,989
未払法人税等		15,182,500
前受金		527,684,024
預り金		554,795,941
資産見返運営費交付金㈱		4,666,724,581
資産見返補助金等㈱		15,930,991
短期リース債務		1,424,615,247
引当金		
賞与引当金		297,388,381
流動負債合計		28,496,115,429
Ⅱ　固定負債		
資産見返負債㈱		
資産見返運営費交付金㈱	4,425,923,151	
資産見返補助金等㈱	4,689,057,194	
資産見返寄附金㈱	630,733,147	
建設仮勘定見返運営費交付金㈱	1,343,037,850	
建設仮勘定見返施設費㈱	25,280,704,000	
工業所有権仮勘定見返運営費交付金㈱	51,571,718	
資産見返物品受贈額㈱	8	36,421,027,068
長期リース債務		909,391,462
引当金		
退職給付引当金		4,072,660,827
資産除去債務		90,215,932
固定負債合計		41,493,295,289
負債合計		69,989,410,718
（純資産の部）		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		78,107,007,203
民間出資金		4,712,602
資本金合計		78,111,719,805
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金		84,671,123,852
その他行政コスト累計額㈱		
減価償却相当累計額（△）㈱		△ 115,079,275,383
減損損失相当累計額（△）㈱		△ 5,228,772

利息費用相当累計額（△）㈱		△ 10,665,236
承継資産に係る費用相当累計額（△）㈱		△ 458,640
除売却差額相当累計額（△）㈱		△ 19,444,963,530
資本剰余金合計		△ 49,869,467,709
Ⅲ　利益剰余金		
前中長期目標期間繰越積立金㈱	982,343,482	
積立金	50,344,826	
当期未処分利益	274,242,830	
（うち当期総利益　274,242,830）		
利益剰余金合計		1,306,931,138
純資産合計		29,549,183,234
負債純資産合計		99,538,593,952

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	45,856,531,366	
一般管理費	863,490,614	
財務費用	110,078,043	
雑損	120,582,609	
臨時損失	21,643,363	
法人税、住民税及び事業税	15,182,500	
損益計算書上の費用合計		46,987,508,495
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	3,607,449,137	
利息費用相当額㈱	467,415	
除売却差額相当額㈱	132,590,830	
その他行政コスト合計		3,740,507,382
Ⅲ　行政コスト		50,728,015,877

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
人件費	7,558,006,036		
減価償却費	4,078,799,482		
研究材料費	113,530,911		
備品消耗品費	4,334,303,582		
保守管理費	1,084,146,003		
委託費	24,348,174,920		
その他の研究業務費	4,339,570,432		
		45,856,531,366	
一般管理費			
人件費	735,933,413		
減価償却費	7,457,824		
賃借料	9,560,256		
租税公課	30,860,690		
保守管理費	6,688,387		
委託費	20,620,615		
その他の一般管理費	52,369,429		
		863,490,614	
財務費用			
支払利息		110,078,043	
雑損		120,582,609	
経常費用合計			46,950,682,632
経常収益			
運営費交付金収益㈱		34,141,883,573	
事業収入		272,644,605	
受託収入			
政府関係受託収入	1,119,641,855		
地方公共団体受託収入	10,000,000		
民間等受託収入	3,342,330,340	4,471,972,195	
補助金等収益㈱		1,239,696,006	
寄附金収益㈱		166,200,381	
施設費収益㈱		853,110,465	
資産見返運営費交付金戻入㈱		4,411,969,047	
資産見返補助金等戻入㈱		452,573,801	
資産見返物品受贈額戻入㈱		4	
資産見返寄附金戻入㈱		249,102,384	
賞与引当金見返に係る収益㈱		297,388,381	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 203,163,136	
財務収益			
受取利息		10,963,428	
雑益		797,987,410	
経常収益合計			47,162,328,544
経常利益			211,645,912

臨時損失		
固定資産除却損	21,643,363	21,643,363
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入㈱	16,786,526	
資産見返寄附金戻入㈱	7,287,021	24,073,547
税引前当期純利益		214,076,096
法人税、住民税及び事業税		15,182,500
当期純利益		198,893,596
前中長期目標期間繰越積立金取崩額㈱		75,349,234
当期総利益		274,242,830

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

（注記事項）

　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は17,427,122円であり、当該影響額を除いた当期総利益は256,815,708円であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					
				その他行政コスト累計額				
	政府出資金	民間出資金	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）
当期首残高	78,107,007,203	4,712,602	84,384,241,678	△ 111,675,309,003	△ 5,228,772	△ 10,197,821	△ 458,640	△ 19,108,889,943
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
出資金の受入								
不要財産に係る国庫納付等による減資								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得			286,882,174					
固定資産の除売却				203,482,757				△ 336,073,587
減価償却				△ 3,607,501,167				
固定資産の減損								
時の経過による資産除去債務の増加						△ 467,885		
承継資産の使用等								
不要財産に係る国庫納付等								
出えん金の受入								
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）				52,030		470		

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額								
(1)　利益の処分又は損失の処理								
前中長期目標期間からの繰越し								
利益処分による積立								
利益処分（又は損失処理）による取り崩し								
国庫納付金の納付								
(2)　その他								
当期純利益（又は当期純損失）								
前中長期目標期間繰越積立金取崩額								
目的積立金取崩額								
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）								
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	286,882,174	△ 3,403,966,380	—	△ 467,415	—	△ 336,073,587
当期末残高	78,107,007,203	4,712,602	84,671,123,852	△ 115,079,275,383	△ 5,228,772	△ 10,665,236	△ 458,640	△ 19,444,963,530

	Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）				純資産合計
	前中長期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失（△））	うち当期総利益（又は当期総損失（△））	
当期首残高	1,057,692,716	—	50,344,826	—	32,803,914,846
当期変動額					
Ⅰ　資本金の当期変動額					
出資金の受入					
不要財産に係る国庫納付等による減資					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額					
固定資産の取得					286,882,174
固定資産の除売却					△ 132,590,830
減価償却					△ 3,607,501,167
固定資産の減損					
時の経過による資産除去債務の増加					△ 467,885
承継資産の使用等					
不要財産に係る国庫納付等					
出えん金の受入					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）					52,500

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額					
⑴　利益の処分又は損失の処理					
前中長期目標期間からの繰越し					
利益処分による積立		50,344,826	△　50,344,826		—
利益処分（又は損失処理）による取り崩し					
国庫納付金の納付					
⑵　その他					
当期純利益（又は当期純損失）			198,893,596	198,893,596	198,893,596
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	△　75,349,234		75,349,234	75,349,234	—
目的積立金取崩額					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）					
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△　75,349,234	50,344,826	223,898,004	274,242,830	△　3,254,731,612
当期末残高	982,343,482	50,344,826	274,242,830	274,242,830	29,549,183,234

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△　33,353,190,681
人件費支出	△　8,790,092,664
科学研究費支出	△　1,130,784,611
消費税等納付額	△　206,064,400
その他の業務支出	△　1,087,728,713
運営費交付金収入	36,871,538,000
事業収入	266,103,977
受託収入	4,466,988,046
補助金等収入	5,169,816,000
補助金等の精算による返還金の支出	△　7,337,719
寄附金収入	264,833,000
科学研究費収入	1,158,999,177
その他の業務収入	481,712,074
小計	4,104,791,486
利息の受取額	10,963,428
利息の支払額	△　108,269,213
法人税等の支払額	△　15,182,500
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,992,303,201
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△　5,267,115,747
無形固定資産の取得による支出	△　327,865,967
施設費による収入	9,539,938,000
資産除去債務の履行による支出	△　341,000,000
敷金の返還額	2,506,910
敷金の支払額	△　1,713,000
長期前払金の増加による支出	△　8,283,679,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　4,678,928,804
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△　1,478,245,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	△　1,478,245,960
Ⅳ　資金増減額	△　2,164,871,563
Ⅴ　資金期首残高	20,720,309,109
Ⅵ　資金期末残高	18,555,437,546

（注記事項）
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	18,555,437,546円
資金期末残高	18,555,437,546円

２．重要な非資金取引
⑴　現物寄附の受入による資産の取得

工具器具備品	262,370,929円
ソフトウェア	15,394,469円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	1,219,735,682円

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		274,242,830
当期総利益	274,242,830	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		274,242,830

注記事項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成しております。

１．重要な会計方針
⑴　運営費交付金収益の計上基準
業務達成基準を採用しております。
管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。
⑵　減価償却の会計処理方法
①　有形固定資産
定額法を採用しております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～50年
構築物	３～50年
機械装置	３～12年
船舶	５～15年
車両運搬具	４～５年
工具器具備品	２～20年

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
また、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用しております。
②　無形固定資産
定額法を採用しております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

工業所有権	２～10年
ソフトウェア	２～５年
施設利用権	11年

なお、リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法を採用しております。
⑶　賞与引当金の計上基準
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
⑷　退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、将来の退職給付の見込み額のうち、認識時点までに発生していると認められる額を割り引いた額を退職給付債務とする方法を用いた原則法を採用しており、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
また、運営費交付金により掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
⑸　特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法
個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑹　棚卸資産の評価基準及び評価方法
未成受託研究支出金　個別法による低価法を採用しております。
貯蔵品　先入先出法による低価法を採用しております。
⑺　収益及び費用の計上基準
①　受託研究に係る収益
受託研究に係る収益は、主に国又は国立研究開発法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、受託研究は基本的に研究の遂行自体が主な目的であるため、研究期間満了により履行義務が充足するものとして収益を認識しております。
②　資源掘削受託に係る収益
資源掘削受託に係る収益は、主に民間企業から支出された委託費で、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて海底資源の試掘等を行う事業に係る収益であり、顧客との委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、稼働状況に応じた１日当たりの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。
③　共用施設の使用対価に係る収益
共用施設の使用対価に係る収益は、主に民間企業から支出された共用施設の使用料であり、共用施設の使用に係る契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、使用単位ごとの収益があらかじめ契約で決められていることなどから、契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと判断し、一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。
⑻　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑼　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑽　消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

２．貸借対照表関係

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額は64,559,610,548円であります。

３．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	50,728,015,877円
自己収入等	△ 5,708,074,509円
法人税等及び国庫納付額	△ 15,182,500円
機会費用	909,982,171円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	45,914,741,039円

⑵　機会費用の計上方法

①　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

・地方公共団体より無償貸付を受けている公有財産等に対して、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た貸借価格を計上しております。計算式は次のとおりであります。

固定資産評価額×借入面積×貸付料率＝貸借価格

・国より無償貸付を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当該事業年度の減価償却費相当額を計上しております。

②　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用の計算利率については、令和７年３月末現在の10年国債（日本相互証券公表）の利回り1.485％を使用しております。

③　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

４．重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、30,105,124,873円であります。

５．リース取引関係

⑴　ファイナンス・リース取引

主なリース資産の内容は横浜研究所の付加価値情報創生部門におけるスーパーコンピュータ（工具器具備品）であります。

⑵　オペレーティング・リース関係

当該事業年度末における重要なオペレーティング・リース取引はありません。

６．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な定期預金に限定しております。

未収債権等に係る信用リスクは、会計規程に基づく督促管理等によってリスク低減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①リース債務	(2,334,006,709)	(2,313,203,700)	(△20,803,009)

（注１）負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しています。確定給付企業年金制度（積立型制度）では、給与額と加入期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　確定給付制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における退職給付債務	7,732,068,321
勤務費用	298,277,591
利息費用	109,356,999
数理計算上の差異の当期発生額	△ 659,003,056
退職給付の支払額	△ 414,625,719
過去勤務費用の当期発生額	△ 730,980,023
制度加入者からの拠出額	45,797,790
期末における退職給付債務	6,380,891,903

②　年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における年金資産	4,566,590,704
期待運用収益	77,632,041
数理計算上の差異の当期発生額	△ 225,569,976
事業主からの拠出額	231,481,163
退職給付の支払額	△ 73,990,928
制度加入者からの拠出額	45,797,790
期末における年金資産	4,621,940,794

③　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	3,555,315,797
年金資産	△ 4,621,940,794
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 1,066,624,997
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,825,576,106
小計	1,758,951,109
未認識数理計算上の差異	1,497,834,651
未認識過去勤務費用	815,875,067
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,072,660,827
退職給付引当金	4,072,660,827
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,072,660,827

④　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	298,277,591
利息費用	109,356,999
期待運用収益	△ 77,632,041
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 309,939,331
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 223,226,354
合計	△ 203,163,136

⑤　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	60.0％
株式	21.9％
その他	18.1％
合計	100.0％

⑥　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	2.260％
長期期待運用収益率	1.700％

８．税効果会計関係

繰延税金資産の主な原因別内訳

（単位：円）

項　　目	
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	2,876,191,353
繰延税金資産	880,165,275
控除：評価性引当額	880,165,275
繰延税金資産　　合計	0

９．重要な後発事象

該当事項はありません。

10．減損に関する事項

減損の兆候が認められた固定資産

用途	海洋地球研究船「みらい」
種類	船舶
場所	神奈川県横須賀市夏島町２番地15
期末帳簿価額	353,184,941円
使用をしなくなる日	未定
使用をしないという決定を行った経緯及び理由	「みらい」後継船として建造中の北極域研究船「みらいⅡ」が令和８年に就航することに伴い、研究船としての業務及び機能を「みらいⅡ」に移転するとともに、使用しないことを決定しました。
使用しなくなる日の帳簿価額	※
使用しなくなる日の回収可能サービス価額	※
減損額の見込額	※

㈱　※将来の使用しなくなる日が未定のため、不明です。

11．資産除去債務に関する事項

石綿障害予防規則に基づき、当該法令に定める範囲の撤去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

フロン回収破壊法に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、当該法令に定める範囲の除去に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

事務所の用に供している不動産等の賃借契約に伴う原状回復義務に基づき、賃貸不動産の原状回復に要する費用を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

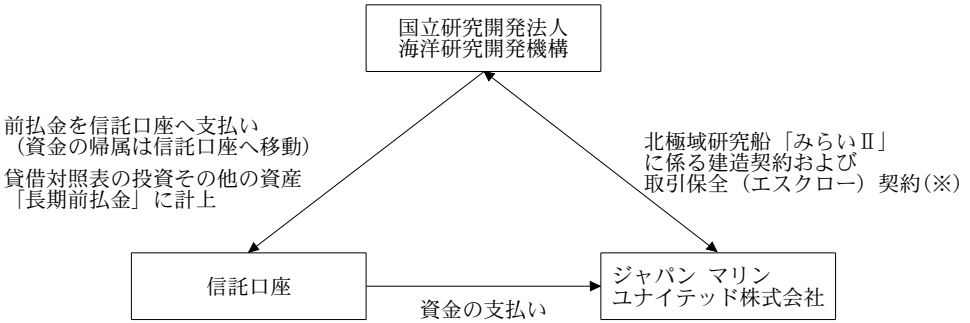
資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は取得時からの耐用年数（４年から50年）によっており、割引率は1.0130％から2.790％を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	84,776,880円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,023,667円
時の経過による調整額	467,885円
資産除去債務の履行による減少額	52,500円
期末残高	90,215,932円

当機構は、事業用地等の賃貸借契約に基づき、事業終了時又は退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定がないものについては、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

12. 収益認識に関する事項
　当機構は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。
⑴　収益の分解情報
　当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究開発事業及び中核的機関形成事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係る収益、資源掘削受託に係る収益、共用施設の使用対価に係る収益等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、2,977百万円及び1,767百万円であります。
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
　１．重要な会計方針⑺収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
　当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、528百万円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足について令和７年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。
13. 不要財産に係る国庫納付
　該当事項はありません。
14. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
　当機構では令和３年度から船舶建造費補助金により、日本初の砕氷機能を有する研究船である北極域研究船「みらいⅡ」の建造を行っております。当該建造事業においては、財産保全の観点から契約相手方と合意の上で前払金を信託口座を経由して支払うスキームとしており、この内、信託口座から契約相手方へ支払いが行われた額を貸借対照表の「建設仮勘定」に、まだ契約相手方へ支払いが行われず信託口座において管理されている額を貸借対照表の「長期前払金」に、それぞれ計上しております。「長期前払金」は建造工程が進むにつれて「建設仮勘定」に振り替わることが確実であることから、見合いの負債科目はいずれも「建設仮勘定見返施設費」としております。なお、当該信託口座は機構の口座ではなく、そこで管理されている資金についても機構に帰属するものではないため、契約相手方との関係ではすでに支払いが行われているものであります。



※取引保全（エスクロー）契約について
　財産保全の観点から前払金については、信託口座を経由して支払っている。
　ジャパン マリンユナイテッド株式会社の資金需要に応じ、国立研究開発法人海洋研究開発機が確認の上、信託口座から支払われる。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構財務諸表について次のとおり公告します。
なお、同条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当機構のホームページで公告しております。
　令和７年10月31日

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長　斎藤　　保（https://www.nedo.go.jp）

貸　借　対　照　表
（令和７年３月31日）

（単位：円）

科　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　整	法人単位
資産の部									
Ⅰ　流動資産									
現金及び預金	37,463,114,069	171,702,958	108,212,257,456	1,855,860,064	4,263,838,968,255	1,568,196,630,869	1,958,705,857,963	—	7,938,444,391,634
有価証券	—	—	—	—	7,600,000,000	—	—	—	7,600,000,000
前渡金	1,367,055	—	767,834,722	5	14,402,884,922	1,482,423,346	4,878,859,488	—	21,533,369,538
前払費用	12,598,316	—	61,662,426	4,391	42,459,576	1,307,462	16,776,248	—	134,808,419
未収収益	7,183,253	79,905	39,363,194	1,988,907	2,126,939,705	576,702,472	979,866,425	—	3,732,123,861
未収金	93,653,740	—	243,613,940	1,831	76,381,790	552,998	7,078,555△	21,501,613	399,781,241
貸倒引当金	△ 89,817,410	—	△ 167,232,389	—	—	—	—	—	△ 257,049,799
賞与引当金見返	31,858,959	—	213,945,411	—	196,075,354	6,715,060	78,797,850	—	527,392,634
その他の流動資産	11,900	—	81,400	8	73,774	2,380	30,538	—	200,000
流動資産合計	37,519,969,882	171,782,863	109,371,526,160	1,857,855,206	4,288,283,783,376	1,570,264,334,587	1,964,667,267,067△	21,501,613	7,972,115,017,528

Ⅱ　固定資産									
1　有形固定資産									
建物	73,545,003	15,950,401	439,495,327	3,005,886	129,252,076	2,807,081	31,651,029	—	695,706,803
減価償却累計額	△ 40,314,477	△ 14,834,243	△ 170,755,988	△ 2,498,771	△ 11,493,053	△ 76,138	△ 327,235	—	△ 240,299,905
車両運搬具	270,020	—	2,602,927	2,358	72,516	—	—	—	2,947,821
減価償却累計額	△ 205,082	—	△ 1,976,766	△ 1,769	△ 55,083	—	—	—	△ 2,238,700
工具器具備品	21,308,953	5,423,548	106,171,418	465,745	18,734,948	242,220	1,482,026	—	153,828,858
減価償却累計額	△ 16,907,203	△ 5,151,403	△ 69,982,963	△ 414,142	△ 5,161,094	△ 49,797	△ 177,664	—	△ 97,844,266
有形固定資産合計	37,697,214	1,388,303	305,553,955	559,307	131,350,310	2,923,366	32,628,156	—	512,100,611
2　無形固定資産									
電話加入権	1,060,540	63,290	2,794,366	4,804	—	—	—	—	3,923,000
ソフトウェア	28,577,143	—	295,920,225	97,619	35,944,969	3,909	—	—	360,543,865
無形固定資産合計	29,637,683	63,290	298,714,591	102,423	35,944,969	3,909	—	—	364,466,865
3　投資その他の資産									
投資有価証券	—	—	—	1,000,000,000	267,400,000,000	—	—	—	268,400,000,000
破産更生債権等	4,052,019	—	—	—	157,858,288	—	—	—	161,910,307
貸倒引当金	△ 4,052,019	—	—	—	△ 157,858,288	—	—	—	△ 161,910,307
敷金・保証金	324,843,344	119,629,657	1,180,875,008	—	—	—	—	—	1,625,348,009
長期前払費用	3,960,000	—	40,040,000	—	—	—	—	—	44,000,000
前払年金費用	13,340,770	—	91,255,354	8,969	82,706,050	2,668,155	34,235,331	—	224,214,629
退職給付引当金見返	182,641,977	—	1,249,332,520	—	1,132,288,173	36,528,395	468,699,220	—	3,069,490,285
投資その他の資産合計	524,786,091	119,629,657	2,561,502,882	1,000,008,969	268,614,994,223	39,196,550	502,934,551	—	273,363,052,923
固定資産合計	592,120,988	121,081,250	3,165,771,428	1,000,670,699	268,782,289,502	42,123,825	535,562,707	—	274,239,620,399
資産合計	38,112,090,870	292,864,113	112,537,297,588	2,858,525,905	4,557,066,072,878	1,570,306,458,412	1,965,202,829,774	△ 21,501,613	8,246,354,637,927
負債の部									
Ⅰ　流動負債									
運営費交付金債務	24,716,576,351	—	83,061,888,034	—	—	—	—	—	107,778,464,385
預り補助金等	—	—	—	—	1,831,675,120,004	972,455,789,723	548,293,828,511	—	3,352,424,738,238
未払金	11,378,570,198	—	21,342,214,393	80,447	160,340,087,333	7,102,835,798	7,915,209,939	△ 21,501,613	208,057,496,495
預り金	5,048,871	—	33,207,832	515,163	27,489,781	906,137	10,274,023	—	77,441,807
賞与引当金	31,858,959	—	213,945,411	20,642	196,075,354	6,715,060	78,797,850	—	527,413,276
流動負債合計	36,132,054,379	—	104,651,255,670	616,252	1,992,238,772,472	979,566,246,718	556,298,110,323	△ 21,501,613	3,668,865,554,201
Ⅱ　固定負債									
資産見返負債	66,157,873	1,274,217	601,270,885	—	167,295,279	2,927,275	32,628,156	—	871,553,685
資産見返運営費交付金	66,157,873	1,274,217	601,270,885	—	—	—	—	—	668,702,975
資産見返補助金等	—	—	—	—	167,295,279	2,927,275	32,628,156	—	202,850,710
長期預り補助金等	—	—	—	—	2,563,445,010,904	590,698,087,869	1,408,369,156,744	—	4,562,512,255,517
退職給付引当金	182,641,977	—	1,249,332,520	122,785	1,132,288,173	36,528,395	468,699,220	—	3,069,613,070
前払年金費用見返	13,340,770	—	91,255,354	—	82,706,050	2,668,155	34,235,331	—	224,205,660
固定負債合計	262,140,620	1,274,217	1,941,858,759	122,785	2,564,827,300,406	590,740,211,694	1,408,904,719,451	—	4,566,677,627,932
負債合計	36,394,194,999	1,274,217	106,593,114,429	739,037	4,557,066,072,878	1,570,306,458,412	1,965,202,829,774	△ 21,501,613	8,235,543,182,133

純資産の部									
Ⅰ　資本金									
政府出資金	955,406,082	239,514,165	388,021,609	64,937,000,000	—	—	—	—	66,519,941,856
民間出資金	—	67,450,000	67,450,000	—	—	—	—	—	134,900,000
資本金合計	955,406,082	306,964,165	455,471,609	64,937,000,000	—	—	—	—	66,654,841,856
Ⅱ　資本剰余金									
資本剰余金	104,246,148△	12,108,418	844,215,146	—	—	—	—	—	936,352,876
その他行政コスト累計額	△ 4,429,133	△ 3,703,460	△ 24,779,978	△ 13,834	—	—	—	—	△ 32,926,405
減価償却相当累計額	△ 2,213,172	△ 2,167,623	△ 3,862,591	—	—	—	—	—	△ 8,243,386
減損損失相当累計額	△ 40,527	△ 38,901	△ 70,446	△ 3,126	—	—	—	—	△ 153,000
承継資産に係る費用相当累計額	△ 188,033	△ 185,187	△ 258,408	△ 10,708	—	—	—	—	△ 642,336
除売却差額相当累計額	△ 1,987,401	△ 1,311,749	△ 20,588,533	—	—	—	—	—	△ 23,887,683
資本剰余金合計	99,817,015△	15,811,878	819,435,168△	13,834	—	—	—	—	903,426,471
Ⅲ　利益剰余金（△繰越欠損金）									
積立金	460,910,784	75,543	2,076,032,716	—	—	—	—	—	2,537,019,043
当期未処分利益（△当期未処理損失）	201,761,990	362,066	2,593,243,666△	62,079,199,298	—	—	—	—	△ 59,283,831,576
（うち当期総利益）	(201,761,990)	(362,066)	(2,593,243,666)	(5,660,841)	(－)	(－)	(－)	(－)	(2,801,028,563)
利益剰余金（△繰越欠損金）合計	662,672,774	437,609	4,669,276,382△	62,079,199,298	—	—	—	—	△ 56,746,812,533
純資産合計	1,717,895,871	291,589,896	5,944,183,159	2,857,786,868	—	—	—	—	10,811,455,794
負債純資産合計	38,112,090,870	292,864,113	112,537,297,588	2,858,525,905	4,557,066,072,878	1,570,306,458,412	1,965,202,829,774	△ 21,501,613	8,246,354,637,927

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項　　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　　整	法人単位
Ⅰ　損益計算書上の費用									
業務費	25,719,033,715	630	112,411,808,105	3,666	903,252,244,327	259,107,556,529	146,343,824,163△	21,501,613	1,446,812,969,522
一般管理費	957,095,444	238,500	6,469,024,063	846,105	5,778,439,882	201,190,382	2,863,118,295	—	16,269,952,671
雑損	3,272,182	—	13,138,044	60	688,140	18,449	236,767	—	17,353,642
臨時損失	3,796,190	1,163,530	19,091,409	155,937	163,263	—	—	—	24,370,329
損益計算書上の費用合計	26,683,197,531	1,402,660	118,913,061,621	1,005,768	909,031,535,612	259,308,765,360	149,207,179,225△	21,501,613	1,463,124,646,164
Ⅱ　その他行政コスト									
除売却差額相当額	94,469	92,526	164,874	—	—	—	—	—	351,869
その他行政コスト合計	94,469	92,526	164,874	—	—	—	—	—	351,869
Ⅲ　行政コスト	26,683,292,000	1,495,186	118,913,226,495	1,005,768	909,031,535,612	259,308,765,360	149,207,179,225△	21,501,613	1,463,124,998,033

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

科　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　整	法人単位
経常費用									
業務費	25,719,033,715	630	112,411,808,105	3,666	903,252,244,327	259,107,556,529	△ 146,343,824,163	△ 21,501,613	1,446,812,969,522
給与手当	75,437,426	—	536,720,593	—	140,257,758	573,896	—	—	752,989,673
福利厚生費	6,034,317	—	5,873,991	—	30,293,351	3,218,013	—	—	45,419,672
その他の人件費	38,082,841	—	72,747,566	—	221,983,161	17,796,385	—	—	350,609,953
外部委託費	21,729,469,639	—	72,753,876,689	—	744,119,754,011	4,986,844	—	—	838,608,087,183
補助事業費	3,414,137,107	—	35,669,467,377	—	157,706,122,141	258,972,186,597	146,327,219,054	—	602,089,132,276
旅費交通費	50,572,753	—	462,133,503	3,666	210,322,696	6,680,390	16,489,609	—	746,202,617
消耗品費	310,528	—	1,678,828	—	13,552	—	—	—	2,002,908
賃借料	71,890,417	—	46,738,910	—	1,873,950	—	—	—	120,503,277
請負費	212,570,737	—	2,224,331,048	—	234,146,777	—	115,500	—	2,671,164,062
保守・修繕費	288,624	—	2,918,316	—	—	—	—	—	3,206,940
水道光熱費	1,095,148	—	—	—	—	—	—	—	1,095,148
消費税等	9,506,227	—	189,643,120	—	4,166	—	—	△ 21,501,613	177,651,900
貸倒引当金繰入額	4,052,019	—	—	—	157,858,288	—	—	—	161,910,307
貸倒損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—
預り補助金等繰入額	—	—	—	—	198,234,425	102,092,404	—	—	300,326,829
その他の業務費	105,585,932	630	445,678,164	—	231,380,051	22,000	—	—	782,666,777
一般管理費	957,095,444	238,500	6,469,024,063	846,105	5,778,439,882	201,190,382	2,863,118,295	—	16,269,952,671
給与手当	333,534,941	—	2,262,569,274	216,824	2,066,032,642	68,679,365	917,795,012	—	5,648,828,058
福利厚生費	74,312,732	—	508,324,502	49,928	460,701,416	14,862,532	190,702,722	—	1,248,953,832
退職給付費用	△ 2,357,982	—	△ 143,225,970	△ 51,210	△ 26,142,716	12,776,658	409,528,724	—	250,527,504
その他の人件費	181,257,084	—	1,239,859,900	121,830	1,123,702,475	36,251,394	465,145,299	—	3,046,337,982
外部委託費	47,265,011	—	323,308,629	31,770	293,019,230	9,453,000	121,292,343	—	794,369,983
旅費交通費	20,016,134	—	136,917,839	13,427	124,089,810	4,003,200	51,365,790	—	336,406,200
消耗品費	10,958,011	—	74,956,734	7,353	67,934,095	2,191,592	28,120,648	—	184,168,433
賃借料	92,383,614	—	631,935,521	62,080	572,731,755	18,476,700	237,076,550	—	1,552,666,220
減価償却費	27,644,052	238,500	257,276,588	278,578	29,550,933	79,696	491,506	—	315,559,853
請負費	158,868,218	—	1,086,712,472	106,784	984,902,789	31,773,623	407,690,569	—	2,670,054,455
保守・修繕費	777,168	—	5,316,251	512	4,818,016	155,431	1,994,376	—	13,061,754
水道光熱費	1,268,532	—	8,677,514	839	7,864,208	253,693	3,255,339	—	21,320,125
その他の一般管理費	11,167,929	—	76,394,809	7,390	69,235,229	2,233,498	28,659,417	—	187,698,272
雑損	3,272,182	—	13,138,044	60	688,140	18,449	236,767	—	17,353,642
国庫納付金	2,982,647	—	7,986,495	—	—	—	—	—	10,969,142
その他の雑損	289,535	—	5,151,549	60	688,140	18,449	236,767	—	6,384,500
経常費用合計	26,679,401,341	239,130	118,893,970,212	849,831	909,031,372,349	259,308,765,360	△ 149,207,179,225	△ 21,501,613	1,463,100,275,835

経常収益									
運営費交付金収益	26,634,357,854	—	118,526,285,284	—	—	—	—	—	145,160,643,138
業務収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海外研究者招へい事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の業務収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補助金等収益	—	—	—	—	902,542,244,815	257,964,376,019	146,497,296,580	—	1,307,003,917,414
資産見返負債戻入	27,644,052	238,500	257,276,588	—	29,550,933	79,696	491,506	—	315,281,275
資産見返運営費交付金戻入	27,644,052	238,500	257,276,588	—	—	—	—	—	285,159,140
資産見返補助金等戻入	—	—	—	—	29,550,933	79,696	491,506	—	30,122,135
賞与引当金見返に係る収益	29,288,642	—	177,441,446	—	178,424,933	8,173,393	134,073,334	—	527,401,748
退職給付引当金見返に係る収益	△ 3,066,407	—	△ 148,071,885	—	△ 30,534,612	12,634,972	407,710,745	—	238,672,813
財務収益	39,608,551	332,227	180,947,680	6,659,919	4,777,579,219	1,323,218,317	2,164,315,288	—	8,492,661,201
受取利息	39,608,551	332,227	180,947,680	4,270,303	4,331,861,279	1,323,218,317	2,164,315,288	—	8,044,553,645
有価証券利息	—	—	—	2,389,616	445,717,940	—	—	—	448,107,556
雑益	146,467,316	—	2,470,738,501	1,645	1,534,107,061	282,963	3,291,772△	21,501,613	4,133,387,645
研究開発資産売却収入	115,258,159	—	1,851,810,114	—	962,696,985	—	—	—	2,929,765,258
補助金等返還収入	14,912,056	—	359,419,437	—	455,128,359	—	—	—	829,459,852
その他の雑益	16,297,101	—	259,508,950	1,645	116,281,717	282,963	3,291,772△	21,501,613	374,162,535
経常収益合計	26,874,300,008	570,727	121,464,617,614	6,661,564	909,031,372,349	259,308,765,360	149,207,179,225△	21,501,613	1,465,871,965,234
経常利益	194,898,667	331,597	2,570,647,402	5,811,733	—	—	—	—	2,771,689,399
臨時損失									
固定資産除売却損	3,796,190	1,163,530	19,091,409	155,937	163,263	—	—	—	24,370,329
臨時損失合計	3,796,190	1,163,530	19,091,409	155,937	163,263	—	—	—	24,370,329
臨時利益									
資産見返負債戻入	3,873,211	1,168,310	19,293,195	—	163,263	—	—	—	24,497,979
貸倒引当金戻入益	6,372,361	—	21,310,000	—	—	—	—	—	27,682,361
固定資産売却益	413,941	25,689	1,084,478	5,045	—	—	—	—	1,529,153
臨時利益合計	10,659,513	1,193,999	41,687,673	5,045	163,263	—	—	—	53,709,493
当期純利益	201,761,990	362,066	2,593,243,666	5,660,841	—	—	—	—	2,801,028,563
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期総利益	201,761,990	362,066	2,593,243,666	5,660,841	—	—	—	—	2,801,028,563

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）　（単位：円）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金						Ⅲ　利益剰余金	
					その他行政コスト累計額						
	政府出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	資本剰余金合計	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	66,519,941,856	134,900,000	66,654,841,856	936,352,876	△ 14,928,906	△ 153,000	△ 642,336	△ 16,850,294	903,778,340	△ 59,547,841,096	8,010,779,100
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得	—	—	—	—	6,685,520	—	—	△ 7,037,389	△ 351,869	—	△ 351,869
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,801,028,563	2,801,028,563
当期変動額合計	—	—	—	—	6,685,520	—	—	△ 7,037,389	△ 351,869	2,801,028,563	2,800,676,694
当期末残高	66,519,941,856	134,900,000	66,654,841,856	936,352,876	△ 8,243,386	△ 153,000	△ 642,336	△ 23,887,683	903,426,471	△ 56,746,812,533	10,811,455,794

キ　ャ　ッ　シ　ュ　・　フ　ロ　ー　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

項　　目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	調　整	法人単位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー									
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 19,805,734,893	△ 630	△ 108,431,060,924	△ 2,674	△ 713,227,881,689	△ 250,362,306,164	△ 144,560,792,841	—	△ 1,236,387,779,815
人件費支出	△ 737,626,638	—	△ 4,863,544,229	△ 420,184	△ 4,210,011,075	△ 143,617,431	△ 1,526,799,114	—	△ 11,482,018,671
その他の業務支出	△ 291,215,593	—	△ 2,008,406,500	△ 201,891	△ 1,806,855,940	△ 56,543,536	△ 694,022,298	—	△ 4,857,245,758
運営費交付金収入	37,060,865,000	—	170,242,025,000	—	—	—	—	—	207,302,890,000
補助金等収入	600,430,458	—	—	—	1,050,376,732,000	471,391,197,000	412,879,755,000	—	1,935,248,114,458
補助金等の精算による返還金の支出	△ 2,437,450	—	△ 11,933,142	—	—	—	—	—	△ 14,370,592
その他の業務収入	29,511,579	—	616,980,183	3,157	522,970,490	466,579	3,397,856	—	1,173,329,844
小計	16,853,792,463	△ 630	55,544,060,388	△ 621,592	331,654,953,786	220,829,196,448	266,101,538,603	—	890,982,919,466
利息及び配当金の受取額	32,450,064	252,517	141,648,781	4,674,320	2,739,782,310	750,671,533	1,190,534,159	—	4,860,013,684
消費税還付金収入	—	—	—	200	—	7,510	9,236	△ 16,946	—
消費税等の支払額	△ 17,810,673	△ 7,300	△ 202,697,897	—	△ 28,864,476	—	—	16,946	△ 249,363,400
研究開発資産売却収入	115,258,159	—	1,836,597,237	—	962,696,985	—	—	—	2,914,552,381
国庫納付金の支払額	—	—	—	—	△ 30,000,000,000	—	—	—	△ 30,000,000,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,983,690,013	244,587	57,319,608,509	4,052,928	305,328,568,605	221,579,875,491	267,292,081,998	—	868,508,122,131

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー										
定期預金の預入による支出	△ 60,000,000,000	△ 682,000,000	△ 235,000,000,000	△ 8,352,000,000	△ 13,604,749,105,000	△ 3,399,949,657,500	△5,540,381,765,500	—	△ 22,849,114,528,000
定期預金の払戻による収入	50,000,000,000	512,000,000	165,000,000,000	6,501,000,000	11,486,659,304,000	2,911,513,105,000	4,753,463,531,000	—	19,373,648,940,000
譲渡性預金の預入による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金の払戻による収入	—	—	—	—	1,048,651,351,000	213,766,000,000	—	—	1,262,417,351,000
有価証券の取得による支出	—	—	—	△ 1,000,000,000	△ 45,000,000,000	—	—	—	△ 46,000,000,000
有価証券の償還による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 2,667,028	—	△ 24,866,085	△ 1,796	△ 16,536,264	△ 531,050	△ 6,770,447	—	△ 51,372,670
有形・無形固定資産の売却による収入	490,962	30,469	1,286,264	5,984	—	—	—	—	1,813,679
その他の投資活動による支出	△ 62,379,291	—	△ 475,736,879	—	—	—	—	—	△ 538,116,170
その他の投資活動による収入	2,385,854	—	13,162,846	—	—	—	—	—	15,548,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,062,169,503	△ 169,969,531	△ 70,486,153,854	△ 2,850,995,812	△ 1,114,454,986,264	△ 274,671,083,550	△ 786,925,004,947	—	△ 2,259,620,363,461
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Ⅳ　資金に係る換算差額	220,336	—	△ 1,777,541	120	1,042,528	35,993	461,835	—	△ 16,729
Ⅴ　資金増加額（△資金減少額）	6,921,740,846	△ 169,724,944	△ 13,168,322,886	△ 2,846,942,764	△ 809,125,375,131	△ 53,091,172,066	△ 519,632,461,114	—	△ 1,391,112,258,059
Ⅵ　資金期首残高	20,541,373,223	171,427,902	51,380,580,342	2,851,802,828	1,899,664,343,386	603,987,802,935	886,538,319,077	—	3,465,135,649,693
Ⅶ　資金期末残高	27,463,114,069	1,702,958	38,212,257,456	4,860,064	1,090,538,968,255	550,896,630,869	366,905,857,963	—	2,074,023,391,634

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	基盤技術研究促進勘定	特定公募型研究開発業務勘定	特定半導体勘定	安定供給確保支援業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	201,761,990	362,066	2,593,243,666	△ 62,079,199,298	—	—	—	△ 59,283,831,576
当期総利益	201,761,990	362,066	2,593,243,666	5,660,841	—	—	—	2,801,028,563
前期繰越欠損金（△）	—	—	—	△ 62,084,860,139	—	—	—	△ 62,084,860,139
Ⅱ　利益処分額（△損失処理額）								
積立金（△積立金取崩額）	201,761,990	362,066	2,593,243,666	—	—	—	—	2,795,367,722
Ⅲ　次期繰越欠損金（△）	—	—	—	△ 62,079,199,298	—	—	—	△ 62,079,199,298

注　記　事　項

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建　　物	８～18年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産等に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

４．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金等により財源措置がなされる見込みであるものについては、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑶　退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度から費用処理しております。

運営費交付金等により、財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金等により、掛金及び年金積立不足額に応じて財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金については、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）により評価しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．重要な会計上の見積り

該当事項はありません。

Ⅲ．貸借対照表注記

出資を財源に取得した資産に係るその他行政コスト累計額	△　32,773,405円

Ⅳ．行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,463,124,998,033円
自己収入等	△　12,627,577,999円
法人税等及び国庫納付額	△　10,969,142円
機会費用	1,299,905,003円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,451,786,355,895円

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当機構での勤務期間に対応する部分について、職員退職手当規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額	77,657,700円

⑵　国の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

⑶　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,938,444,391,634円
定期預金	△5,864,421,000,000円
資金期末残高	2,074,023,391,634円

Ⅵ．有価証券関係

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	期末日における貸借対照表計上額	期末日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	276,000,000,000	271,282,790,000	△　4,717,210,000

２．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
債券	7,600,000,000	268,400,000,000	—	—
地方債	—	118,600,000,000	—	—
その他	7,600,000,000	149,800,000,000	—	—

Ⅶ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債等のみを保有しており株式等は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、預金、一般勘定及びエネルギー需給勘定を除く未収金、未払金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。未収金のうち一般勘定及びエネルギー需給勘定に係るものについては、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券（満期保有目的債券）	276,000,000,000	271,282,790,000	△ 4,717,210,000

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

地方債、財投機関債及び利付金融債

これらは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。

企業年金制度（積立型制度である。）では、経済産業関係法人企業年金基金に加入しております。同基金は、確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型の制度であります。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,186,587,210円
勤務費用	271,720,996円
利息費用	31,331,861円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 165,359,139円
退職給付の支払額	△ 539,731,778円
制度加入者からの拠出額	13,435,360円
その他※	580,272円
期末における退職給付債務	4,798,564,782円

※出向者に係る出向先負担額は、その他に計上しております。

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,576,088,210円
期待運用収益	50,538,470円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 70,267,214円
事業主からの拠出額	89,019,898円
退職給付の支払額	△ 174,471,326円
制度加入者からの拠出額	13,435,360円
その他※	580,272円
期末における年金資産	2,484,923,670円

※出向者に係る出向先負担額は、その他に計上しております。

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,708,921,211円
年金資産	△ 2,484,923,670円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 776,002,459円
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,089,643,571円
小計	2,313,641,112円
未認識数理計算上の差異	522,027,658円
未認識過去勤務費用	9,729,671円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,845,398,441円
退職給付引当金	3,069,613,070円
前払年金費用	△ 224,214,629円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,845,398,441円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	271,720,996円
利息費用	31,331,861円
期待運用収益	△ 50,538,470円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 3,279,067円
過去勤務費用の費用処理額	△ 10,614,190円
損益計算書退職給付費用計上額　計（※）	238,621,130円

（※）　損益計算書の退職給付費用のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	47％
株式	41％
保険資産（一般勘定）	４％
その他	８％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.6％（一時金）
	1.8％　（年金）
長期期待運用収益率	2.0％

３．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は、11,906,374円でありました。(※)

（※）　損益計算書の退職給付費用のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。

Ⅸ．資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅺ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

独立行政法人情報処理推進機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構ホームページ（https://www.ipa.go.jp/）又は事務所にて閲覧下さい。

令和７年10月31日

東京都文京区本駒込二丁目28番８号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　齊藤　裕

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
Ⅰ流動資産		Ⅰ流動負債	
現金及び預金	22,873,423,286	運営費交付金債務(注)	8,920,126,122
業務未収金	756,673,204	未払金	9,355,385,821
プログラム譲渡債権	2,291,094	未払費用	205,546,204
棚卸資産	3,387,106	未払法人税等	4,210,000
前払金	848,885	未払消費税等	74,415,100
前払費用	655,368,766	前受金	1,059,241,800
仮払金	5,070	預り金	120,891,997
未収金	483,870,076	仮受金	1,394,085
賞与引当金見返(注)	248,438,630	前受収益	68,802,115
流動資産合計	25,024,306,117	引当金	
Ⅱ固定資産		賞与引当金	315,624,308
１有形固定資産		流動負債合計	20,125,637,552
建物	2,297,706,680	Ⅱ固定負債	
減価償却累計額	△ 1,238,378,607	資産見返負債(注)	
	1,059,328,073	資産見返運営費交付金	6,696,717,317
工具器具備品	12,076,826,736	資産見返補助金等	63,130,330
減価償却累計額	△ 6,452,917,106	資産見返寄附金	1
	5,623,909,630		6,759,847,648
建設仮勘定	990,000	長期預り寄附金(注)	229,922,056
有形固定資産合計	6,684,227,703	引当金	
２無形固定資産		退職給付引当金	861,565,700
ソフトウェア	2,689,362,987	保証債務損失引当金	37,819,295
ソフトウェア仮勘定	52,034,510		899,384,995
無形固定資産合計	2,741,397,497	固定負債合計	7,889,154,699
３投資その他の資産		負債合計	28,014,792,251
投資有価証券	114,926,863	純資産の部	
関係会社株式	3,398,230,248	Ⅰ資本金	
長期前払費用	636,852,468	政府出資金	19,995,691,983
破産更生債権等	228,737,339	資本金合計	19,995,691,983
貸倒引当金	△ 228,737,339	Ⅱ資本剰余金	
	0	資本剰余金	605,258,956
敷金・保証金	898,387,400	その他行政コスト累計額(注)	△ 8,895,726,548
繰延税金資産	84,335,176	減価償却相当累計額（△）	△ 3,955,711,536
退職給付引当金見返(注)	612,453,668	減損損失相当累計額（△）	△ 91,000
投資その他の資産合計	5,745,185,823	除売却差額相当累計額（△）	△ 4,939,924,012
固定資産合計	15,170,811,023	民間出えん金(注)	920,995,365
		資本剰余金合計	△ 7,369,472,227

		Ⅲ繰越欠損金	
		繰越欠損金合計	△ 1,254,266,816
		Ⅳ評価・換算差額等	
		関係会社株式評価差額金	808,371,949
		評価・換算差額合計	808,371,949
		純資産合計	12,180,324,889
資　産　合　計	40,195,117,140	負債・純資産合計	40,195,117,140

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

項　目	金　額	
Ⅰ損益計算書上の費用		
デジタル基盤業務費	3,014,038,598	
デジタル人材育成業務費	476,167,541	
サイバーセキュリティ業務費	9,104,366,955	
債務保証業務費	2,913	
情報処理技術者試験業務費	5,731,761,424	
一般管理費	2,960,588,554	
財務費用	303	
雑損	19,790	
臨時損失	6	
法人税、住民税及び事業税	4,210,000	
法人税等調整額	△ 35,600,835	
損益計算書上の費用合計		21,255,555,249
Ⅱその他行政コスト		
減価償却相当額㈱	251,924,094	
その他行政コスト合計		251,924,094
Ⅲ行政コスト		21,507,479,343

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	金　額	
経常費用		
業務費		
外部委託費		
開発費	378,360,477	
調査費	655,036,047	
普及費	319,806,417	
その他	203,573,197	1,556,776,138
人件費		
研究員手当	738,118,906	
非常勤研究員手当	379,227,410	
給与手当	1,901,930,695	
賞与	364,219,700	
賞与引当金繰入額	226,050,074	
退職給付費用	20,464,248	
派遣職員手当	760,604,100	
その他	393,761,349	4,784,376,482
経費		
受託業務費	613,370,782	
賃借料	580,847,762	
減価償却費	2,077,129,613	
旅費交通費	151,935,158	
通信運搬費	135,847,607	
謝金	62,205,880	
図書印刷費	430,454,942	
修繕維持費	1,227,175,071	
業務委託手数料	5,931,281,028	
消耗品費	269,168,744	
その他	505,768,224	11,985,184,811	18,326,337,431
一般管理費		
人件費		
役員報酬	79,403,287	
給与手当	782,357,967	
研究員手当	16,882,328	
非常勤研究員手当	17,152,880	
賞与	167,780,782	
賞与引当金繰入額	89,574,234	
法定福利費	173,896,353	
退職給付費用	89,283,952	
派遣職員手当	131,083,283	
その他	1,790,470	1,549,205,536

経費			
賃借料	279,724,165		
水道光熱費	31,042,976		
修繕維持費	198,672,929		
減価償却費	138,059,808		
調査費	203,930,191		
広告宣伝費	11,712,630		
業務委託手数料	194,361,057		
消耗品費	285,270,723		
租税公課	6,049,344		
その他	62,559,195	1,411,383,018	2,960,588,554
財務費用			
支払利息			303
雑損			
その他雑損			19,790
経常費用合計			21,286,946,078
経常収益			
運営費交付金収益(注)			9,871,729,248
補助金等収益(注)			293,109,859
業務収入			
プログラム普及収入		5,618,822	
信用保証料		321,113	
評価・認証料		21,241,800	
セキュリティ業務収入		3,970,606,478	
試験手数料収入		5,564,122,500	
試験問題審査収入		82,917,627	
支援士登録手数料収入		729,685,000	
支援士学科等認定審査手数料		77,000	
受託業務収入		613,370,782	10,987,961,122
資産見返運営費交付金戻入(注)			1,714,686,127
資産見返補助金等戻入(注)			22,283,193
資産見返寄附金戻入(注)			1,319,605
賞与引当金見返に係る収益(注)			248,438,630
退職給付引当金見返に係る収益(注)			89,283,952
財務収益			
受取配当金	5,200,000		5,200,000
雑益			
証明書発行手数料	7,501,900		
支援士徽章発行手数料	498,960		
貸倒引当金戻入益	14,645,000		
保証債務損失引当金戻入益	1,567,025		
償却債権取立益	9,834,900		
関係会社株式評価損戻入益	1,072,031		
その他雑益	92,964,838		128,084,654
経常収益合計			23,362,096,390
経常利益			2,075,150,312
臨時損失			
固定資産除却損			6
税引前当期純利益			2,075,150,306
法人税、住民税及び事業税			4,210,000
法人税等調整額			△ 35,600,835
当期純利益			2,106,541,141
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			691,797,164
当期総利益			2,798,338,305

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			民間出えん金	資本剰余金合計
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）		
当期期首残高	19,995,691,983	19,995,691,983	605,258,956	△4,505,498,100	△91,000	△4,138,213,354	920,995,365	△7,117,548,133
当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅰ　資本金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産の除売却	0	0	0	801,710,658	0	△801,710,658	0	0
減価償却	0	0	0	△251,924,094	0	0	0	△251,924,094
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）	0	0	0	0	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	549,786,564	0	△801,710,658	0	△251,924,094
当期末残高	19,995,691,983	19,995,691,983	605,258,956	△3,955,711,536	△91,000	△4,939,924,012	920,995,365	△7,369,472,227

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	Ⅳ　評価・換算差額	純資産合計
	関係会社株式評価差額金	
△3,360,807,957	738,178,712	10,255,514,605
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	△251,924,094
2,106,541,141	0	2,106,541,141
0	70,193,237	70,193,237
2,106,541,141	70,193,237	1,924,810,284
△1,254,266,816	808,371,949	12,180,324,889

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 2,205,618,873
人件費支出	△ 6,264,101,060
その他の業務支出	△ 10,290,905,871
運営費交付金収入	19,264,490,000
補助金等収入	223,422,155
受託収入	547,502,091
業務収入	10,500,085,444
プログラム譲渡債権等の回収による収入	12,452,000
その他の収入	138,053,807
小計	11,925,379,693
利息及び配当金の受取額	5,200,000
利息の支払額	△ 303
法人税等の支払額	△ 3,800,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,926,779,390
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 523,576,211
無形固定資産の取得による支出	△ 461,488,060
敷金保証金の差入による支出	△ 321,743,500
敷金保証金の返還による収入	73,928,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,232,879,671

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の支払いによる支出	△　1,188,089
財務活動によるキャッシュ・フロー	△　1,188,089
Ⅳ　資金増加額	10,692,711,630
Ⅴ　資金期首残高	12,180,711,656
Ⅵ　資金期末残高	22,873,423,286

重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　５～18年

工具器具備品　４～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（１年～５年）に基づく定額法を採用しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法によっております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

①　一般債権

貸倒実績率法によっております。

②　貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである部分については賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度及び企業年金基金制度を設けております。

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職一時金について、簡便法の採用により、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。

このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

当法人は総合設立型の複数事業主制度である企業年金基金制度に加入しております。当該企業年金基金制度は、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しています。確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金への要拠出額は25百万円であります。

⑴　制度全体の積立状況に関する事項（令和６年３月31日現在）

年金資産の額	263,205百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	214,192百万円
差引額	49,012百万円

⑵　制度全体に占める当法人の掛金拠出割合（令和６年３月分）

0.35155％

⑶　補足説明

上記⑴の差引額の主な要因は、別途積立金49,012百万円であります。

また、平成27年４月に代行部分の将来分返上の認可を受けております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）する方法によっております。

⑵　その他有価証券

①　市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②　市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託業務支出金

個別法による低価法を採用しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和２年３月31日。以下「収益認識基準」という。）を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

①　セキュリティ業務収入

当機構は、顧客に対してセキュリティに係るサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該セキュリティに係るサービスを提供した時点で収益を認識しております。

② 試験手数料収入

当機構は、顧客に対して情報処理技術者試験を提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該試験サービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価にて算出しており、重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。また、取引の対価は履行義務の充足前又は履行義務を充足してから短期間に受領しております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注 記 事 項

1．貸借対照表関係

⑴ 保証債務の金額

令和６年度末の債務保証残高は、49,973,595円であります。

⑵ 信用基金の金額

「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平14法144号）第23条第１項の規定に基づく「信用基金」は、「出えん金」として受け入れた305,127,000円であります。

⑶ 繰延税金資産の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	10,941,542円
退職給付引当金	68,055,639円
減価償却費	26,673,223円
未払事業所税	1,747,357円
税務上の繰越欠損金	237,553,478円
繰延税金資産小計	344,971,239円
評価性引当額	△260,636,063円
繰延税金資産合計	84,335,176円

⑷ 固定資産の減損

該当事項はありません。

⑸ その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額 △8,895,726,548円

⑹ 前受金、前受収益のうち、契約負債は以下の通りです。

サイバーセキュリティ業務	68,990,000円
債務保証業務	52,115円
情報処理技術者試験業務	1,059,001,800円

2．行政コスト計算書関係

⑴ 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	21,507,479,343円
自己収入等	△11,122,565,381円
法人税等及び国庫納付額	31,390,835円
機会費用	187,698,123円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	10,604,002,920円

⑵ 機会費用の計上方法

① 政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

② 国等との人事交流による出向職員から生じる機会費用の計算方法

当該職員が国等に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

3．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、要求払預金であります。

⑴ 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（令和７年３月31日現在）

現金及び預金	22,873,423,286円
資金の期末残高	22,873,423,286円

⑵ 重要な非資金取引の内容

翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与える非資金取引はありません。

4．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

5．重要な後発事象

該当事項はありません。

6．重要な会計上の見積り

該当事項はありません。

7．表示方法の変更

該当事項はありません。

8．その他

⑴ 収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

① 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、サイバーセキュリティ業務、情報処理技術者試験業務であり、各事業の主なサービス等の種類は、中核人材育成プログラム提供によるサービス、情報処理技術者試験サービス等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、それぞれ4,605百万円、6,376百万円であります。

② 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人では、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

⑵ 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金及び公社債に限定し、独立行政法人通則法第47条で定められているとおり運用しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法第７条第１項の規定により出資した、非上場株式を保有しております。

②　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、預金、業務未収金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

勘　定　科　目	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
敷金・保証金	898	881	△　16

（注１）市場価格のない株式等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	114
関係会社株式	3,398

（注２）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

敷金・保証金

敷金・保証金の時価は、契約期間と同一の期間の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

⑶　資産除去債務に係る注記

当法人は、本部事務所（東京都文京区）及び産業サイバーセキュリティセンター（秋葉原）（東京都千代田区、以下、「秋葉原事務所」とする）の賃貸借契約書に基づき、本部事務所及び秋葉原事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本部事務所及び秋葉原事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

⑷　退職給付に係る注記

①　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②　確定給付制度

ａ　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金　776,838,300円

退職給付費用　109,748,200円

退職給付の支払額　△25,020,800円

期末における退職給付引当金　861,565,700円

ｂ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用　109,748,200円

③　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、1,821,015円でした。

⑸　不要財産に係る国庫納付等関係

①	資産種類		現金及び預金
②	資産名称		現金及び預金
③	帳簿価額	⑴取得価額	―円
		⑵減価償却	―円
		⑶帳簿価額	334,919,966円
④	不要財産となった理由		出資先の㈱広島ソフトウェアセンターから解散に際して分配された残余財産分配金（334,919,966円）については、出資の根拠法である地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第60号）が平成11年に廃止となり、再投資を行う根拠が失われています。また、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第144号）附則第８条に定められている本出資に係る経理を行う地域事業出資業務勘定は、出資金の管理を行うのみであり、具体的な業務を行うことはできません。以上により、残余財産分配金は法的に使途がないものとなっているためであります。
⑤	国庫納付等の方法		現金及び預金による国庫納付を予定しています。
⑥	譲渡収入の額		該当ありません。
⑦	控除費用		該当ありません。
⑧	国庫納付等の額 納付年月日	⑴国庫納付額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑵地方公共団体への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑶その他民間等への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
⑨	減資額		㈱

㈱　⑧～⑨については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載しておりません。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	試験勘定	事業化勘定	地域事業出資業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	2,323,569,525	△ 562,062,656	△ 265,717,032	△ 2,948,326,146	△ 1,452,536,309
当期総利益	2,323,569,525	468,496,749	0	6,272,031	2,798,338,305
前期繰越欠損金（△）	0	△ 1,030,559,405	△ 265,717,032	△ 2,954,598,177	△ 4,250,874,614
Ⅱ　利益処分額					
積立金	2,323,569,525	0	0	0	2,323,569,525
Ⅲ　次期繰越欠損金	0	△ 562,062,656	△ 265,717,032	△ 2,948,326,146	△ 3,776,105,834

独立行政法人航空大学校令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。詳細については、当校のホームページ（https://www.kouku-dai.ac.jp）に掲載しております。

令和７年10月31日

宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652―２
独立行政法人航空大学校
理事長　井戸川　眞

貸借対照表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
流動資産合計		2,104,388,566	
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
有形固定資産合計	7,011,755,820		
２　無形固定資産			
無形固定資産合計	5,687,029		
３　投資その他の資産			
投資その他資産合計	254,354,085		
固定資産合計		7,271,796,934	
資産合計			9,376,185,500
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
流動負債合計		2,841,330,799	
Ⅱ　固定負債			
固定負債合計		3,111,400,461	
負債合計			5,952,731,260
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
資本金合計		4,915,008,081	
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金合計		△ 913,870,618	
Ⅲ　繰越欠損金			
当期未処理損失	△ 577,683,223		
（うち当期総利益　11,717,128）			
繰越欠損金合計		△ 577,683,223	
純資産合計			3,423,454,240
負債純資産合計			9,376,185,500

行政コスト計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
損益計算書上の費用合計	4,735,815,335	
Ⅱ　その他行政コスト		
その他行政コスト合計	57,077,155	
Ⅲ　行政コスト		4,792,892,490

損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費	3,914,061,448	
一般管理費	709,948,342	
財務費用	73,907,423	
経常費用合計		4,697,917,213
経常収益		
運営費交付金収益	2,314,742,119	
施設費収益	62,798,835	
業務収益	349,247,855	
寄付金収益	1,631,872,508	
賞与引当金見返に係る収益	76,580,302	
退職給付引当金見返に係る収益	64,381,275	
流動資産見返負債戻入	1,913,812	
固定資産見返負債戻入	167,212,779	
雑益	29,689,941	
経常収益合計		4,698,439,426
経常利益		522,213
臨時損失		37,898,122
臨時利益		49,093,037
当期純利益		11,717,128
当期総利益		11,717,128

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金						
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額					資本剰余金合計
				減価償却相当累計額	減損損失相当累計額	利息費用相当累計額	承継資産に係る費用相当累計額	除売却差額相当累計額	
当期首残高	4,915,008,081	4,915,008,081	1,498,337,732	△ 1,793,975,725	△ 585,286,469	0	0	△ 296,481,700	△ 1,177,406,162
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得			320,612,699						320,612,699
固定資産の除売却				404,509				△ 823,089	△ 837,160
減価償却				△ 56,658,575					△ 56,658,575
Ⅲ　利益剰余金（または繰越欠損金）の当期変動額									
⑴　利益の処分又は損失の処理									
⑵　その他									
当期純利益									0
Ⅳ　評価・換算差額等当期変動額（純額）									
当期変動額合計	0	0	320,612,699	△ 56,254,066	0	0	0	△ 823,089	263,116,964
当期末残高	4,915,008,081	4,915,008,081	1,818,950,431	△ 1,850,229,791	△ 585,286,469	0	0	△ 297,304,789	△ 913,870,618

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（または繰越欠損金）				純資産合計
積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益又は当期総損失	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
0	△ 589,400,351	—	△ 589,400,351	3,148,201,568

			0	320,612,699
			0	△ 837,160
			0	△ 56,658,575
	11,717,128	11,717,128	11,717,128	11,717,128
0	11,717,128	11,717,128	11,717,128	274,834,092
0	△ 577,683,223	11,717,128	△ 577,683,223	3,423,454,240

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	639,475,022
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,639,768
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 351,616,142
4	資金に係る換算差額	0
5	資金増加額	256,219,112
6	資金期首残高	1,449,221,773
7	資金期末残高	1,705,440,885

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処理損失		577,683,223
	当期総利益	11,717,128	
	前期繰越欠損金	589,400,351	
Ⅱ	次期繰越欠損金		577,683,223

＜注記＞

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

建物	６年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	６年
航空機	５年
航空機部品	５年～10年
車両運搬具	４年～６年
工具器具備品	４年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

・有形固定資産

航空機（Ｇ58型、ＳＲ22型）

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な訓練機（航空機）です。

飛行訓練装置（Ｇ58型、ＳＲ22型）

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な飛行訓練装置（工具器具備品）です。

学習支援システム

円滑な学生訓練の実施に必要不可欠な装置（工具器具備品）です。

３．賞与引当金の計上基準
　役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
　なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置される見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法
　退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
５．収益及び費用の計上基準
　当校は主な収益を航空機操縦士の養成から生じる収益と認識しており、顧客との契約に基づいて、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授する履行義務を負っております。履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については以下のとおりであります。
（授業料）
　授業の進捗に従い一定の期間にわたって顧客に成果が移転するため、年度末における授業の進捗度に応じて収益を認識しております。
６．棚卸資産の評価基準及び評価方法
　貯蔵品最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。
７．消費税等の会計処理
　消費税の会計処理は、税込方式によっております。

貸借対照表の注記

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる退職給付見積額　311,066,218円
前受金のうち契約負債に該当する翌年度授業料繰越額　72,378,311円
預り寄付金について、翌事業年度に収益化する予定です。

行政コスト計算書の注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	4,792,892,490円
自己収入等	△2,120,397,365円
法人税等及び国庫納付額	—
機会費用	79,850,558円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	2,752,345,683円

２．機会費用の計上方法
⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法
　免除されている空港の着陸料及び航行援助施設利用料は国の着陸料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。
⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
　当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

損益計算書の注記

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は11,757,328円であり、当該影響額を除いた当期純損失は40,200円です。

キャッシュ・フロー計算書の注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,705,440,885円
資金期末残高	1,705,440,885円

２．重要な非資金取引
　ファイナンス・リースによる資産の取得　263,057,818円

金融商品に関する注記

①　金融商品の状況に関する事項
　当校は、資金運用については原則短期的な預金に限定しております。
②　金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
　なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　リース債務	(2,611,546,453)	(2,625,542,268)	(13,995,815)

○リース債務については、１年内支払予定額を含んでおります。
㈱　時価の算定に用いた評価技表及びインプットの説明
　金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。
　レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
　レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
　レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
　時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。
⑴　リース債務
　時価については、新規にリース期間と同一の期間で借り入れた場合に想定される利率で利金の合計額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

退職給付に係る注記

１．採用している退職給付制度の概要
　当校は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。
　非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
２．確定給付制度
⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	243,984,244円
退職給付費用	64,381,275円
退職給付の取崩	△54,043,024円
期末における退職給付引当金	254,322,495円

⑵　退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,381,275円

３．退職等年金給付制度
　当校の退職等年金給付制度への要拠出額　5,204,122円

収益認識に関する注記

当校は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当校は、航空機操縦士養成事業の単一セグメントであるため収益の分解情報を記載しておりません。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計基準に係る事項に関する注記」の５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、72,378,311円であり、当校は当該残存履行義務について履行義務の充足につれて翌年度末までに収益を認識することを見込んでおります。

賃貸等不動産に関する注記

該当ありません。

固定資産の減損処理に関する注記

該当ありません。

会計上の見積もりに関する注記

該当ありません。

重要な債務負担行為

該当ありません。

重要な後発事象

該当ありません。

令和６事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財務諸表に関する公告

機構公告第15号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財務諸表について公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.jrtt.go.jp）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年10月31日

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地１
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　藤田　耕三

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ流動資産		
現金及び預金		415,416,012,367
有価証券		351,700,000,000
電子記録債権		187,261,656
譲渡収入未収金		1,699,719,907,331
船舶未収金	5,581,390,584	
貸倒引当金	－41,970,364	5,539,420,220
未成工事支出金		79,950,367,658
貯蔵品		390,333,817
処分用資産		
処分用有価証券	289,036,357,100	
処分用その他資産	62	289,036,357,162
未収収益		7,038,521,794
賞与引当金見返(注)		14,059,010
１年以内回収予定長期貸付金		6,270,673,000
未収金		82,969,807,489
その他		98,712,066
流動資産合計		2,938,331,433,570
Ⅱ固定資産		
１有形固定資産		
建物	390,140,615,047	
減価償却累計額	－131,684,938,592	258,455,676,455
構築物	6,939,298,889,123	
減価償却累計額	－2,283,409,599,813	4,655,889,289,310
機械装置	415,303,026,643	
減価償却累計額	－261,026,101,318	154,276,925,325
共有船舶	317,999,094,691	
減価償却累計額	－150,390,119,367	
減損損失累計額	－137,542,691	167,471,432,633
車両運搬具	1,962,420	
減価償却累計額	－777,586	1,184,834
工具器具備品	551,607,147	
減価償却累計額	－482,603,095	69,004,052

土　地		836,274,493,827
建設仮勘定		1,104,270,782,378
有形固定資産合計		7,176,708,788,814
２無形固定資産		
借地権		61,455,923,471
施設利用権		101,133,472,788
その他		344,715,136
無形固定資産合計		162,934,111,395
３投資その他の資産		
投資有価証券		745,203,200
関係会社株式		194,697,484
長期貸付金		3,959,090,687,012
長期未収金	35,737,927,612	
貸倒引当金	－53,511,612	35,684,416,000
破産更生債権等	261,902,290	
貸倒引当金	－261,662,290	240,000
退職給付引当金見返(注)		5,333,107
未収貸付料予定額(注)		425,387,429
鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第11条の２退職給付引当金見返(注)		5,624,442,148
その他		496,629,222
投資その他の資産合計		4,002,267,035,602
固定資産合計		11,341,909,935,811
資産合計		14,280,241,369,381
負　債　の　部		
Ⅰ流動負債		
運営費交付金債務(注)		5,967,000
預り補助金等(注)		49,305
短期借入金		3,333,068,000
１年以内償還予定鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		61,000,000,000
１年以内返済予定長期借入金		94,377,293,000
未払金		37,224,268,394
未払費用		8,256,576,400
前受金		9,512,736,480
受託業務前受金		81,625,049,409
預り電子記録債権		187,261,656
引当金		
賞与引当金	1,104,100,527	1,104,100,527
その他		802,485,698
流動負債合計		297,428,855,869
Ⅱ固定負債		
資産見返負債(注)		
資産見返運営費交付金	7,321,253	
資産見返補助金等	3,185,188,613,735	
資産見返負担金	61,514,116,288	

建設仮勘定見返補助金等	677,601,611,900		
建設仮勘定見返負担金	10,428,337,859		
新幹線資産見返負債	850,574,135,850	4,785,314,136,885	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		1,259,100,000,000	
長期借入金		5,177,509,625,000	
長期前受金		122,288,751,068	
引当金			
退職給付引当金	16,802,879,266		
船舶共有契約解除等損失引当金	98,547,320		
共済年金追加費用引当金	173,769,000,000		
恩給負担金引当金	351,361,000		
業務災害補償費引当金	7,541,017,000		
土壌汚染対策等引当金	2,243,946,000	200,806,750,586	
前払年金費用見返(注)		482,780	
債務引継見返勘定(注)		213,397,465,708	
その他		148,520,460	
固定負債合計			11,758,565,732,487
Ⅲ法令に基づく引当金等			
譲渡調整引当金(注)		248,128,410,367	
法令に基づく引当金等合計			248,128,410,367
負債合計			12,304,122,998,723
純資産の部			
Ⅰ資本金			
政府出資金		115,387,342,338	
資本金合計			115,387,342,338
Ⅱ資本剰余金			
資本剰余金		696,354,428,474	
その他行政コスト累計額(注)			
減価償却相当累計額（－）	－18,948,189,401		
減損損失相当累計額（－）	－4,531		
除売却差額相当累計額（－）	－1,118,566,727	－20,066,760,659	
資本剰余金合計			676,287,667,815
Ⅲ利益剰余金			
利益剰余金合計			1,184,416,298,816
Ⅳ評価・換算差額等			
関係会社株式評価差額金(注)		27,061,689	
評価・換算差額等合計			27,061,689
純資産合計			1,976,118,370,658
負債純資産合計			14,280,241,369,381

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ損益計算書上の費用		
建設業務費	335,011,634,147	
海事業務費	21,585,027,455	
地域公共交通等業務費	12,631,828	
鉄道整備助成業務費	14,276,781,350	
特例業務費	1,622,563,346	
鉄道支援助成業務費	20,415,267,523	
一般管理費	4,611,105,434	
財務費用	70,486,757,545	
雑損	549,440,116	
臨時損失	41,764,198	
損益計算書上の費用合計		468,612,972,942

Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	688,510,149	
除売却差額相当額㈱	383,969	
その他行政コスト合計		688,894,118
Ⅲ　行政コスト		469,301,867,060

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
建設業務費			
減価償却費		233,549,852,699	
貸付線維持費		22,274,004,296	
受託業務費		19,777,124,567	
新幹線資産見返負債繰入㈱		22,648,391,795	
その他		36,762,260,790	335,011,634,147
海事業務費			
貨物船保険料分担金		112,705,028	
減価償却費		21,414,781,373	
その他		57,541,054	21,585,027,455
地域公共交通等業務費			
事業管理諸費		12,631,828	12,631,828
鉄道整備助成業務費			
鉄道整備助成費		14,276,781,350	14,276,781,350
資産処分業務費			
処分用資産売却原価			
処分用土地売却原価	9,798,704	9,798,704	
職員給与		99,382,324	
法定福利費		18,518,297	
出向受入職員人件費		22,838,548	
賞与引当金繰入		8,543,665	
外部委託費		978,000	
土壌汚染対策等引当金繰入		422,047,800	
不用資産処理費		47,171,953	
その他		8,031,161	637,310,452
共済関係業務費			
業務災害補償費		782,282,644	
恩給負担金引当金繰入		15,911,000	
日本鉄道共済組合負担金		109,291,162	
その他		77,768,088	985,252,894
鉄道支援助成業務費			
鉄道支援助成金		20,415,267,523	20,415,267,523
一般管理費			
役職員給与		2,369,249,158	
法定福利費		391,527,514	
出向受入職員人件費		191,174,727	
借料及び損料		366,354,818	
賞与引当金繰入		223,087,253	
退職給付費用		213,288,909	
減価償却費		111,852,442	
租税公課		186,885,975	
その他		557,684,638	4,611,105,434
財務費用			
支払利息		70,304,072,129	
債券発行費		161,622,667	
その他		21,062,749	70,486,757,545
雑損			549,440,116
経常費用合計			468,571,208,744
経常収益			
運営費交付金収益㈱			292,134,760
鉄道施設譲渡利息収入			64,146,235,758
鉄道施設賃貸収入			131,744,992,214
船舶使用料収入			23,423,536,976
貸付金利息収入			29,520,103,606
処分用資産売却収入			
処分用土地売却収入		9,947,924	9,947,924

受託業務収入		
政府等受託業務収入	111,500,616	
その他の受託業務収入	19,665,623,951	19,777,124,567
補助金等収益㈱		14,289,179,941
賞与引当金見返に係る収益㈱		14,059,010
退職給付引当金見返に係る収益㈱		3,020,727
資産見返補助金等戻入㈱		156,240,374,592
建設仮勘定見返補助金等戻入㈱		295,768,459
貸倒引当金戻入益		153,224,038
船舶共有契約解除等損失引当金戻入益		152,362,564
共済年金追加費用引当金戻入益		3,130,619,000
業務災害補償費引当金戻入益		1,149,638,170
その他		14,098,810,932
財務収益		
受取利息	1,810,652,147	1,810,652,147
雑益		1,265,648,499
経常収益合計		461,517,433,884
経常損失		7,053,774,860
臨時損失		
損害賠償金	13,326,770	
固定資産除却損	988,004	
固定資産売却損	13,421,724	
災害による損失	14,027,700	41,764,198
臨時利益		
固定資産売却益	432,934	432,934
当期純損失		7,095,106,124
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱		919,303
当期総損失		7,094,186,821

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金	Ⅳ　評価・換算差額等	純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計		関係会社株式評価差額金	
			減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）				
当期首残高	115,337,342,338	692,320,482,843	－18,260,929,190	－4,531	－1,116,932,820	672,942,616,302	1,191,570,606,782	80,758,891	1,979,931,324,313
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
出資金の受入	50,000,000								50,000,000
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
固定資産の取得		4,033,945,631	0	0	0	4,033,945,631			4,033,945,631
固定資産の除売却		0	1,249,938	0	－1,633,907	－383,969			－383,969
減価償却		0	－688,510,149	0	0	－688,510,149			－688,510,149

Ⅲ　利益剰余金の当期変動額（純額）							−7,154,307,966		−7,154,307,966
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）								−53,697,202	−53,697,202
当期変動額合計	50,000,000	4,033,945,631	−687,260,211	0	−1,633,907	3,345,051,513	−7,154,307,966	−53,697,202	−3,812,953,655
当期末残高	115,387,342,338	696,354,428,474	−18,948,189,401	−4,531	−1,118,566,727	676,287,667,815	1,184,416,298,816	27,061,689	1,976,118,370,658

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	−333,632,893,384
人件費支出	−16,263,205,777
鉄道助成補助金支出	−14,861,004,486
鉄道支援助成金支出	−20,003,982,255
共済年金追加費用の支払による支出	−36,846,381,000
恩給負担金の支払による支出	−80,893,000
業務災害補償費の支払による支出	−2,487,362,296
その他の業務支出	−65,049,389,065
出資による支出	−50,000,000
処分用資産取得支出	−39,000,296,400
運営費交付金収入	308,842,000
鉄道施設譲渡収入	53,903,007,472
鉄道施設賃貸収入	135,350,088,777
海外業務収入	35,920,842
海事業務収入	23,480,501,990
地域公共交通等業務収入	3,932,790,289
鉄道助成業務収入	98,326,620,271
処分用資産売却収入	9,947,924
受託業務収入	27,597,535,521
貸付による支出	−61,429,279,270
貸付金の回収による収入	7,272,410,694
補助金等収入	152,788,345,529
その他の業務収入	5,712,953,935
小　計	−80,985,721,689
利息及び配当金の受取額	1,258,815,704
利息の支払額	−70,819,567,147
国庫納付金の支払額	−59,201,842
業務活動によるキャッシュ・フロー	−150,605,674,974
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	−351,700,000,000
有価証券の償還による収入	264,400,000,000
有形固定資産の取得による支出	−25,146,580,720
有形固定資産の売却による収入	3,409,732,539
無形固定資産の取得による支出	−58,840,338
定期預金の預入れによる支出	−1,142,200,000,000
定期預金の払戻しによる収入	1,420,400,000,000
資産除去債務の履行による支出	−8,107,000
その他	9,000,156
投資活動によるキャッシュ・フロー	169,105,204,637
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	3,333,068,000
短期借入金の返済による支出	−288,414,000
債券の発行による収入	59,800,000,000
債券の償還による支出	−113,500,000,000
長期借入れによる収入	124,325,923,000
長期借入金の返済による支出	−109,447,970,000
政府出資金の受入れによる収入	50,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	−35,727,393,000
Ⅳ　資金に係る換算差額	0
Ⅴ　資金減少額	−17,227,863,337
Ⅵ　資金期首残高	150,943,875,704
Ⅶ　資金期末残高	133,716,012,367

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年10月31日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［２］⑵①のうち、「ＥＴＣ車。」を「ＥＴＣ車」に改め、同③のうち、「令和６年９月２日から令和６年９月14日まで」を「令和７年11月10日から令和７年11月22日まで」に改め、同⑤のうち、「割引制度」を削り、「実施した料金」を「適用した後の料金」に改める。

３．［４］⑶③のうち、「令和６年」を「令和７年」に改める。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

札幌市清田区真栄五条一丁目二番一号

合同会社大結

代表清算人　池畑　芳則

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

札幌市東区伏古十三条五丁目九番一四号

大英通商株式会社

代表清算人　菅谷　一英

解散公告

当社は、令和七年九月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

北海道苫小牧市字沼ノ端九一九番地の五四

有限会社ユウケイ工業

清算人　鈴木　隆明

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

青森県八戸市下長六丁目六番一八号

有限会社ミウラ

清算人　三浦　健史

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢一四六番地三七

有限会社児玉組

清算人　児玉　節子

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

福島県いわき市常磐下船尾町古内二九五番地の二

株式会社フェイサー

代表清算人　櫻井みゆき

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

福島県福島市野田町大檀二〇番地の七

有限会社ふくしま先達窯

清算人　清水　英哉

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字甚九郎沢山一〇九七番地一〇九　有限会社やま企画

清算人　山形　保夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

茨城県つくば市上広岡一一二番一

株式会社蔵工房

代表清算人　倉川　郁夫

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

茨城県常陸太田市大里町三九一一番地の一

株式会社夢創

代表清算人　山口　誠子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

茨城県水戸市千波町一七九九番地の六四

水戸大洋薬品株式会社

代表清算人　村上　稠

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

栃木県佐野市戸室町九八九番地

有限会社三好運輸

清算人　髙島　忠之

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町四〇九番地一

株式会社八洲

代表清算人　南波　将彦

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原四五三番地

有限会社サンウィング

清算人　丸山ミツ江

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

群馬県太田市只上町二〇一番地三

有限会社フルハウス・インターナショナル

清算人　小林　正男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目四番三号

株式会社ＪＯＹ　ＳＰＡＲＫ

代表清算人　井山　道欧

解散公告

当社は、令和七年九月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

さいたま市中央区下落合六丁目一五番二一号ルルマル一〇一

株式会社アンド・イーエス

代表清算人　佐藤恵梨子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

千葉県八千代市萱田町七七五番地一三

渡辺商事株式会社

代表清算人　渡辺　雅男

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

千葉県山武郡芝山町岩山二三一三番地四

ホライゾン・インターナショナル・カーゴ・ジャパン株式会社

代表清算人　二宮　翔平

連絡先　東京都千代田区内幸町二丁目二番三号日比谷国際ビル一八階

弁護士法人中央総合法律事務所

解散公告

当社は、令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

千葉県市川市本行徳三八番八号

有限会社ユーエムファクトリー

清算人　内山　雄介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都大田区大森東四丁目三八番八号

株式会社ニチデン

代表清算人　戸田里加子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号大手町プレイスイーストタワー

エスティージェイ・ティラワターミナル株式会社

代表清算人　升岡　裕善

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ＬＯＧＩ　ＦＬＡＧ６号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目九番四号

スター信用保証株式会社

代表清算人　徳山　世鎮

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都板橋区大門四丁目一四番二〇三号

株式会社四方森

代表清算人　森　裕美子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目一番一五号Ｌ．Ｂｉｚ御茶ノ水六Ｆ

圓通ロジスティクス株式会社

代表清算人　森田　剛

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａ二・四Ｆ

ＳＤＩ先端技研株式会社

代表清算人　村田　正樹

解散公告

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条の三第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都台東区蔵前三丁目一六番四号

桂ビル興業株式会社

代表清算人　田中　静江

解散公告

当社は、令和七年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都豊島区駒込六丁目二六番一〇号

ペットサポート合同会社

清算人　茂木　康子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都新宿区新宿五丁目一五番六光陽ビル七〇四号

ＨＡＮＤＡ　ＴＯＫＹＯ株式会社

代表清算人　永井　虹子

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　Ｆｏｒｔ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ　Ｆｏｒｔ合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティＡ棟二八階

特定非営利活動法人日本プライマリーケア推進協会

清算人　井領　英雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区神田紺屋町三四番地

家全七福酒家株式会社

代表清算人　徐　維均

解散公告

当社は、令和七年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都大田区本羽田三丁目七番八号サンライフハイツ五〇三号室　株式会社ＫＳＣ

代表清算人　桑原　颯唯

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号

株式会社売上アップサポート

代表清算人　山本　範佳

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都大田区京浜島二丁目七番八号

株式会社光機械製作所

代表清算人　菰田　優

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号シルク恵比寿四Ｆ　株式会社デジタイグレード

代表清算人　小野　勇樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都練馬区北町二丁目三六番三号

合同会社スカイビーチステーブル

清算人　小濵　正博

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都足立区本木南町一八番二〇号

アドバンス有限会社

代表清算人　小松原裕子

解散公告

当社は、令和七年十月十四日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

ＭＯＬロジスティクス・タンクコンテナ株式会社　代表清算人　三好裕次郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

東京都台東区台東二―二三―一二プラチナフォルム上野秋葉原Ⅲ二〇三号室

Ｇ・ＧＥＭＳ株式会社

代表清算人　孔　維奇

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

神奈川県相模原市南区相模台一丁目二三番九号

株式会社エイエムシイ

代表清算人　古川　彰久

解散公告

当社は、令和７年９月１日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

神奈川県相模原市中央区田名五七七〇番地

有限会社石川製作所

清算人　石川　智可

解散公告

当社は、令和７年10月16日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

川崎市中原区上小田中三丁目二九番一―九一四号

合同会社メイプルホーム

清算人　高嶺　豊宏

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

横浜市西区東久保町三番一六号

一株式会社

代表清算人　阿部　一男

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

岐阜県美濃加茂市三和町川浦一五四六番地の一

有限会社オークラ化成

清算人　黄倉　克哉

解散公告

当社は、令和７年９月12日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

富山県高岡市羽広五一〇番地

有限会社竹内商店

清算人　竹内美智代

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

滋賀県米原市春照一一三八番地

株式会社ライフサポート逢衣

代表清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

滋賀県長浜市湯次町一五五番地

株式会社アクアス

代表清算人　坂下　嘉彦

解散公告

当社は、令和７年10月23日付け株主総会の決議により令和７年10月31日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町一番地の一

株式会社ＳＣＲＥＥＮキャリアサービス

代表清算人　山永　英昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

京都市右京区嵯峨石ヶ坪町一番地の六一

有限会社塩谷建築構造設計事務所

清算人　塩谷　勝計

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

京都府舞鶴市字寺内一六六番地―二〇一号

株式会社Ｔ―ＬＩＮＥ

代表清算人　谷　賢一

解散公告

当社は、令和７年７月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

大阪府吹田市芳野町一〇番八号

マルイ輸出繊維梱包株式会社

代表清算人　泉　誠

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

大阪府堺市堺区砂道町二丁二番一七号

南海衡器株式会社

代表清算人　大池　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

大阪市中央区東心斎橋一丁目三番一〇号

株式会社のぞみ建設

代表清算人　竹原　絵美

解散公告

当社は、令和７年10月16日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

大阪市都島区東野田町四丁目一―五吉升ビル三〇三室

明燈株式会社

代表清算人　余　敬　衍

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年10月31日

大阪府堺市中区深井水池町二八三三番地の一

有限会社マーメイド画廊

清算人　西尾　栄一

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目一番四五号
新大阪八千代ビル三階Ｎ号室
株式会社スリーエスメディカル
代表清算人　清水　晶代

解散公告

当社は、令和七年十月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪市此花区西島二―一―二九
合同会社イデア
清算人　本田　雅史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪府東大阪市加納五丁目二番三号
有限会社三輪金型製作所
清算人　三輪　達也

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪市淀川区木川西四丁目三番一九号
有限会社チェリーヒル興産
清算人　足立友季世

解散公告

当社は、令和七年十月十六日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪府東大阪市鴻池町二丁目二番六号
合同会社はしもと工房
清算人　橋本　幸夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪府東大阪市松原一丁目一八番九号
株式会社谷内ゴム工業所
代表清算人　谷内　純子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪市北区野崎町一番二五号新大和ビル七〇二
もりふく株式会社
代表清算人　伊藤　義孝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

奈良県葛城市尺土二六四番地
株式会社カナヰニット
代表清算人　金井　幸康

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第二項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

鳥取県八頭郡若桜町大字**春**米六三五番地一
三　一般財団法人若桜町観光開発事業団
代表清算人　山根　勝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

徳島市伊月町一丁目四九番地
株式会社キミラボ
代表清算人　桑野　一輝

解散公告

当社は、令和七年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二五八番地
二Ｋａｄｅｎａビル二階一〇一号
株式会社Ｒ＆Ｓ
代表清算人　チェン　イ　マン　ルビー

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月二十九日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により令和七年九月二十二日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

さいたま市浦和区前地三丁目八番一三号
医療法人聖医会久保皮膚科医院
清算人　久保　和夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

京都府綾部市井倉町舘一〇番地
宗教法人金綾教会
清算人　大槻　秀子

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年六月十九日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和五年七月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

大阪府大阪市旭区太子橋一丁目一番一号
ロンポトー一〇五号室　医療法人仁慈会
清算人　髙橋　仁子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年九月二十五日開催の定期大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

熊本県八代市十条町一番一号
松木産業労働組合
清算人　谷口　靖

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

北海道北見市春光町二丁目一五五番地の六
医療法人社団みずもと小児科
清算人　水本　雅彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

北海道釧路郡釧路町南陽台一丁目一三番地
医療法人社団歯星会
清算人　竹林　雪香

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

栃木県鹿沼市銀座一丁目一八七二番地

医療法人杏仁会

清算人　大谷　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

神奈川県秦野市南矢名四丁目一二番一二号

医療法人社団須藤産科婦人科医院

清算人　須藤　廣子

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

富山県射水市戸破二五三三番地

宗教法人妙休寺

清算人　笹山　浄範

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

滋賀県近江八幡市鷹飼町五四五番地の四

医療法人社団久我内科医院

清算人　久我　正文

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

滋賀県彦根市長曽根南町三九五番地の七

医療法人たかはし整形外科

清算人　高橋　直久

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月二十日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

香川県丸亀市中府町五六七番地

宗教法人石鎚本教丸亀教会

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

香川県仲多度郡まんのう町造田一三八番地

宗教法人誠光教聖天教會

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十九日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月三十一日

長崎市宿町二七番地三

医療法人川本内科医院

清算人　川本　充

第 59 期 決 算 公 告

令和７年３月27日

東京都文京区本駒込二丁目28番８号

クラリアントジャパン株式会社

代表取締役　伊藤　弘治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,424,028
	固定資産	661,610
	合計	5,085,638
負債及び純資産の部	流動負債	3,016,673
	固定負債	98,611
	株主資本	1,970,354
	資本金	450,000
	利益剰余金	1,520,354
	利益準備金	432,522
	その他利益剰余金	1,087,832
	（うち当期純利益）	(280,613)
	合計	5,085,638

第 12 期 決 算 公 告

令和７年３月 27 日

東京都文京区本駒込二丁目28番８号

グローバル・アミンズ・ジャパン株式会社

代表取締役　クー・エンハン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,057,064
	固定資産	35,327
	合計	1,092,391
負債及び純資産の部	流動負債	496,997
	固定負債	0
	株主資本	595,394
	資本金	30,000
	利益剰余金	565,394
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	545,394
	（うち当期純利益）	(164,294)
	合計	1,092,391

第 13 期 決 算 公 告

令和７年10月31日

山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役社長　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨　（令和２年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	916,257	流動負債	831,918
固定資産	179,686	（うち賞与引当金）	(33,600)
		固定負債	123,377
		負債合計	**955,296**
		株主資本	140,647
		資本金	20,000
		資本剰余金	62,600
		資本準備金	62,600
		利益剰余金	58,046
		利益準備金	400
		その他利益剰余金	57,646
		（うち当期純利益）	(60,748)
		純資産合計	**140,647**
資産合計	**1,095,943**	**負債・純資産合計**	**1,095,943**

第５期決算公告

2025年10月31日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社ＨＡＬＶＯ技術研究所
代表取締役　吉泉　秀樹

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,369
	固定資産	3,538
	合計	32,908
負債及び純資産の部	流動負債	15,395
	株主資本	17,512
	資本金	20,000
	利益剰余金	△2,487
	その他利益剰余金	△2,487
	（うち当期純損失）	（2,081）
	合計	32,908

第11期決算公告

2025年10月31日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　北方　隆士

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	567
	固定資産	29
	合計	596
負債及び純資産の部	流動負債	147
	賞与引当金	6
	その他	140
	株主資本	449
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	249
	その他利益剰余金	249
	（うち当期純利益）	（248）
	合計	596

第52期決算公告

2025年10月31日
東京都新宿区揚場町１番21号
株式会社イズミコンサルティング
代表取締役　小池　康仁

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,080,347
	固定資産	1,096,014
	資産合計	3,176,361
負債及び純資産の部	流動負債	577,603
	賞与引当金	21,885
	固定負債	162,147
	退職給付引当金	71,684
	株主資本	2,436,611
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,336,611
	利益準備金	1,044
	その他利益剰余金	2,335,567
	（うち当期純利益）	（428,479）
	負債・純資産合計	3,176,361

第１期決算公告

令和７年10月31日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎ノ門ヒルズ森タワー29階
Centauri Technology Japan株式会社
代表取締役　リガン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,000
	固定資産	—
	資産合計	5,000
負債及び純資産の部	流動負債	1,389
	固定負債	—
	株主資本	3,610
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,389
	その他利益剰余金	△1,389
	（うち当期純損失）	（1,389）
	負債・純資産合計	5,000

第３期決算公告

令和７年10月31日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
虎ノ門ヒルズ森タワー29階
Tenpay Global Japan株式会社
代表取締役　陳　起　儒

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,103
	固定資産	—
	資産合計	8,103
負債及び純資産の部	流動負債	6,035
	固定負債	—
	株主資本	2,068
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,931
	その他利益剰余金	△7,931
	（うち当期純損失）	（507）
	負債・純資産合計	8,103

第５期決算公告

2025年10月31日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社Ｒｅｃｌｉｓ
代表取締役　青山　茜

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,793
	固定資産	4
	合計	5,798
負債及び純資産の部	流動負債	10,321
	株主資本	△4,523
	資本金	30,000
	利益剰余金	△34,523
	その他利益剰余金	△34,523
	（うち当期純損失）	（4,449）
	合計	5,798

第59期決算公告

令和７年10月31日
名古屋市中川区東起町四丁目143番地
株式会社名港液化ガス
代表取締役　奥村　元

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	388,642
	固定資産	591,230
	繰延資産	2,250
	合計	982,122
負債及び純資産の部	流動負債	264,334
	固定負債	376,724
	株主資本	341,063
	資本金	99,500
	資本剰余金	89,500
	利益剰余金	164,242
	その他利益剰余金	159,342
	（うち当期純損失）	（155,273）
	自己株式	△12,178
	合計	982,122

第11期決算公告

2025年10月31日
静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町1044番地の２
リンクウィズ株式会社
代表取締役　吹野　豪

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	216,938
	固定資産	70,531
	資産合計	287,469
負債及び純資産の部	流動負債	50,636
	固定負債	703,664
	株主資本	△466,831
	資本金	100,000
	資本剰余金	265,729
	資本準備金	265,729
	利益剰余金	△832,561
	その他利益剰余金	△832,561
	（うち当期純損失）	（343,233）
	負債・純資産合計	287,469

第２期決算公告

令和７年10月31日
東京都国立市東一丁目16番地17・５階
株式会社ｆｏｕｆｏｕ
代表取締役　髙坂　昇兵

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,449
	固定資産	270,951
	合計	345,400
負債及び純資産の部	流動負債	145,931
	固定負債	240,000
	株主資本	△40,530
	資本金	8,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△48,530
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△48,530
	（うち当期純損失）	（47,034）
	合計	345,400

第36期決算公告

令和７年10月31日
大阪市東淀川区東中島１―19―４
シプロ化成株式会社
代表取締役　白石　泰章

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,125,396
	固定資産	3,150,975
	合計	7,276,371
負債及び純資産の部	流動負債	2,909,029
	固定負債	1,543,862
	株主資本	2,823,478
	資本金	96,600
	利益剰余金	2,726,878
	利益準備金	24,150
	その他利益剰余金	2,702,728
	（うち当期純利益）	（183,938）
	合計	7,276,371

第37期決算公告

令和７年10月14日
大阪府堺市堺区海山町５丁176番６号
ミドリ安全堺株式会社
代表取締役　出口　剛

貸借対照表の要旨
（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	458,310
	固定資産	791
	合計	459,101
負債及び純資産の部	流動負債	354,185
	株主資本	104,916
	資本金	10,000
	利益剰余金	94,916
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	92,416
	（うち当期純利益）	（92,013）
	合計	459,101

第53期決算公告

令和７年10月31日
神奈川県厚木市岡田３―４―10
株式会社県央冠婚葬祭互助会
代表取締役　鈴木　良太

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	107,661
	固定資産	1,191,904
	資産合計	1,299,565
負債及び純資産の部	流動負債	825,523
	固定負債	268,312
	負債合計	1,093,835
	株主資本	205,730
	資本金	20,000
	利益剰余金	185,730
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	180,730
	（うち当期純利益）	（5,155）
	純資産合計	205,730
	負債・純資産合計	1,299,565

第 15 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役社長　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨　（令和４年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	572,316	流動負債	394,908
固定資産	405,094	（うち賞与引当金）	(22,149)
		固定負債	203,176
		負債合計	**598,084**
		株主資本	379,326
		資本金	20,000
		資本剰余金	62,600
		資本準備金	62,600
		利益剰余金	296,725
		利益準備金	1,500
		その他利益剰余金	295,225
		（うち当期純利益）	(52,985)
		純資産合計	**379,326**
資産合計	**977,410**	**負債・純資産合計**	**977,410**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役社長　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨　（令和３年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	592,218	流動負債	425,062
固定資産	407,748	（うち賞与引当金）	(20,000)
		固定負債	238,564
		負債合計	**663,626**
		株主資本	336,341
		資本金	20,000
		資本剰余金	62,600
		資本準備金	62,600
		利益剰余金	253,740
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	253,240
		（うち当期純利益）	(196,693)
		純資産合計	**336,341**
資産合計	**999,967**	**負債・純資産合計**	**999,967**

第 36 期 決 算 公 告

2025年10月31日　仙台市青葉区大町一丁目４番１号
株式会社鰐設計
代表取締役　八乙女　浩

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	248,984	流動負債	99,824
固定資産	76,636	賞与引当金	2,213
		固定負債	74,616
		退職給付引当金	15,448
		株主資本	150,984
		資本金	29,000
		利益剰余金	121,984
		その他利益剰余金	121,984
		（うち当期純利益）	(63,711)
		評価・換算差額等	195
		その他有価証券評価差額金	195
資産合計	**325,620**	**負債・純資産合計**	**325,620**

第 16 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　山梨県甲府市太田町９番７号
株式会社エーティーエルシステムズ
代表取締役社長　佐藤　公紀

貸借対照表の要旨　（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	634,036	流動負債	423,388
固定資産	494,967	（うち賞与引当金）	(30,216)
		固定負債	184,456
		負債合計	**607,844**
		株主資本	521,158
		資本金	20,000
		資本剰余金	62,600
		資本準備金	62,600
		利益剰余金	438,557
		利益準備金	1,760
		その他利益剰余金	436,797
		（うち当期純利益）	(144,432)
		純資産合計	**521,158**
資産合計	**1,129,003**	**負債・純資産合計**	**1,129,003**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　東京都文京区本郷一丁目34番４号
株式会社松下環境産業
代表取締役社長　有馬　庸介

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	119,456,602	流動負債	122,261,398
固定資産	8,553,789	（賞与引当金）	(6,400,000)
無形固定資産	30,300	（完成工事保証引当金）	(453,177)
投資その他の資産	8,523,489	固定負債	5,393,589
繰延資産	290,000	（退職給付引当金）	(5,393,589)
		負債合計	**127,654,987**
		株主資本	645,404
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	△29,354,596
		その他利益剰余金	△29,354,596
		（うち当期純損失）	(9,261,539)
		純資産合計	**645,404**
資産合計	**128,300,391**	**負債・純資産合計**	**128,300,391**

第 9 期 決 算 公 告

2025年10月31日　東京都新宿区下宮比町２番１号
ＩＺＵＭＩグループ株式会社
代表取締役　小池　康仁

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	126,411	流動負債	186,737
固定資産	2,401,293	賞与引当金	498
		固定負債	379,266
		退職給付引当金	5,756
		株主資本	1,961,701
		資本金	30,000
		資本剰余金	2,155,961
		資本準備金	155,961
		その他資本剰余金	2,000,000
		利益剰余金	△224,259
		その他利益剰余金	△224,259
		（うち当期純利益）	(77,432)
資産合計	**2,527,704**	**負債・純資産合計**	**2,527,704**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　東京都港区港南二丁目16番４号
ライフバンテージジャパン株式会社
代表取締役　スティーブン・リチャード・ファイフ

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,219,228	流動負債	681,646
固定資産	230,355	固定負債	138,384
投資その他の資産	38,932	（返品調整引当金）	(4,220)
		負債合計	**820,031**
		株主資本	668,484
		資本金	9,900
		資本剰余金	9,800
		資本準備金	9,800
		利益剰余金	648,784
		その他利益剰余金	648,784
		（うち当期純利益）	(53,769)
		純資産合計	**668,484**
資産合計	**1,488,516**	**負債・純資産合計**	**1,488,516**

第 18 期 決 算 公 告

令和７年10月31日
東京都新宿区西新宿６－５－１新宿アイランドタワー４階
ＤＲＣ医薬株式会社
代表取締役　岡崎　成実

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	64,499	流動負債	90,101
固定資産	11,713	賞与引当金	637
		その他	89,463
		固定負債	824,141
		株主資本	△838,029
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	△908,029
		その他利益剰余金	△908,029
		（うち当期純損失）	(266,952)
資産合計	**76,212**	**負債・純資産合計**	**76,212**

第９期決算公告

2025年10月31日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
株式会社ＨＡＬＶＯホールディングス
代表取締役社長兼ＣＯＯ　永原　一佳

貸借対照表の要旨　（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,815	流動負債	203,135
固定資産	789,436	固定負債	340,437
無形固定資産	650	株主資本	270,678
投資その他の資産	788,786	資本金	100,000
		資本剰余金	39,800
		資本準備金	24,900
		その他資本剰余金	14,900
		利益剰余金	130,878
		その他利益剰余金	130,878
		（うち当期純利益）	（19,919）
資産合計	814,251	負債・純資産合計	814,251

第56期決算公告

2025年10月31日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目２番10号
グリーン＆ウォーター株式会社
代表取締役社長兼ＣＯＯ　永原　一佳

貸借対照表の要旨　（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,693,455	流動負債	1,032,585
固定資産	230,576	固定負債	144,380
有形固定資産	115,154	株主資本	747,066
無形固定資産	32,731	資本金	100,000
投資その他の資産	82,690	資本剰余金	204,525
		その他資本剰余金	204,525
		利益剰余金	442,541
		利益準備金	54,849
		その他利益剰余金	387,692
		（うち当期純利益）	（40,419）
資産合計	1,924,032	負債・純資産合計	1,924,032

第74期決算公告

令和７年10月31日

香川県高松市林町475番地１
青葉工業株式会社
代表取締役　葛西　剛

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,045,878	流動負債	1,398,647
固定資産	1,214,084	（賞与引当金）	（20,800）
		固定負債	216,125
		（建物解体引当金）	（7,936）
		（退職給与引当金）	（126,281）
		（補助金返還引当金）	（6,011）
		株主資本	3,645,190
		資本金	90,000
		利益剰余金	3,555,190
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	3,532,690
		（うち当期純利益）	（128,032）
資産合計	5,259,962	負債・純資産合計	5,259,962

第11期決算公告

令和７年６月13日　静岡県静岡市葵区常磐町２丁目６番地の８
株式会社エナジーライン
代表取締役社長　林　直孝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	571,183	流動負債	219,248
固定資産	85,035	（うち賞与引当金）	（29,821）
		固定負債	187,225
		（うち退職給付引当金）	（186,259）
		（うち役員株式給付引当金）	（965）
		株主資本	249,745
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	49,745
		その他利益剰余金	49,745
		（うち当期純利益）	（15,757）
資産合計	656,219	負債・純資産合計	656,219

第26期決算公告

令和７年９月29日

東京都港区北青山１丁目２番３号
ＣＳＬベーリング株式会社
代表取締役　吉田いづみ

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,421	流動負債	15,862
固定資産	2,089	固定負債	2,348
		株主資本	18,367
		資本金	95
		資本剰余金	55
		資本準備金	55
		利益剰余金	18,217
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	18,179
		（うち当期純利益）	（3,703）
		評価・換算差額等	△　67
		年金数理差異	△　67
資産合計	36,510	負債・純資産合計	36,510

第２期決算公告

令和７年10月31日　群馬県利根郡片品村花咲2797－２
スマートグリーンエネルギー片品株式会社
代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27	流動負債	200
固定資産	454	固定負債	296
繰延資産	—	負債合計	496
		株主資本	△14
		資本金	10
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		利益剰余金	△24
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△24
		（うち当期純損失）	（24）
		純資産合計	△14
資産合計	482	負債・純資産合計	482

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和七年十月三十一日に取り扱いを終了する、左記会社発行の前払式支払手段について、左記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

一　払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社小田原百貨店

二　払戻しに係る前払式支払手段の種類
商品券（五百円券、千円券）

三　払戻しの申出期間
令和七年十一月二日（日曜日）九時〇〇分から令和八年一月三十一日（土曜日）二十時〇〇分まで
※当該払戻し申出期間内に申出をいただけない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

四　払戻しに関する問い合わせ先
株式会社小田原百貨店　事務局
〇四六五－二三－二二三四（九時〇〇分から十七時〇〇分まで）

令和七年十月三十一日
小田原市栄町二丁目七番八号
株式会社小田原百貨店

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社義津屋は、令和七年十月三十一日で利用終了しましたヨシヅヤ商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、左記のとおり払戻しを行います。

一　払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社義津屋

二　払戻しを行う前払式支払手段の種類
令和六年十月三十一日以前発行分の二種
ヨシヅヤ商品券（一千円）
ヨシヅヤ商品券（五百円）

三　払戻しの申出期間
令和七年十一月一日～令和八年一月三十一日　※当該申出期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

四　お問い合わせ先　株式会社義津屋　愛知県津島市新開町一丁目六番地
電話　〇五六七－二三－七一〇〇
（午前一〇時～午後六時・土日祝除く）

令和七年十月三十一日
株式会社義津屋

第 14 期 決 算 公 告

令和７年10月31日
東京都品川区東品川二丁目４番11号野村不動産天王洲ビル
ジェットスター・インターナショナル・グループ・ジャパン株式会社
代表取締役　横田　敏章

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	207,077	流動負債	8,648,482
		固定負債	619,225
		関連会社への将来負担に関する引当金	619,225
		株主資本	△9,060,630
		資本金	1,000
		資本剰余金	9,784,925
		その他資本剰余金	9,784,925
		利益剰余金	△18,846,555
		その他利益剰余金	△18,846,555
		（うち当期純損失）	（743,446）
資産合計	207,077	負債・純資産合計	207,077

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　東京都新宿区北新宿二丁目21番１号
株式会社エスコホールディングス
代表取締役　安西　裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	244	流動負債	1,706
固定資産	2,818	固定負債	1,025
		株主資本	331
		資本金	100
		資本剰余金	587
		その他資本剰余金	587
		利益剰余金	143
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	136
		（うち当期純利益）	（60）
		自己株式	△500
資産合計	3,063	負債・純資産合計	3,063

第 14 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社オープンアップコンストラクション
代表取締役　保苅　浩史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,164,468	流動負債	749,139
固定資産	137,621	賞与引当金	146,914
		役員賞与引当金	758
		固定負債	2,175
		株主資本	550,774
		資本金	40,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	470,774
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	460,774
		（うち当期純利益）	（32,359）
資産合計	1,302,089	負債・純資産合計	1,302,089

第 7 期 決 算 公 告

令和７年10月31日　東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社夢真
代表取締役　髙比良直人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,374,019	流動負債	5,915,354
固定資産	1,712,921	賞与引当金	564,993
		役員賞与引当金	5,182
		固定負債	197,423
		株主資本	6,974,162
		資本金	110,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	6,794,162
		その他利益剰余金	6,794,162
		（うち当期純利益）	（4,068,715）
資産合計	13,086,940	負債・純資産合計	13,086,940

第４期決算公告

令和７年10月31日
大阪府枚方市招提田近三丁目22番地１
ＮＩＣコーポレーション株式会社
代表取締役　松原　潔

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,448
	固定資産	270,823
	繰延資産	124
	合計	286,394
負債純資産の部	流動負債	992
	固定負債	280,000
	株主資本	5,402
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,402
	その他利益剰余金	4,402
	（うち当期純利益）	（4,521）
	合計	286,394

第 25 期 決 算 公 告

令和７年10月31日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
さくらインベストメンツ特定目的会社
取締役　本郷　雅和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	17,561,538	流動負債	1,306,905
特定資産合計	17,561,538	固定負債	12,362,590
		負債合計	13,669,496
その他の資産の部		社員資本	4,356,001
流動資産	408,841	特定資本金	150
繰延資産	55,118	優先資本金	4,017,300
		剰余金	338,551
		当期未処分利益	338,551
その他の資産合計	463,959	純資産合計	4,356,001
資産合計	18,025,498	負債・純資産合計	18,025,498

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,018,070
営業費用	677,296
営業利益	340,773
営業外収益	1,516
営業外費用	3,046
経常利益	339,243
税引前当期純利益	339,243
法人税等	692
当期純利益	338,551

第 76 期決算公告

2025年10月10日
大阪市中央区上本町西一丁目２番19号
株式会社エスエスケイ
代表取締役　佐々木恭一

貸借対照表の要旨（2025年７月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	21,058,407
	固定資産	12,961,632
	合計	34,020,040
負債純資産の部	流動負債	10,541,018
	固定負債	2,442,642
	株主資本	19,947,846
	資本金	98,280
	資本剰余金	151,000
	利益剰余金	19,698,566
	利益準備金	24,570
	その他利益剰余金	19,673,996
	（うち当期純利益）	（461,937）
	評価・換算差額等	1,088,532
	合計	34,020,040

第 61 期 決 算 公 告

令和７年３月24日
東京都文京区本駒込二丁目28番８号
クラリアント触媒株式会社
代表取締役　伊藤　弘治

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,006	流動負債	7,356
固定資産	2,216	固定負債	198
		株主資本	3,668
		資本金	543
		資本剰余金	301
		資本準備金	301
		利益剰余金	2,823
		利益準備金	211
		その他利益剰余金	2,612
資産合計	11,222	負債・純資産合計	11,222

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,721
売上原価	15,219
売上総利益	6,502
販売費及び一般管理費	3,714
営業利益	2,788
営業外収益	281
営業外費用	7
経常利益	3,062
特別損失	17
税引前当期純利益	3,045
法人税、住民税及び事業税	840
法人税等調整額	11
当期純利益	2,194

第１期決算公告

令和７年10月31日
東京都江東区有明三丁目５－７
ＴＯＣ有明イーストタワー15階
ＩＹＳ株式会社
代表取締役　王　婧

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	570,007
	固定資産	20,000
	合計	590,007
負債及び純資産の部	流動負債	16,734
	株主資本	573,272
	資本金	305,000
	資本剰余金	297,000
	資本準備金	297,000
	利益剰余金	△28,727
	その他利益剰余金	△28,727
	（うち当期純損失）	(28,727)
	合計	590,007

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日
東京都江東区有明三丁目五―七ＴＯＣ有明イーストタワー一五階
ＩＹＳ株式会社
代表取締役　王　婧

第40期決算公告

令和７年10月30日
大阪市平野区西脇３丁目２番７号
株式会社サンワード商会
代表取締役　西尾　幸也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	736,998
	固定資産	1,672,583
	合計	2,409,581
負債及び純資産の部	流動負債	99,214
	固定負債	1,672,959
	株主資本	637,408
	資本金	30,000
	資本剰余金	43,000
	資本準備金	43,000
	利益剰余金	564,408
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	563,208
	（うち当期純利益）	(89,954)
	合計	2,409,581

第５期決算公告

令和７年10月31日
東京都千代田区一番町22番地２
株式会社ニースパートナーズ
代表取締役　杉山　彰宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,369
	固定資産	18,188
	資産合計	92,557
負債及び純資産の部	流動負債	72,116
	固定負債	3,207
	株主資本	17,234
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,234
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,734
	（うち当期純利益）	(4,726)
	負債・純資産合計	92,557

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円、利益準備金の額を二百五十万円、それぞれ減少することにいたしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
東京都千代田区一番町二二番地二
株式会社ニースパートナーズ
代表取締役　杉山　彰宏

第68期決算公告

令和７年10月９日
佐賀県唐津市海岸通7182番地411
株式会社唐津魚市場
代表取締役　井上啓一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,142,762
	固定資産	542,417
	合計	1,685,180
負債及び純資産の部	流動負債	724,687
	固定負債	610,665
	株主資本	349,827
	資本金	50,000
	資本剰余金	4,223
	利益剰余金	299,402
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	286,902
	（うち当期純利益）	(39,866)
	自己株式	△3,798
	合計	1,685,180

第13期決算公告

令和７年10月31日
横浜市都筑区北山田二丁目１番10号
株式会社スピードマスター
代表取締役　佐藤　英一

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,666,581
	固定資産	2
	資産合計	13,666,583
負債及び純資産の部	流動負債	1,145,800
	固定負債	69,043
	株主資本	12,451,740
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	2,451,740
	その他利益剰余金	2,451,740
	（うち当期純利益）	(3,570,743)
	負債・純資産合計	13,666,583

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
横浜市都筑区北山田二丁目一番一〇号
株式会社スピードマスター
代表取締役　佐藤　英一

第８期決算公告

令和７年８月26日
埼玉県ふじみ野市駒林1033番地１
ニューエナジーふじみ野株式会社
代表取締役　盛下　学

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,093
	固定資産	1,007,601
	資産合計	1,234,694
負債及び純資産の部	流動負債	88,267
	賞与引当金	1,090
	固定負債	765,210
	株主資本	381,216
	資本金	100,000
	利益剰余金	284,592
	その他利益剰余金	284,592
	（うち当期純利益）	(6,469)
	自己株式	△3,376
	負債・純資産合計	1,234,694

商工債券の元利金お支払い終了のお知らせ

商工組合中央金庫にて発行しました現物債および登録債形式の商工債券は、すべての元金と利子（以下、「元利金」）の支払に関する消滅時効が完成していることから、元利金のお支払いを令和九年九月三十日までとさせていただきます。

※本お知らせは、民法第一五二条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

令和七年十月三十一日
東京都中央区八重洲二丁目一〇番一七号
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役社長　関根　正裕

令和７年10月31日
静岡県浜松市中央区薬新町131番地
株式会社第一天龍
代表取締役　宮崎　高志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,503
	固定資産	104,449
	資産合計	156,953
負債及び純資産の部	流動負債	23,602
	固定負債	14,684
	株主資本	118,666
	資本金	10,800
	利益剰余金	165,862
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	145,862
	（うち当期純利益）	(7,702)
	自己株式	△57,996
	負債・純資産合計	156,953

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百四十万円減少し五百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
静岡県浜松市中央区薬新町一三一番地
株式会社第一天龍
代表取締役　宮崎　高志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する三光キャピタル株式会社（住所静岡県浜松市中央区上島一丁目六番一七号）に対して当社のホールディングス事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

静岡県浜松市中央区上島一丁目六番一七号　三光ホールディングス株式会社

代表取締役　山岸　洋一

第５期決算公告

令和７年10月31日

静岡県浜松市中央区上島一丁目６番17号

三光ホールディングス株式会社

代表取締役　山岸　洋一

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,440
	固定資産	1,266,902
	資産合計	1,269,343
負債及び純資産の部	流動負債	7,327
	固定負債	72,150
	株主資本	1,189,866
	資本金	9,000
	資本剰余金	1,178,316
	その他資本剰余金	1,178,316
	利益剰余金	2,549
	その他利益剰余金	2,549
	（うち当期純利益）	(1,593)
	負債・純資産合計	1,269,343

第６期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区神田須田町二丁目25番地

株式会社Ｃｒｅａｔｅ－Ｃ

代表取締役　仲条　仁

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	164,445
	固定資産	3,544
	資産合計	167,989
負債及び純資産の部	流動負債	21,327
	株主資本	146,662
	資本金	3,000
	利益剰余金	143,662
	その他利益剰余金	143,662
	（うち当期純利益）	(20,315)
	負債・純資産合計	167,989

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千六百九十九万円、資本準備金の額を三億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

山口県岩国市南岩国町三丁目一一番六号　株式会社ツバメ・イータイムズ

代表取締役　山本　朋宏

第11期決算公告

令和７年９月24日

東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社エスコ

代表取締役　安西　裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,007
	固定資産	571
	資産合計	4,579
負債及び純資産の部	流動負債	1,818
	賞与引当金	94
	固定負債	560
	株主資本	2,200
	資本金	100
	資本剰余金	1,057
	その他資本剰余金	1,057
	利益剰余金	1,042
	その他利益剰余金	1,042
	（うち当期純利益）	(288)
	負債・純資産合計	4,579

第11期決算公告

令和７年10月31日

山口県岩国市南岩国町三丁目11番６号

株式会社ツバメ・イータイムズ

代表取締役　山本　朋宏

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	431,536
	固定資産	265,513
	資産合計	697,050
負債及び純資産の部	流動負債	413,833
	固定負債	398,866
	株主資本	△115,649
	資本金	401,000
	資本剰余金	396,000
	資本準備金	396,000
	利益剰余金	△912,649
	その他利益剰余金	△912,649
	（うち当期純損失）	(122,447)
	負債・純資産合計	697,050

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千六百九十九万円、資本準備金の額を三億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

山口県岩国市南岩国町三丁目一一番六号　株式会社ツバメ・イータイムズ

代表取締役　山本　朋宏

第１期決算公告

令和７年９月24日

東京都新宿区西新宿八丁目２番５号

株式会社ｅｅ　ｌｉｎｋ

代表取締役　比嘉　正智

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	17,232
	固定資産	3,876
	資産合計	21,108
負債及び純資産の部	流動負債	1,804
	株主資本	19,304
	資本金	25,000
	利益剰余金	△5,695
	その他利益剰余金	△5,695
	（うち当期純損失）	(5,695)
	負債・純資産合計	21,108

第35期決算公告

令和７年８月18日

熊本市中央区安政町１番２号

株式会社カリーノ

代表取締役　馬場　英治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,062	流動負債	3,621
固定資産	15,394	固定負債	10,093
繰延資産	0	株主資本	4,754
		資本金	60
		資本剰余金	515
		その他資本剰余金	515
		利益剰余金	4,179
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	4,163
		評価・換算差額等	△ 11
		その他有価証券評価差額金	△ 11
資産合計	18,458	負債・純資産合計	18,458

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,135
売上原価	2,768
売上総利益	1,366
販売費及び一般管理費	405
営業利益	961
営業外収益	32
営業外費用	238
経常利益	755
特別利益	16
特別損失	179
税引前当期純利益	591
法人税、住民税及び事業税	210
法人税等調整額	△ 4
当期純利益	385

第11期決算公告

令和７年６月27日

東京都港区六本木三丁目16番33号

株式会社ライブエグザム

代表取締役社長　宮崎　雅史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,100,059
	固定資産	15,443
	資産合計	9,115,502
負債及び純資産の部	流動負債	8,301,961
	固定負債	—
	株主資本	813,541
	資本金	49,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	715,541
	その他利益剰余金	715,541
	（うち当期純利益）	(99,754)
	負債・純資産合計	9,115,502

第11期決算公告

令和７年10月31日

東京都目黒区大橋２―22―42

Ｎｏ．Ｒ池尻大橋Ｂ１Ｆ，Ｂ２Ｆ－Ａ

シェルフィー株式会社

代表取締役　呂　俊輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	206,661
	固定資産	43,224
	合計	249,886
負債及び純資産の部	流動負債	292,385
	固定負債	137,013
	株主資本	△ 179,511
	資本金	134,057
	資本剰余金	132,807
	資本準備金	132,807
	利益剰余金	△ 446,375
	その他利益剰余金	△ 446,375
	（うち当期純損失）	(77,232)
	合計	249,886

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百五万七千四十一円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都目黒区大橋二―二二―四二Ｎｏ．Ｒ池尻大橋Ｂ一Ｆ，Ｂ二Ｆ－Ａ　シェルフィー株式会社

代表取締役　呂　俊輝

第８期決算公告

令和７年10月31日
大阪市中央区南船場二丁目５番２号
エイコービル
エイコーエナジオ株式会社
代表取締役　山田一太朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,430,887
	固定資産	5,461,644
	繰延資産	58,811
	合計	6,951,343
負純資産の債及び部	流動負債	2,067,215
	固定負債	5,637,813
	株主資本	△ 753,684
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 763,684
	その他利益剰余金	△ 763,684
	（うち当期純利益）	(187,241)
	合計	6,951,343

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億九千九百三十万五千三百三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
大阪市中央区南船場二丁目五番二号
エイコービル
エイコーエナジオ株式会社
代表取締役　山田一太朗

第18期決算公告

令和７年10月31日
東京都品川区東品川二丁目４番11号
野村不動産天王洲ビル
ジェットスターホリデーズ株式会社
代表取締役　横田　敏章

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	628,915
	資産合計	628,915
負純資産の債及び部	流動負債	426,563
	株主資本	202,351
	資本金	45,600
	利益剰余金	156,751
	その他利益剰余金	156,751
	（うち当期純利益）	(199)
	負債・純資産合計	628,915

第26期決算公告

令和７年10月31日
高知市朝倉南町８番30号
株式会社イーソナー
代表取締役　小松　和弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	347,604
	固定資産	259,701
	合計	607,306
負純資産の債及び部	流動負債	219,024
	固定負債	316,026
	株主資本	72,254
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,254
	その他利益剰余金	62,254
	（うち当期純利益）	(56,344)
	合計	607,306

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
高知市朝倉南町八番三〇号
（甲）株式会社イーソナー
代表取締役　小松　和弘
高知市朝倉南町八番三二号
（乙）イーソナー・リアルエステート・マネージメント合同会社
代表社員　小松　和弘

第１期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
ChopValue Manufacturing Japan株式会社
代表取締役　ソバック・ジェームス・スタントン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	15,299,197
	固定資産	25,867,692
	資産合計	41,166,889
負純資産の債及び部	流動負債	57,211,766
	株主資本	△16,044,877
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△26,044,877
	その他利益剰余金	△26,044,877
	（うち当期純損失）	(26,044,877)
	負債・純資産合計	41,166,889

決算公告

令和７年10月31日
福岡市博多区堅粕四丁目23番11号
株式会社アイ・ティ・エム
代表取締役　岩下　昌弘

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	293,546
	固定資産	138,425
	資産合計	431,971
負純資産の債及び部	流動負債	66,212
	固定負債	150,000
	株主資本	215,759
	資本金	3,000
	利益剰余金	212,759
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	212,559
	（うち当期純利益）	(3,545)
	負債・純資産合計	431,971

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月十五日を効力発生日とする株式会社ＭｉｔｓｕｉとＭの株式交換により増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日
福岡市博多区堅粕四丁目二三番一一号
株式会社アイ・ティ・エム
代表取締役　岩下　昌弘

第２期決算公告

令和７年10月23日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
Ｘ　ＮＥＴＷＯＲＫ株式会社
代表取締役　杉本　亮

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	169,056
	固定資産	382,053
	資産合計	551,110
負純資産の債及び部	流動負債	343,345
	固定負債	70,000
	株主資本	137,764
	資本金	175,000
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	125,000
	利益剰余金	△162,235
	その他利益剰余金	△162,235
	（うち当期純損失）	(158,248)
	負債・純資産合計	551,110

第31期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
大阪ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	5,043	流動負債	238
流動資産	5,043	負債合計	238
		社員資本	4,804
		特定資本金	8,200
		優先資本金	25,150
		剰余金	△28,545
		当期未処理損失	28,545
その他の資産合計	5,043	純資産合計	4,804
合計	5,043	合計	5,043

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5
営業費用	2,477
営業損失	2,472
営業外収益	2
営業外費用	—
経常損失	2,469
税引前当期純損失	2,469
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	2,649
前期繰越損失	25,895
当期未処理損失	28,545

第42期決算公告

2025年10月31日
東京都品川区上大崎二丁目７番15号
一般社団法人全国優良石材店の会
代表理事　吉田　岳

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,908,513
	固定資産	2,556,014
	合計	39,464,527
負純資産の債及び部	流動負債	4,965,830
	基金等	34,498,697
	基金	8,340,000
	保証求償引当金	1,899,800
	損失填補準備金	700,000
	当期損益	4,789,548
	前期繰越利益	18,769,349
	合計	39,464,527

第38期決算公告　2025年10月16日

東京都港区赤坂７―10―６

日本ナチュロック株式会社

代表取締役社長　木元　健司

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	201
	固定資産	44
	合計	245
負債及び純資産の部	流動負債	90
	固定負債	0
	株主資本	155
	資本金	10
	利益剰余金	145
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	142
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	245

第25期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

深江浜ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	**151,905**	**流動負債**	**343**
流動資産	151,905	**負債合計**	**343**
		社員資本	**151,562**
		特定資本金	169,600
		剰余金	△18,037
		当期未処理損失	18,037
その他の資産合計	**151,905**	**純資産合計**	**151,562**
合計	**151,905**	**合計**	**151,905**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5
営業費用	1,471
営業損失	1,466
営業外収益	37
営業外費用	—
経常損失	1,428
税引前当期純損失	1,428
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	1,718
前期繰越損失	16,318
当期未処理損失	18,037

第80期決算公告　令和７年10月31日

東京都江東区有明三丁目４番10号

教育出版株式会社

代表取締役　別府　直之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,702,511
	固定資産	213,236
	合計	9,915,747
負債及び純資産の部	流動負債	1,351,195
	固定負債	1,229,958
	株主資本	7,334,593
	資本金	60,000
	資本剰余金	2,375
	資本準備金	2,375
	利益剰余金	7,272,218
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	7,257,218
	（うち当期純利益）	(630,453)
	合計	9,915,747

第４期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＧＬＰ八千代６ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**1,027,631**	**流動負債**	**82,121**
有形固定資産	156,017	**固定負債**	**800,000**
無形固定資産	871,613		
特定資産合計	**1,027,631**	**負債合計**	**882,121**
その他の資産	**280,690**	**社員資本**	**426,200**
流動資産	203,282	特定資本金	100
固定資産	72,315	優先資本金	450,000
繰延資産	5,092	剰余金	△23,899
		当期未処理損失	23,899
その他の資産合計	**280,690**	**純資産合計**	**426,200**
合計	**1,308,321**	**合計**	**1,308,321**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	12,603
営業損失	12,603
営業外収益	135
営業外費用	403
経常損失	12,872
税引前当期純損失	12,872
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	13,162
前期繰越損失	10,736
当期未処理損失	23,899

第76期決算公告

令和７年９月30日

富山県富山市安住町４番１号

富山県教科用図書販売株式会社

代表取締役　千石　健一

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	322,349
	固定資産	25,557
	合計	347,906
負債及び純資産の部	流動負債	74,849
	固定負債	17,959
	株主資本	255,098
	資本金	16,000
	利益剰余金	239,098
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	235,098
	（うち当期純利益）	(20,464)
	合計	347,906

第４期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＪＤＰ４ロジスティック４特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**4,457,623**	**流動負債**	**1,644**
有形固定資産	4,457,623	**固定負債**	**2,880,000**
特定資産合計	**4,457,623**	**負債合計**	**2,881,644**
その他の資産	**146,665**	**社員資本**	**1,722,645**
流動資産	94,413	特定資本金	100
固定資産	44,925	優先資本金	1,746,000
繰延資産	7,326	剰余金	△23,454
		当期未処理損失	23,454
その他の資産合計	**146,665**	**純資産合計**	**1,722,645**
合計	**4,604,289**	**合計**	**4,604,289**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	14,367
営業損失	14,367
営業外収益	108
営業外費用	467
経常損失	14,726
税引前当期純損失	14,726
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	15,676
前期繰越損失	7,777
当期未処理損失	23,454

第50期決算公告　2025年10月16日

山梨県南都留郡西桂町倉見1378―１

富士特殊コンクリート工業株式会社

代表取締役社長　川嶋　啓介

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	134
	固定資産	109
	合計	243
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	3
	株主資本	154
	資本金	12
	利益剰余金	142
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	139
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	243

第２期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

熊本大津ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**2,108,133**	**流動負債**	**671**
有形固定資産	2,108,133	**固定負債**	**1,413,000**
特定資産合計	**2,108,133**	**負債合計**	**1,413,671**
その他の資産	**67,485**	**社員資本**	**761,946**
流動資産	57,058	特定資本金	100
固定資産	8,249	優先資本金	774,000
繰延資産	2,177	剰余金	△12,153
		当期未処理損失	12,153
その他の資産合計	**67,485**	**純資産合計**	**761,946**
合計	**2,175,618**	**合計**	**2,175,618**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	7,350
営業損失	7,350
営業外収益	149
営業外費用	365
経常損失	7,566
税引前当期純損失	7,566
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	7,856
前期繰越損失	4,296
当期未処理損失	12,153

第　２　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＧＬＰ厚木酒井ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,785,410	流動負債	335
有形固定資産	2,692,961	固定負債	2,271,082
無形固定資産	92,449		
特定資産合計	2,785,410	負債合計	2,271,417
その他資産	461,317	社員資本	975,309
流動資産	86,786	特定資本金	200
固定資産	371,977	優先資本金	982,000
繰延資産	2,553	剰余金	△6,890
		当期未処理損失	6,890
その他の資産合計	461,317	純資産合計	975,309
合計	3,246,727	合計	3,246,727

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	6,517
営業損失	6,517
営業外収益	45
営業外費用	5
経常損失	6,477
税引前当期純損失	6,477
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	6,767
前期繰越損失	122
当期未処理損失	6,890

第 37 期決算公告

令和７年10月31日
三重県松阪市嬉野中川新町二丁目203
株式会社ホンダカーズ三重南
代表取締役　宮田　考治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,504,774
	固定資産	1,404,501
	合計	2,909,276
負債及び純資産の部	流動負債	1,606,493
	固定負債	739,204
	株主資本	563,578
	資本金	50,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	565,520
	利益準備金	4,090
	その他利益剰余金	561,430
	（うち当期純利益）	(68,296)
	自己株式	△54,942
	合計	2,909,276

第　20　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

三郷３ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	1,000	流動負債	2,135
投資その他の資産	1,000		
特定資産合計	1,000	負債合計	2,135
その他資産	3,827	社員資本	2,691
流動資産	3,827	特定資本金	6,900
		剰余金	△4,208
		当期未処理損失	4,208
その他の資産合計	3,827	純資産合計	2,691
合計	4,827	合計	4,827

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9
営業費用	2,006
営業損失	1,996
営業外収益	1
経常損失	1,995
税引前当期純損失	1,995
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	2,065
前期繰越損失	2,143
当期未処理損失	4,208

第 50 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 31 日
大阪市浪速区大国二丁目１番19号
株式会社ナニワシステム
代表取締役　喜多　正靖

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	288,635
	固定資産	66,337
	合計	354,973
負債及び純資産の部	流動負債	118,456
	株主資本	236,517
	資本金	45,000
	利益剰余金	191,517
	その他利益剰余金	191,517
	（うち当期純利益）	(3,494)
	合計	354,973

第　18　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

厚木ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他資産	1,658	流動負債	130
流動資産	1,658	負債合計	130
		社員資本	1,528
		特定資本金	6,600
		剰余金	△5,071
		当期未処理損失	5,071
その他の資産合計	1,658	純資産合計	1,528
合計	1,658	合計	1,658

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5
営業費用	1,452
営業損失	1,447
営業外収益	2
経常損失	1,445
税引前当期純損失	1,445
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	1,515
前期繰越損失	3,556
当期未処理損失	5,071

第 35 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 31 日
大阪府堺市美原区木材通一丁目６番56号
株 式 会 社 山 長
代表取締役　長辻　寛良

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,810
	固定資産	68,480
	合計	122,290
負債及び純資産の部	流動負債	24,309
	固定負債	90,699
	株主資本	7,281
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,718
	その他利益剰余金	△2,718
	（うち当期純利益）	(419)
	合計	122,290

第　18　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

綾瀬ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他資産	4,742	流動負債	240
流動資産	4,742	負債合計	240
		社員資本	4,502
		特定資本金	11,600
		剰余金	△7,097
		当期未処理損失	7,097
その他の資産合計	4,742	純資産合計	4,502
合計	4,742	合計	4,742

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5
営業費用	1,967
営業損失	1,962
営業外収益	2
経常損失	1,960
税引前当期純損失	1,960
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	2,140
前期繰越損失	4,957
当期未処理損失	7,097

第 15 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 31 日
大阪府堺市美原区木材通一丁目６番56号
株式会社ＴＡＫＡＣＨＯ
代表取締役　長辻　貴央

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,348
	固定資産	1,001
	合計	9,349
負債及び純資産の部	流動負債	21,782
	株主資本	△12,433
	資本金	2,000
	利益剰余金	△14,433
	その他利益剰余金	△14,433
	（うち当期純利益）	(324)
	合計	9,349

第９期決算公告

令和７年10月31日

神戸市中央区磯辺通一丁目１番18号

株式会社ＮＳフォスター

代表取締役　喜多　正靖

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	67,662
	固定資産	250
	合計	67,912
負純資産及のび部	流動負債	14,610
	株主資本	53,301
	資本金	45,000
	利益剰余金	8,301
	その他利益剰余金	8,301
	（うち当期純利益）	(1,648)
	合計	67,912

第17期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

鳴尾浜ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	3,604	流動負債	130
流動資産	3,604	負債合計	130
		社員資本	3,474
		特定資本金	8,800
		剰余金	△5,325
		当期未処理損失	5,325
その他の資産合計	3,604	純資産合計	3,474
合計	3,604	合計	3,604

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	1,453
営業損失	1,453
営業外収益	7
営業外費用	—
経常損失	1,445
税引前当期純損失	1,445
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	1,515
前期繰越損失	3,810
当期未処理損失	5,325

決算公告

令和７年10月31日

神戸市中央区北長狭通五丁目１番21号

福建会館ビル

株式会社エクサス

代表取締役　柚田　良隆

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,564
	固定資産	2,365
	合計	40,929
負純資産及のび部	流動負債	10,026
	株主資本	30,902
	資本金	20,000
	利益剰余金	10,902
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	9,302
	（うち当期純利益）	(8,615)
	合計	40,929

第17期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

千葉ニュータウン特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	8,857,512	流動負債	4,941,692
有形固定資産	8,857,512		
特定資産合計	8,857,512	負債合計	4,941,692
その他の資産	316,315	社員資本	4,232,134
流動資産	312,482	特定資本金	1,300
繰延資産	3,832	優先資本金	4,360,000
		剰余金	△129,165
		当期未処理損失	129,165
その他の資産合計	316,315	純資産合計	4,232,134
合計	9,173,827	合計	9,173,827

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	39,364
営業損失	39,364
営業外収益	250
営業外費用	205
経常損失	39,320
税引前当期純損失	39,320
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	40,270
前期繰越損失	88,895
当期未処理損失	129,165

第22期決算公告　令和７年10月31日

福岡市博多区博多駅前二丁目17番26号

株式会社ブランニューウェイブ

代表取締役　髙田　誉啓

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,085
	固定資産	24,268
	資産合計	413,353
負純資産及のび部	流動負債	93,210
	固定負債	26,465
	負債合計	119,675
	株主資本	293,678
	資本金	3,000
	利益剰余金	310,677
	その他利益剰余金	310,677
	（うち当期純利益）	(2,433)
	自己株式	△20,000
	純資産合計	293,678
	負債・純資産合計	413,353

第16期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

枚方３ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	2,922	流動負債	130
流動資産	2,922	負債合計	130
		社員資本	2,792
		特定資本金	9,400
		剰余金	△6,607
		当期未処理損失	6,607
その他の資産合計	2,922	純資産合計	2,792
合計	2,922	合計	2,922

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5
営業費用	1,452
営業損失	1,447
営業外収益	2
経常損失	1,445
税引前当期純損失	1,445
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	1,515
前期繰越損失	5,092
当期未処理損失	6,607

第66期決算公告　令和７年10月31日

札幌市中央区大通西６丁目10番地11

北都交通株式会社

代表取締役社長　渡邊　克仁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,193
	固定資産	3,197
	繰延資産	0
	合計	4,390
負純資産及のび部	流動負債	603
	固定負債	1,094
	株主資本	2,693
	資本金	50
	資本剰余金	1,579
	その他資本剰余金	1,579
	利益剰余金	1,064
	その他利益剰余金	1,064
	（うち当期純利益）	(447)
	合計	4,390

第17期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

GLP Japan DH特定目的会社

取締役　小島　直子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	1,000	流動負債	2,517
投資その他の資産	1,000		
特定資産合計	1,000	負債合計	2,517
その他の資産	3,470	社員資本	1,953
流動資産	3,029	特定資本金	11,000
繰延資産	441	優先資本金	8,200
		剰余金	△17,246
		当期未処理損失	17,246
その他の資産合計	3,470	純資産合計	1,953
合計	4,470	合計	4,470

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9
営業費用	3,741
営業損失	3,731
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	3,730
税引前当期純損失	3,730
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	3,910
前期繰越損失	13,335
当期未処理損失	17,246

第　2　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

生駒２特定目的会社

取締役　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	14,128	流動負債	16,231
流動資産	14,128	負債合計	16,231
		社員資本	△2,102
		特定資本金	1,000
		剰余金	△3,102
		当期未処理損失	3,102
その他の資産合計	14,128	純資産合計	△2,102
合計	14,128	合計	14,128

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	2,782
営業損失	2,782
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	2,781
税引前当期純損失	2,781
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	2,851
前期繰越損失	251
当期未処理損失	3,102

第　70　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日
茨城県土浦市東真鍋町９番35号
株式会社本田
代表取締役　岡島　正和

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,665,832
	固定資産	1,601,029
	合計	5,266,861
負債及び純資産の部	流動負債	831,153
	固定負債	0
	株主資本	4,435,708
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,335,708
	利益準備金	25,000
	自己株式	△2,498
	その他利益剰余金	4,313,206
	（うち当期純損失）	（94,896）
	合計	5,266,861

第　30　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ライトイヤー特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	104,526	流動負債	1,924
有形固定資産	66,590	固定負債	104,793
投資その他の資産	37,936		
特定資産合計	104,526	負債合計	106,718
その他の資産	14,075	社員資本	11,883
流動資産	13,378	特定資本金	1,141
固定資産	692	優先資本金	100
繰延資産	4	剰余金	10,642
		当期未処分利益	10,642
その他の資産合計	14,075	純資産合計	11,883
合計	118,601	合計	118,601

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	19,730
営業費用	9,079
営業利益	10,651
営業外収益	3
営業外費用	11
経常利益	10,643
税引前当期純利益	10,643
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	10,642
前期繰越利益	0
当期未処分利益	10,642

第 38 期決算公告　令和７年10月31日

神奈川県横浜市神奈川区栄町１番地１
株式会社富士達
代表取締役　川上　富達

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,457,484
	固定資産	2,379,367
	合計	4,836,852
負債及び純資産の部	流動負債	1,084,525
	固定負債	1,555,654
	株主資本	2,196,672
	資本金	20,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	2,096,672
	利益準備金	33,900
	その他利益剰余金	2,062,772
	（うち当期純利益）	（345,270）
	合計	4,836,852

第　3　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

茨木３ロジスティック特定目的会社

取締役　名古路秀和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11,099,980	流動負債	338,606
有形固定資産	11,099,980	固定負債	6,645,000
特定資産合計	11,099,980	負債合計	6,983,606
その他の資産	144,375	社員資本	4,260,750
流動資産	82,804	特定資本金	300
固定資産	56,505	優先資本金	4,336,000
繰延資産	5,066	剰余金	△75,549
		当期未処理損失	75,549
その他の資産合計	144,375	純資産合計	4,260,750
合計	11,244,356	合計	11,244,356

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	49,378
営業損失	49,378
営業外収益	93
営業外費用	652
経常損失	49,938
税引前当期純損失	49,938
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	50,888
前期繰越損失	24,661
当期未処理損失	75,549

第　54　期　決　算　公　告

令和７年９月 11 日
東京都千代田区神田練塀町３番地
インテージ秋葉原ビル
株式会社ビルドシステム
代表取締役社長　秦　　一雄

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	582,336
	固定資産	83,305
	資産合計	665,641
負債及び純資産の部	流動負債	260,042
	賞与引当金	69,300
	その他	190,742
	固定負債	27,634
	株式給付引当金	1,571
	退職給付引当金	49,245
	（製）退職給付引当金	△23,182
	負債合計	287,676
	株主資本	377,771
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,200
	資本準備金	30,200
	利益剰余金	302,571
	利益準備金	280
	その他利益剰余金	302,291
	（うち当期純利益）	（120,643）
	自己株式	△5,000
	評価・換算差額等	194
	その他有価証券評価差額金	194
	純資産合計	377,965
	負債・純資産合計	665,641

第　6　期　決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＪＤＰ３ロジスティック２特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	238,030	流動負債	62
流動資産	236,560	負債合計	62
繰延資産	1,469	社員資本	237,967
		特定資本金	100
		優先資本金	261,950
		剰余金	△24,082
		当期未処理損失	24,082
その他の資産合計	238,030	純資産合計	237,967
合計	238,030	合計	238,030

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	6,821
営業損失	6,821
営業外収益	6,270
営業外費用	—
経常損失	550
特別損失	22,650
税引前当期純損失	23,201
法人税、住民税及び事業税	1,060
当期純損失	24,261
前期繰越利益	179
当期未処理損失	24,082

第３期決算公告

令和７年10月31日

栃木県那須郡那須町大字高久乙3376番地256

スマートグリーンエネルギー那須株式会社

代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33
	固定資産	418
	繰延資産	—
	資産合計	**451**
負債及び純資産の部	流動負債	17
	固定負債	481
	負債合計	**498**
	株主資本	△47
	資本金	10
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△57
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△57
	（うち当期純損失）	(34)
	純資産合計	**△47**
	負債・純資産合計	**451**

第１期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

熊本菊池ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	**1,051,512**	**流動負債**	**836,319**
有形固定資産	1,051,512		
特定資産合計	**1,051,512**	**負債合計**	**836,319**
その他の資産	**127,178**	**社員資本**	**342,371**
流動資産	126,432	特定資本金	100
繰延資産	746	優先資本金	344,000
		剰余金	△1,728
		当期未処理損失	1,728
その他の資産合計	**127,178**	**純資産合計**	**342,371**
合計	**1,178,691**	**合計**	**1,178,691**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月19日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	1,470
営業損失	1,470
営業外収益	8
営業外費用	—
経常損失	1,462
税引前当期純損失	1,462
法人税、住民税及び事業税	265
当期純損失	1,728
当期未処理損失	1,728

第１期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＧＬＰ小牧舟津１ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	**398**	**流動負債**	**419**
流動資産	398	**負債合計**	**419**
		社員資本	**△20**
		特定資本金	400
		剰余金	△420
		当期未処理損失	420
その他の資産合計	**398**	**純資産合計**	**△20**
合計	**398**	**合計**	**398**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月９日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	362
営業損失	362
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	362
税引前当期純損失	362
法人税、住民税及び事業税	58
当期純損失	420
当期未処理損失	420

第４期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号新丸の内ビルディング

スマートグリーンエネルギー株式会社

代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	142
	固定資産	973
	繰延資産	—
	資産合計	**1,115**
負債及び純資産の部	流動負債	20
	固定負債	973
	負債合計	**994**
	株主資本	121
	資本金	200
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△78
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△78
	（うち当期純損失）	(37)
	純資産合計	**121**
	負債・純資産合計	**1,115**

第１期決算公告

令和７年10月31日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

ＧＬＰ小牧舟津２ロジスティック特定目的会社

取締役　篠原　涼太

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	**498**	**流動負債**	**419**
流動資産	498	**負債合計**	**419**
		社員資本	**79**
		特定資本金	500
		剰余金	△420
		当期未処理損失	420
その他の資産合計	**498**	**純資産合計**	**79**
合計	**498**	**合計**	**498**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月９日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	362
営業損失	362
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	362
税引前当期純損失	362
法人税、住民税及び事業税	58
当期純損失	420
当期未処理損失	420

第２期決算公告

令和７年10月31日

東京都港区虎ノ門一丁目２番３号虎ノ門清和ビル５階

Ｅｍｐｉｒｅ－Ｉ特定目的会社

取締役　佐藤　憲介

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	—	流動負債	500
その他の資産	129,457	固定負債	—
流動資産	123,927	**負債合計**	**500**
繰延資産	5,530	社員資本	128,957
		特定資本金	100
		優先資本金	130,734
		剰余金	△1,878
		当期未処理損失	1,878
		純資産合計	**128,957**
資産合計	**129,457**	**負債・純資産合計**	**129,457**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年２月28日）

（単位：千円）

科目	金額
営業費用	445
営業損失	445
営業外収益	16
営業外費用	176
経常損失	605
税引前当期純損失	605
法人税、住民税及び事業税	51
当期純損失	656

第６期決算公告

令和７年10月31日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

Lifestyle１特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	11,155	流動負債	1
投資その他の資産	11,155	固定負債	4,380
特定資産合計	**11,155**	**負債合計**	**4,381**
その他の資産	102	社員資本	6,876
流動資産	98	特定資本金	0
固定資産	1	優先資本金	6,951
繰延資産	3	剰余金	△75
その他の資産合計	**102**	**純資産合計**	**6,876**
資産合計	**11,258**	**負債・純資産合計**	**11,258**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	78
営業費用	39
営業利益	38
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	39
税引前当期純利益	39
法人税・住民税及び事業税	0
当期純利益	38

第14期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

新丸の内ビルディング

日本自動車サービス開発株式会社

代表取締役　吉松　裕樹

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,291
	固定資産	269
	資産合計	**2,561**
負債及び純資産の部	流動負債	604
	固定負債	754
	負債合計	**1,358**
	株主資本	1,202
	資本金	100
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	1,052
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,052
	（うち当期純利益）	(855)
	純資産合計	**1,202**
	負債・純資産合計	**2,561**

決算公告

令和７年10月31日

東京都墨田区堤通二丁目８番２号

株式会社コーリン堀川

代表取締役　堀川千枝子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,677
	固定資産	44,328
	繰延資産	33
	資産合計	**58,040**
負債及び純資産の部	流動負債	21,224
	固定負債	62,142
	株主資本	△25,325
	資本金	35,000
	利益剰余金	△60,325
	その他利益剰余金	△60,325
	（うち当期純損失）	(4,849)
	負債・純資産合計	**58,040**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都墨田区堤通二丁目八番二号

株式会社コーリン堀川

代表取締役　堀川千枝子

決算公告

令和７年10月31日

東京都杉並区天沼三丁目13番５号

ストーリア荻窪１Ｆ

株式会社ＡＬＷＡＹＳ

代表取締役　北村　史恵

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,661,482
	固定資産	8,010,000
	資産合計	**16,671,482**
負債及び純資産の部	流動負債	408,837
	固定負債	4,874,000
	株主資本	11,388,645
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,388,645
	その他利益剰余金	10,388,645
	（うち当期純利益）	(438,985)
	負債・純資産合計	**16,671,482**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都江東区冬木六番一四－一〇三号

（甲）合同会社ＫＲＦ

代表社員　北村　祐人

東京都杉並区天沼三丁目一三番五号ストーリア荻窪一Ｆ

（乙）株式会社ＡＬＷＡＹＳ

代表取締役　北村　史恵

第11期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

新丸の内ビルディング

株式会社ティー・シー・ケー・ワークショップ

代表取締役社長　岡留　智史

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	165
	固定資産	19
	繰延資産	—
	資産合計	**184**
負債及び純資産の部	流動負債	36
	固定負債	—
	負債合計	**36**
	株主資本	147
	資本金	36
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	111
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	102
	（うち当期純利益）	(75)
	純資産合計	**147**
	負債・純資産合計	**184**

決算公告

令和７年10月31日

埼玉県新座市畑中一丁目11番３―717号

株式会社ゼロワン

代表取締役　長嶺　拓

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,756
	固定資産	31,663
	繰延資産	2,789
	合計	**42,209**
負債及び純資産の部	流動負債	22,175
	固定負債	10,000
	株主資本	10,033
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,033
	その他利益剰余金	1,033
	（うち当期純損失）	(28)
	合計	**42,209**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

埼玉県新座市畑中一丁目一一番三―七一七号

株式会社ゼロワン

代表取締役　長嶺　拓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三日であり、株主総会の決議は令和七年十月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

愛知県瀬戸市日の出町九番地
丸紅陶園株式会社
代表取締役　加古裕一郎

第61期決算公告

令和７年10月31日
愛知県瀬戸市日の出町９番地
丸紅陶園株式会社
代表取締役　加古裕一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,635
	固定資産	11,225
	合計	14,860
負債純資産及び部	流動負債	3,600
	固定負債	86,807
	株主資本	△75,547
	資本金	20,000
	利益剰余金	△95,547
	その他利益剰余金	△95,547
	（うち当期純損失）	(5,028)
	合計	14,860

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

大阪府吹田市高城町一番二五号
関西商事株式会社
代表取締役　河合　栄佳

第43期決算公告

令和７年10月31日
大阪府吹田市高城町１番25号
関西商事株式会社
代表取締役　河合　栄佳

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,778
	固定資産	335,592
	合計	351,370
負債純資産及び部	流動負債	85,466
	固定負債	260,857
	株主資本	5,047
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 14,953
	その他利益剰余金	△ 14,953
	（うち当期純損失）	(4,331)
	合計	351,370

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル二四Ｆ
株式会社グリットパートナーズ
代表取締役　三宅　雄也

（乙）福島県会津若松市旭町一番三五号
鈴木産業株式会社
代表取締役　鈴木　孝寿

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月二十五日
掲載頁　六十九頁（号外第九十四号）

令和七年十月三十一日

（甲）東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル二四Ｆ
株式会社グリットパートナーズ
代表取締役　三宅　雄也

（乙）福島県会津若松市旭町一番三五号
鈴木産業株式会社
代表取締役　鈴木　孝寿

第66期決算公告

令和７年10月31日
福島県会津若松市旭町１番35号
鈴木産業株式会社
代表取締役　鈴木　孝寿

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,450
	固定資産	272,747
	資産合計	299,197
負債純資産及び部	流動負債	1,187
	固定負債	303,845
	負債合計	305,033
	株主資本	△ 5,835
	資本金	11,200
	利益剰余金	△ 17,035
	その他利益剰余金	△ 17,035
	（うち当期純利益）	(6,426)
	純資産合計	△ 5,835
	負債・純資産合計	299,197

第43期決算公告

令和７年10月31日
大阪市都島区御幸町二丁目６番18号
株式会社サカエ
代表取締役　深瀬　修

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	16,916,029
	固定資産	385,147,257
	合計	402,063,286
負債純資産及び部	流動負債	3,695,074
	固定負債	391,778,075
	株主資本	6,590,137
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△13,409,863
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	△13,419,863
	（うち当期純損失）	(788,878)
	合計	402,063,286

第９期決算公告

令和６年６月15日
大阪府大阪市中央区谷町７丁目４番15号
大阪府社会福祉会館３階
公益社団法人大阪介護福祉士会
会長　淺野　幸子

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,263
	固定資産	—
	合計	9,263
負債純資産及び部	流動負債	2,990
	負債合計	2,990
	一般正味財産	6,273
	正味財産合計	6,273
	合計	9,263

第10期決算公告

令和７年６月14日
大阪府大阪市中央区谷町７丁目４番15号
大阪府社会福祉会館３階
公益社団法人大阪介護福祉士会
会長　淺野　幸子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,899
	固定資産	—
	合計	7,899
負債純資産及び部	流動負債	2,964
	負債合計	2,964
	一般正味財産	4,935
	正味財産合計	4,935
	合計	7,899

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、甲については令和七年十月一日、乙及び丙については令和七年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

岡山市北区問屋町二六番地一〇六
（甲）株式会社バランスＨＤ
代表取締役　田主　智基

岡山市北区問屋町二六番地一〇六
（乙）有限会社アナハイム
代表取締役　田主　智基

岡山市北区問屋町二六―一〇七
（丙）株式会社モーニングサイドコーヒー
代表取締役　田主　智基

第12期決算公告

令和７年10月31日
岡山市北区問屋町26―107
株式会社モーニングサイドコーヒー
代表取締役　田主　智基

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,391
	合計	7,391
負債純資産及び部	流動負債	6,983
	株主資本	407
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,592
	繰越利益剰余金	△2,592
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	7,391

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

埼玉県加須市砂原二八七番地一
（甲）ウイステリア株式会社
代表取締役　久保　昇子

群馬県高崎市下横町一〇番地六
（乙）株式会社Ｓａｖｉｎｇ　Ｌｉｖｅｓ
代表取締役　小林　浩一

第19期決算公告

令和７年10月31日
埼玉県加須市砂原287番地１
ウイステリア株式会社
代表取締役　久保　昇子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,206
	固定資産	479,527
	繰延資産	0
	資産合計	761,733
負純資債及産びの部	流動負債	168,497
	固定負債	516,132
	株主資本	77,103
	資本金	12,000
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	7,000
	利益剰余金	58,103
	その他利益剰余金	58,103
	（うち当期純利益）	(6,094)
	負債・純資産合計	761,733

第48期決算公告

令和７年10月31日
群馬県高崎市下横町10番地６
株式会社Ｓａｖｉｎｇ　Ｌｉｖｅｓ
代表取締役　小林　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,609
	固定資産	216,560
	繰延資産	0
	資産合計	224,169
負純資債及産びの部	流動負債	167,125
	固定負債	48,416
	株主資本	8,627
	資本金	10,000
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	△1,452
	その他利益剰余金	△1,452
	（うち当期純損失）	(14,570)
	負債・純資産合計	224,169

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都港区浜松町一丁目九番一二号
中野ビル五Ｆ
（甲）Ｃｏｇｎｉｆｏｒｔ株式会社
代表取締役　青木　里奈

東京都港区浜松町一丁目九番一二号
中野ビル五Ｆ
（乙）株式会社レストベスト
代表取締役　青木　里奈

第３期決算公告

令和７年10月31日
東京都港区浜松町一丁目９番12号
中野ビル５Ｆ
Ｃｏｇｎｉｆｏｒｔ株式会社
代表取締役　青木　里奈

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,082
	固定資産	6,838
	合計	39,920
負純資債及産びの部	流動負債	17,216
	株主資本	22,704
	資本金	3,000
	利益剰余金	19,704
	その他利益剰余金	19,704
	（うち当期純利益）	(10,618)
	合計	39,920

第３期決算公告

令和７年10月31日
東京都港区浜松町一丁目９番12号
中野ビル５Ｆ
株式会社レストベスト
代表取締役　青木　里奈

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,889
	固定資産	4,000
	合計	11,889
負純資債及産びの部	流動負債	169
	株主資本	11,720
	資本金	3,000
	利益剰余金	8,720
	その他利益剰余金	8,720
	（うち当期純利益）	(3,339)
	合計	11,889

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社スポーツライフスタイルラボ（乙、住所東京都豊島区東池袋四丁目二三番一五号）の資産管理事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

大阪市淀川区東三国四丁目二三番四号
株式会社パルファンホールディングス
代表取締役　藤井　順子

第48期決算公告

令和７年10月31日
大阪市淀川区東三国四丁目23番４号
株式会社パルファンホールディングス
代表取締役　藤井　順子

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,552,465
	固定資産	496,161
	資産合計	2,048,627
負純資債及産びの部	流動負債	62,875
	固定負債	97,614
	株主資本	1,888,137
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,408
	資本準備金	30,408
	利益剰余金	1,847,729
	利益準備金	4,570
	その他利益剰余金	1,843,159
	（うち当期純利益）	(28,099)
	負債・純資産合計	2,048,627

第７期決算公告

令和７年10月31日
東京都豊島区東池袋四丁目23番15号
株式会社スポーツライフスタイルラボ
代表取締役　藤井　英一

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,699
	固定資産	909,576
	資産合計	965,276
負純資債及産びの部	流動負債	289,034
	株主資本	676,242
	資本金	6,662
	資本剰余金	911,239
	資本準備金	1,662
	その他資本剰余金	909,576
	利益剰余金	△241,659
	その他利益剰余金	△241,659
	（うち当期純損失）	(9,200)
	負債・純資産合計	965,276

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都荒川区西日暮里二丁目二番二号
（甲）株式会社カミヤ
代表取締役　神谷　元

東京都荒川区西日暮里二丁目二番二号
（乙）株式会社神谷商事
代表取締役　神谷　孝三

第４期決算公告

令和７年10月31日
東京都荒川区西日暮里二丁目２番２号
株式会社カミヤ
代表取締役　神谷　元

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,543
	固定資産	173,000
	資産合計	179,543
負純資債及産びの部	流動負債	8,386
	固定負債	129,198
	株主資本	41,958
	資本金	1,000
	利益剰余金	40,958
	その他利益剰余金	40,958
	（うち当期純利益）	(3,665)
	負債・純資産合計	179,543

第９期決算公告

令和７年10月31日
東京都荒川区西日暮里二丁目２番２号
株式会社神谷商事
代表取締役　神谷　孝三

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,343
	固定資産	70,413
	資産合計	107,757
負純資債及産びの部	流動負債	16,638
	固定負債	12,248
	株主資本	78,870
	資本金	36,100
	資本剰余金	35,100
	資本準備金	35,100
	利益剰余金	7,670
	その他利益剰余金	7,670
	（うち当期純損失）	(364)
	負債・純資産合計	107,757

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区西神田一丁目二番一〇号

（甲）大原出版株式会社

代表取締役　中川　和久

東京都千代田区西神田一丁目三番一五号

石福ビル

（乙）株式会社キャリア・デザイニングセンター

代表取締役　高畑　一郎

第10期決算公告

令和７年10月31日

東京都港区白金五丁目12番17号

クラウドハンドシステムズ株式会社

代表取締役　谷口　英明

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	18,814
	固定資産	40,871
	資産合計	59,686
負純資債及産のび部	流動負債	117,322
	株主資本	△57,636
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,900
	資本準備金	9,900
	利益剰余金	△77,536
	その他利益剰余金	△77,536
	（うち当期純損失）	（8,818）
	負債・純資産合計	59,686

第15期決算公告

令和７年10月31日

東京都港区白金五丁目12番17号

株式会社チェントロ・カミーノ

代表取締役　谷口　英明

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	108,288
	固定資産	27,498
	資産合計	135,786
負純資債及産のび部	流動負債	17,840
	固定負債	112,073
	株主資本	5,872
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,127
	その他利益剰余金	△4,127
	（うち当期純利益）	（987）
	負債・純資産合計	135,786

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都千代田区西神田一丁目二番一〇号

（甲）大原出版株式会社

代表取締役　中川　和久

東京都千代田区西神田一丁目三番一五号

石福ビル

（乙）株式会社キャリア・デザイニングセンター

代表取締役　高畑　一郎

第47期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区西神田一丁目２番10号

大原出版株式会社

代表取締役　中川　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,838,736
	固定資産	3,761,392
	繰延資産	124
	合計	6,600,253
負純資債及産のび部	流動負債	2,220,468
	固定負債	400,000
	株主資本	3,979,784
	資本金	46,000
	利益剰余金	3,934,284
	その他利益剰余金	3,934,284
	（うち当期純損失）	（19,983）
	自己株式	△500
	合計	6,600,253

第６期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区西神田一丁目３番15号

石福ビル

株式会社キャリア・デザイニングセンター

代表取締役　高畑　一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,933
	繰延資産	79
	合計	24,013
負純資債及産のび部	流動負債	4,936
	株主資本	19,077
	資本金	20,000
	利益剰余金	△922
	その他利益剰余金	△922
	（うち当期純利益）	（602）
	合計	24,013

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む分割契約書記載のゴルフ場運営事業の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

広島県広島市中区中町八番六号

（甲）東広島開発株式会社

代表取締役　安東　則好

千葉県我孫子市本町一丁目一番二号

ラ・シャルマン二〇一号室

（乙）バイオシステム株式会社

代表取締役　花本　惠嗣

第40期決算公告

令和７年10月31日

千葉県我孫子市本町一丁目１番２号

ラ・シャルマン201号室

バイオシステム株式会社

代表取締役　花本　惠嗣

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,594	流動負債	12,234
固定資産	56,112	固定負債	44,891
		株主資本	5,338
		資本金	10
		資本剰余金	995
		その他資本剰余金	995
		利益剰余金	4,332
		その他利益剰余金	4,332
		評価・換算差額等	243
		その他有価証券評価差額金	243
資産合計	62,706	負債・純資産合計	62,706

損益計算書の要旨

（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,678
売上原価	3,477
売上総利益	3,201
販売費及び一般管理費	2,525
営業利益	675
営業外収益	246
営業外費用	387
経常利益	534
特別利益	1,768
特別損失	36
税引前当期純利益	2,267
法人税、住民税及び事業税	695
法人税等調整額	△45
当期純利益	1,617

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月三十一日

神奈川県大和市中央一丁目一番一〇一六〇二号

（甲）株式会社エフスタイル

代表取締役　内山勇次郎

神奈川県大和市中央一丁目一番一〇一六〇二号

（乙）株式会社ショーナンソフト

代表取締役　内山勇次郎

第11期決算公告

令和７年10月31日

神奈川県大和市中央一丁目１番10―602号

株式会社エフスタイル

代表取締役　内山勇次郎

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,189
	合計	10,189
負純資債及産のび部	株主資本	10,189
	資本金	9,500
	利益剰余金	689
	その他利益剰余金	689
	（うち当期純損失）	（20）
	合計	10,189

第20期決算公告

令和７年10月31日

神奈川県大和市中央一丁目１番10―602号

株式会社ショーナンソフト

代表取締役　内山勇次郎

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,810
	合計	1,810
負純資債及産のび部	流動負債	31,627
	株主資本	△29,816
	資本金	10,000
	利益剰余金	△39,816
	その他利益剰余金	△39,816
	（うち当期純利益）	（589）
	合計	1,810

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記の計算書類の公告義務はありません。

（乙）

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区神宮前二丁目二七番二号マリンダイースト

代表取締役　ジョンマナース株式会社

東京都渋谷区神宮前二丁目二七番二号

有限会社マリンダリミテッド

代表取締役　マダレーナヴェラスケス エンリッケエスヴェラスケズ

第70期決算公告

令和７年10月31日

東京都渋谷区神宮前二丁目27番２号

マリンダイースト

ジョンマナース株式会社

代表取締役　マダレーナヴェラスケス

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	201,532
	固定資産	217,002
	資産合計	418,534
負純資産債及びの部	流動負債	13,286
	株主資本	405,248
	資本金	10,000
	利益剰余金	395,248
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	392,748
	（うち当期純損失）	(9,464)
	負債・純資産合計	418,534

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目二七番一一号

（甲）イカリ消毒株式会社

代表取締役　黒澤　秀行

千葉県船橋市海神一丁目二四番一三号

（乙）船橋イカリ消毒株式会社

代表取締役　井岡　智洋

第46期決算公告

令和７年10月31日

千葉県船橋市海神一丁目24番13号

船橋イカリ消毒株式会社

代表取締役　井岡　智洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	37,872
	固定資産	1,721
	資産合計	39,594
負純資産債及びの部	流動負債	6,144
	負債合計	6,144
	株主資本	33,450
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,450
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	22,450
	（うち当期純利益）	(2,763)
	純資産合計	33,450
	負債・純資産合計	39,594

第66期決算公告

令和７年10月31日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目27番11号

イカリ消毒株式会社

代表取締役　黒澤　秀行

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,351,677
	固定資産	2,352,540
	資産合計	9,704,218
負純資産債及びの部	流動負債	3,784,188
	固定負債	773,855
	製品保証損失引当金	373,615
	退職給付引当金	400,000
	負債合計	4,558,043
	株主資本	5,146,174
	資本金	100,000
	資本剰余金	44,480
	資本準備金	44,480
	利益剰余金	5,001,693
	利益準備金	10,642
	その他利益剰余金	4,991,051
	（うち当期純利益）	(427,752)
	純資産合計	5,146,174
	負債・純資産合計	9,704,218

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六五番地二ＳＣＧビル

（甲）株式会社成基

代表取締役　佐々木雄紀

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六五番地二ＳＣＧビル

（乙）株式会社GLOBAL VISION

代表取締役　佐々木雅紀

第10期決算公告

令和７年10月31日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地２　ＳＣＧビル

株式会社GLOBAL VISION

代表取締役　佐々木雅紀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	53,116
	固定資産	54,415
	資産合計	107,532
負純資産債及びの部	流動負債	222,228
	固定負債	10,859
	株主資本	△125,554
	資本金	10,000
	利益剰余金	△135,554
	その他利益剰余金	△135,554
	（うち当期純損失）	(41,369)
	負債・純資産合計	107,532

第61期決算公告

令和７年10月31日

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265番地２　ＳＣＧビル

株式会社成基

代表取締役　佐々木雄紀

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,755,966
	固定資産	1,674,743
	資産合計	7,430,709
負純資産債及びの部	流動負債	1,001,618
	固定負債	184
	負債合計	1,001,802
	株主資本	6,428,907
	資本金	10,000
	資本剰余金	292,900
	その他資本剰余金	292,900
	利益剰余金	6,126,007
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	6,122,007
	（うち当期純利益）	(126,991)
	純資産合計	6,428,907
	負債・純資産合計	7,430,709

第12期決算公告

令和７年10月31日

東京都千代田区岩本町三丁目１番２号

株式会社コスメディア

代表取締役　田中　斎

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,694,760,726
	固定資産	384,012,438
	合計	3,078,773,164
負純資産債及びの部	流動負債	963,599,771
	賞与引当金	113,642,000
	固定負債	214,959,509
	退職給付引当金	146,710,909
	役員退職慰労引当金	13,746,600
	株主資本	1,900,213,884
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	205,534,658
	資本準備金	201,000,000
	その他資本剰余金	4,534,658
	利益剰余金	1,838,890,604
	その他利益剰余金	1,838,890,604
	（うち当期純利益）	(383,537,477)
	自己株式	△244,211,378
	合計	3,078,773,164

理容師国家試験及び美容師国家試験の実施に関する公告

理容師法（昭和22年法律第234号）及び美容師法（昭和32年法律第163号）の規定に基づく、第53回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

令和７年10月31日

公益財団法人理容師美容師試験研修センター
理事長　遠藤　弘良

1　試験期日

⑴　理容師実技試験及び美容師実技試験　令和８年２月１日（日曜日）から
⑵　理容師筆記試験及び美容師筆記試験　令和８年３月１日（日曜日）

2　試験地

⑴　理容師実技試験　40都道府県（秋田県、岐阜県、滋賀県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県を除く各都道府県）
⑵　美容師実技試験　46都道府県（滋賀県を除く各都道府県）
⑶　筆記試験　北海道、岩手県、宮城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3　試験の概要

試験課目、受験資格及び受験の手続き等詳細については、別途配布する「第53回理容師国家試験受験案内」又は「第53回美容師国家試験受験案内」(以下「受験案内」という。)に記載のとおりとする。

4　受験願書提出期限

受験願書（提出書類を含む。)は、令和７年11月28日（金曜日）まで（当日消印有効）に公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。)へ簡易書留により郵送すること。

5　試験の一部免除

⑴　第52回理容師国家試験又は第52回美容師国家試験で実技試験又は筆記試験のいずれかに合格した者は、申請により第53回試験において、その合格した試験を免除する。
⑵　理容師又は美容師の免許を受けた者は、申請により理容技術理論又は美容技術理論を除く筆記試験を免除する。

なお、申請の方法は受験案内を参照のこと。

6　受験手数料

受験手数料は25,000円とする。ただし、実技試験又は筆記試験のみを受験する場合は12,500円とする。

7　合格発表

試験の合否は、令和８年３月31日（火曜日）午前９時に試験センターに合格者の受験番号を掲示し、併せて試験センターホームページ上に掲載する。

また、受験申込者全員に試験結果を同日に郵送する。

8　受験願書等の配布

受験願書及び受験案内は、令和７年11月６日（木曜日)から全国全ての理容師・美容師養成施設で配布する。

第　50　期　決　算　公　告

令和７年10月31日　静岡県菊川市加茂544番地の１

株式会社ホンダカーズ中央静岡
代表取締役　堀川　裕臣

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,630,706	流動負債	1,469,868
固定資産	1,613,845	固定負債	1,040,177
		株主資本	734,506
		資本金	50,000
		資本剰余金	109,885
		その他資本剰余金	109,885
		利益剰余金	574,966
		利益準備金	2,030
		その他利益剰余金	572,936
		（うち当期純利益）	(188,653)
		自己株式	△345
合計	3,244,551	合計	3,244,551

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月三十一日

静岡県菊川市加茂五四四番地の一
（甲）株式会社ホンダカーズ中央静岡
代表取締役　堀川　裕臣

静岡県富士市依田橋七七〇番地の一
（乙）株式会社富士ホンダ
代表取締役　増田憲一郎

静岡県伊東市荻五七四番地の二七
（丙）朝日ホンダ株式会社
代表取締役　朝日　賞造

第　48　期　決　算　公　告

令和７年10月31日　静岡県伊東市荻574番地の27

朝日ホンダ株式会社

代表取締役　朝日　賞造

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	601,613	流動負債	246,834
固定資産	348,543	固定負債	41,314
		株主資本	662,007
		資本金	10,000
		利益剰余金	652,007
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	649,507
		（うち当期純利益）	(35,788)
合計	950,156	合計	950,156

第38期決算公告　令和７年10月31日

静岡県富士市依田橋770番地の１

株式会社富士ホンダ
代表取締役　増田憲一郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,013,080
	固定資産	860,393
	合計	1,873,473
負債及び純資産の部	流動負債	780,470
	固定負債	185,506
	株主資本	907,497
	資本金	10,000
	利益剰余金	897,497
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	894,997
	（うち当期純利益）	(6,460)
	合計	1,873,473

決　算　公　告

令和７年 10 月 31 日

神戸市中央区北長狭通五丁目１番21号福建会館ビル

ワイズテック・グローバル・ジャパン株式会社

代表取締役　キャロライン・ホワン・ファム

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,827	流動負債	20,621
固定資産	160,814	（有給休暇引当金）	(6,739)
繰延資産	868	株主資本	175,888
		資本金	130,996
		利益剰余金	44,892
		その他利益剰余金	44,892
		（うち当期純利益）	(26,216)
資産合計	196,509	負債・純資産合計	196,509

第５期決算公告

令和７年 10 月 31 日　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階

Sime Darby Elco Power Japan株式会社

代表取締役　ルイ・ラップ・チョン・ビリー

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	257,974	流動負債	155,347
固定資産	13,670	製品保証引当金	278
		賞与引当金	27,267
		固定負債	184,465
		株主資本	△68,168
		資本金	10,000
		利益剰余金	△78,168
		その他利益剰余金	△78,168
		（うち当期純利益）	(44,592)
資産合計	271,644	負債・純資産合計	271,644

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十月三十一日

東京都港区港南二丁目一六番一号品川イーストワンタワー八階

（甲）ヴィデンダムメディアソリューションズ株式会社

代表取締役　稲葉　明央

東京都港区港南二丁目一六番一号品川イーストワンタワー八階

（乙）ヴィデンダムプロダクションソリューションズ株式会社

代表取締役　稲葉　明央

第 20 期決算公告

令和７年 10 月 31 日

東京都港区港南二丁目16番１号品川イーストワンタワー８階

ヴィデンダムメディアソリューションズ株式会社

代表取締役　稲葉　明央

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	755,872	流動負債	352,571
固定資産	14,344	固定負債	59,231
繰延資産	81,079	株主資本	439,492
		資本金	100,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	249,492
		その他利益剰余金	249,492
		（うち当期純利益）	(667)
資産合計	851,295	負債・純資産合計	851,295

第 43 期決算公告

令和７年 10 月 31 日

東京都港区港南二丁目16番１号品川イーストワンタワー８階

ヴィデンダムプロダクションソリューションズ株式会社

代表取締役　稲葉　明央

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	381,957	流動負債	218,542
固定資産	71,392	固定負債	21,517
繰延資産	39,176	株主資本	252,466
		資本金	10,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	226,466
		利益準備金	6,500
		その他利益剰余金	219,966
		（うち当期純利益）	(13,623)
資産合計	492,526	負債・純資産合計	492,526

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十月三十一日

岩手県盛岡市菜園一丁目七番二二号

（甲）東京土地販売株式会社

代表取締役　佐々木祐子

岩手県盛岡市菜園一丁目七番二二号

（乙）株式会社東京土地開発

代表取締役　佐々木祐子

第 53 期決算公告

令和７年 10 月 31 日

岩手県盛岡市菜園一丁目７番22号

東京土地販売株式会社

代表取締役　佐々木祐子

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,865	流動負債	69,430
固定資産	228,272	固定負債	77,042
有形固定資産	225,142	株主資本	116,644
無形固定資産	408	資本金	15,000
投資その他の資産	2,722	利益剰余金	130,554
		利益準備金	8,750
		その他利益剰余金	121,804
		（うち当期純利益）	(1,108)
		自己株式	28,910
資産合計	263,118	負債・純資産合計	263,118

第 63 期決算公告

令和７年 10 月 31 日

岩手県盛岡市菜園一丁目７番22号

株式会社東京土地開発

代表取締役　佐々木祐子

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,963	流動負債	20,742
固定資産	8,581	固定負債	4,194
投資その他の資産	8,581	株主資本	35,608
		資本金	12,000
		資本剰余金	482
		資本準備金	482
		利益剰余金	23,126
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	18,126
		（うち当期純損失）	(855)
資産合計	60,545	負債・純資産合計	60,545